

官報

號外

大正十四年三月八日 日曜日

內閣印刷局

○ 第五十回 衆議院議事速記録第二十四號

古社寺保存費増額ニ關スル建議案
提出者 八田 宗吉君 山口 義一君

一普通選舉施行後ニ於ケル政治的並思想
的團體出現ノ傾向如何
右及質問候也

大正十四年三月七日(土曜日)午後一時十九
分開議

議事日程

第一二十三號

大正十四年三月七日

午後一時開議

第一 治安維持法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報呈)

○副議長(小泉又次郎君) 諸般ノ報告ガア
リマス

(書記官朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

日本無線電信株式會社法案

提出者

福相鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 八田 宗吉君 堀切善兵衛君
(以上三月五日提出)

内閣總理大臣 子爵加藤 高明
衆議院議長柏谷義三殿
思想ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差
進候

大正十四年三月七日

第一染料關稅撤廢ニ關スル建議案
(武藤金吉君外一名提出)

第三綿絲關稅撤廢ニ關スル建議案
(武藤金吉君外一名提出)

第四綿絲輸入關稅撤廢ニ關スル建議案
(關直彦外君一名提出)

第五綿絲輸入關稅撤廢ニ關スル建議案
(飯塚春太郎君外一名提出)

第六關稅改正促進ニ關スル建議案
(太田信治郎君外二名提出)

第七蛋粉ノ關稅定率法改正ニ關スル
建議案(平野光雄君外一名提出)

第八煉乳粉輸入關稅引上ニ關スル
建議案(小池仁郎君外十七名提出)

第九國幣中社眞清田神社陸格ニ關ス
ル建議案(服部英明君提出)

第十警察費國庫下渡金連帶支辨規定
改正ニ關スル建議案(千葉宮次郎君
外三名提出)

第十一高等師範學校設置ニ關スル建
議案(佐々木春作君外三名提出)

第十二國立公園調查會設置ニ關スル
建議案(鈴木隆君外四名提出)

第十三國立公園調查ニ關スル建議案
(小西和君提出)

第十四本州ト島嶼間ノ交通ニ關スル
建議案(古川清君提出)

第一讀會ノ續(委員長報呈)

第一二十三號

大正十四年三月七日

午後一時開議

第一 治安維持法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報呈)

第一二十三號

大正十四年三月七日

</div

一今七日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

裁判所構成法中改正法律案(政府提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス)

一去五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

染料製造獎勵二關スル法律案委員

山道

裏一君

武内

作平君

山本

厚三君

太田

信治郎君

村上

國吉君

小泉辰之助君

筒井民次郎君

佐藤

重遠君

加藤

知正君

大輔君

坂井

芳治君

前田

兼實君

武藤

金吉君

吉津

度君

畔田

明君

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

橋本

喜造君

福田

五郎君

中野

實君

加藤

十

四郎君

重松

重治君

大園榮

三郎君

倉

元要

一君

田口

文次君

内田

信也

君

柏田

忠一君

宇右衛門君

千葉宮

次郎君

柏田忠

一君

筒井

民次郎君

大竹

謙治君

シテハ、委員ノ諸君ハ熱心ニ、眞面目ニ、研究時ニ、質問應答ヲ盡サレタノデアリマス、其中ニ於キマシテ、或ハ高遠ノ理屈、鄉ニ付テノ質問モアリ、又深遠ナル法律論ノ質問モアリマシタ、又色ニノ場合ヲ假定致シマシテ、而シテ其假定ニ基イテ本法トノ適用如何ト云フヤウナ質問モ色ニアッタノデアリマス、斯様ナル點ニ於テ百般ノ場合ヲ豫想シテノ質問應答ニ對シマシテ、一々私ガ此處デ御報告ヲ申上ゲルト云フコトハ如何ニアラツカト思ヒマス故ニ、私ハ大體ノ所ヲ御報告申上ゲマシテ、詳細ナル事ハ委員會ノ速記ニ依フテ御覽ヲ願ヒタイト思フ、デアリマス、先づ本案ニ於キマシテ勞頭問題ニ相成リマスモノハ、即チ國體ノ變革、政體ノ變革、私有財產制度ノ否認ト云フコトハドウ云フコトデアルカト云フコトニ相成ルノデアリマス、國體トハ何ゾヤト云フコトニ對シマシテ、政府ハ國體トハ萬世一系ノ天皇ガ統治ヲスルト云フ、此我國ノ國柄ヲ指シテ國體ト謂フト云フヤウナ御答辯デアリマシタ、ソレニ對シマシテハ、國體ト云フ字ハ克ク孝ニ、眞ニ森嚴ナル意味ノ言葉デアルカラ、無味乾燥ナル法律語トシテ之ヲ使フノハドウデアラツカト云フヤウナ御意見モアリマシタ、又國體ト云フ事柄ハ萬世一系ノ天子ガ統治ヲスルト云フコト、其事ヲ言フノナラバ左様ナ、即チ變革ヲ企テルト云フガ如キコトハ有リ得ベカラザルコトデアルガ故ニ、斯ウ云フ法律ヲ要セナインデハナイカト云フ質問モアツノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、吾々モ萬有ルベカラザルヲ信ズルノデアルケレドモ、事頗ル重大デアルガ故ニ、尙ホ一層規定ヲ要セント云フノデアリマス、又既ニ刑法ニ於ニ對シテ政府ハ、刑法ノ規定スル所ノモノテ、天皇並ニ皇族ニ關スル所ノ規定ガアルハ即チ危害ヲ加ヘ、或ハ危害ヲ加ヘントシ、或ハ不敬罪ト云フヤウナ方面カラ規定セラレ、即チ直接ニ皇族ニ對スル危害ノ法律デアル、今回ノ立案ハサウデナクシテ、天

皇が即チ國ヲ統治スルト云フ、統治ノ聯絡ヲ遮断スルガ如キコトガ即チ變革デアルト云フ方面カラ論ジテ居ルノデアルカラ、刑法ト法トハ違フト云フコト言ハレテ居ルノデアリマス、又斯ノ如キ法律ハ單行法トシテ出サヌデモ、刑法其他ノ法律ヲ改正シテ、其目的ヲ達スルノデハナイカト云フ質問モアツナノデアリマスガ、政府ハ成程新聞紙法、出版法、或ハ治安警察法、其他刑法ヲ改正シテ此目的ヲ達タルコト必シモ不可能デハナイノデアリマスケレドモ、今日マテノ十九世紀の觀念ヨリ成ニタ所ノ法律ヲ以テシテハ、今日ノ社會現象タル所ノ此無政府主義、共產主義ヲ取締ルニハ不十分デアル、之ヲ取締ルニハ矢張新立法ヲ要スルト云フヤウナ意味ノコトデアリマシタ、次デ主權者、日本帝國ノ主權者ハ何人デアルカト云フ討論ガ本黨ノ中村君ヨリ出タノデアリマスガ、政府ハ我國ノ主權ノ所在ハ天皇デアルト云フ風ニ答ヘラレマシタ、次デ政體ノ變革トハ何ゾヤト云フコトニ相成リマシタ、政體ノ變革ト云フコトニ付キマシテハ、先月十九日本會議ノ時ニ於キマシテ、内務大臣ヨリ既ニ答ヘラレタ如クニ、政體ト云フ言葉ハ立憲政體ト云フ言葉デアル、代議政體ト云フ言葉デアル、其代議政體即チ民選議院ヲ中心トシテ政體ト云フ言葉ヲ使シダノデアルト云フ御答辯アリマシタ、之ニ對シマシテ、然ラバ此立法部ト相對スル所ノ天皇ノ大權デアルトカ、其他司法行政ニ關スル事柄ハ本法ニ入ルノデアルク、入ラナイノデアルカト云フコトニ對シマシテ、政府ハ此問題ハ即チ議會否認ト云フ聲トシテ立法シタノデアル、他ノ司法、行政、天皇ノ大權、固ヨリ容易ナラザル事デアリニ對シマシテ委員會ニ於テ多クノ委員諸君ヨリハ、政府立法ノ主旨ハ之ヲ諒トセラレテヤウデアリマスケレドモ、果シテ然ラバ政體ノ變革ト云フ文字ヲ以テシテハ、政府

提案ノ主旨ト一敍スルモノナライ、文字ノ
方ガ廣イ解釋ヲ特ツガ爲ニ、頗ル危險ナル
法律デアルト云フヤウニ論難的質問モ繰返
サレタノデアリマス、次テ私有財產制度ノ
否認、私有財產制度トハ何ゾヤト云フ議論
ガ直グニ起ルノデアリマス、私有財產制度
トハドウ云フ事柄ヲ謂フノデアルカト云フ
コトニ付キマシテハ、定義的ニ簡單ナル言
葉ヲ以テ言現ハサレテハ居ナイノデアリマ
ス、故ニ多クノ質問應答ノ中ヨリ之ヲ綜合致
シテ申シマスナラバ、我國ニ於キマシテ所
有權ヲ中心トシテ多クノ財產關係ヲ規定セ
ラレタ所ノ、百般ノ法令ニ依テ保護セラ
レル所ノ制度、此制度ノ綜合觀念ガ即チ一
ノ財產制度デアルト云フカ如クニ答辯セラレ
テ居ルノデアリマス、隨テ此私有財產制
度ト云フコトハ、私有財產制度ノ根本ト云
フコトニ相成ルト云フコトヲ答辯セラレ
居ルノデアリマス、私有財產制度ノ基礎ト
言フテモ宜イ、根本ト言フテモ宜イト云フ風
ニ言ハレテ居ルノデアリマス、而シテ此否
認ト云フコトハドウ云フコトデアルカ、否
認トハ即チ廢止若クハ破壊ヲ意味スルト云
フヤウナ言葉デアリマシテ、私有財產制度
ノ根本ヲ覆ヘスト云フコトニ政府ハ述ベラ
レテ居ルノデアリマス、是ニ於テ此法條ハ
本法案ノ最モ大切ナル部分ニ屬スルノデア
リマシテ、色ニ質問ガ繰返サレタノデア
リマス、然ラバドノ程度ニマテ否認シタナ
ラバ制度ノ否認ニ相成ルノデアルカ、例ヘ
トナルト云フヤウナ制度ハドウデアルカト
バ現今ノ露西亞ノ如ク、多クノ有力ナル財
產ハ全部國有ニ相成テ、手廻リノ物、若ク
ハ果實ノヤウナ物ガ、所謂私有所有權ノ目的
トナルト云フヤウナ制度ハドウデアルカト
云フ問ニ對シマシテ、政府ハソレハ私有財
產制度ノ否認デアル、斯ウ云フ風ニ答辯セ
ラレテ居ルノデアリマス、又然ラバ土地國
有ハ如何デアルカ、又鑛山ノ國有ハドウデ
アルカ、或ハ水面ノ國有ハドウデアルカト
云フ色ニ質問ニ對シマシテ、左様ナル個
個ノ場合ニ於テハ、ソレハ財產制度ノ否認
ニハナラヌト答ヘラレテ居ルノデアリマ
ス、之ニ對シマシテ星島委員ダト思ヒマシ

タガ、土地ノ全部、地下埋藏物ノ全部、或ハ汽船ノ全部、飛行機ノ全部、鑛山ノ全部ト云フヤウナ主ナルモノ五ツ位ノモノ、然ラバ之ヲ國有ニスルト云フコトデアルナラバ、ソレハ否認ニ相成ルノデアルカ、ナラヌノデアルカト云フ問ニ對シテ、政府ハソレハ即チ沒收ヲシテシマツテ、何等ノ代價ヲ拂ハズニ之ヲ取上ダルト云フヤウナコトハ、即チ所有權ノ觀念ヲ否認シテカラ起ル現象デアルガ故ニ、私有財產制度ノソレハ否認ニ相成ル、併ナガラ政府ハソレニ相當ノ賠償ヲ與ヘテヤルト云フコト、即チ所有權ノ存在ヲ認メルト云フ前提ノ下ニ賠償スルノデアルカラ宜シイ、論ガ此所ニ及ビマスルト云フト、量ノ問題ヨリハ質ノ問題アルカノ如クニ答ヘラレテ居ルノデアリマス、又生產財ヲ國有ニシテ、消費財ヲ民有ニスルト云フコトハ、此法律ニ當倣ルカト云フヤウナ質問モアリマシタ、之ニ對シテ政府ハ、生產財ト云フモノハ即チ其殆ド財產ノ全部——有力ナル財產ノ全部ヲ指スヤウナ意味ニ於テ使ハレテ居ルナラバ、ソレヲ没收スルト云フコト、ソレヲ國有ニスルト云フコトハ即チ私有財產制度ノ否認デアルナル場合ヲ豫想シテ行キマスレバ、政府ノ説明モ必シモ一目瞭然トハ參り兼不テ居リマス、即チ此所ヨリ右ハ有罪デアリ、此所ヨリ左ハ無罪デアルト云フコトニ致シマシテモ、右ト左ノ中間ニ這入ル所ハ紙一枚ヲ挿マヌノデアル、此所マデ立至テ見ルト中と徹底的ニハ參ラヌノデアリマス、其所ニ至リマスレバ即チ政府モ、ソレハ其時ニ於ケル法律的常識ヲ以テ裁判官ノ認定ニ任スヨリ仕様ガナイト云フ意味ヲ漏サレテノ如キ事柄ガ私有財產制度ノ否認ト云フコ居ルノデアリマス、然ラバ勞働黨ノ政綱ニ於テ——英吉利邊リノ勞働黨ノ政綱、若クト質問ヲ爲サレマシタ、ソレハ其綱領、決議、

學說ト云フヤウナモノデアッテ、頗ル大部ノモノニアリマスルが故ニ、委員會ノ速記録ニ載セルコトニ致シテ居リマスカラ、サウ云フ詳細ノ事柄ニ付テハ、ドウカ委員會ノ速記録デ御覽ヲ願フコトニ致シマシテ、政府ハ斯ウ云フ風ニ答辯致シテ居ルノデアリマス、其現ハレタル簡單十文章ヲ以テシテハ、本法ニ引掛カルトハ思ハヌ、併ナガラ百般ノ事必シモ現ハレテ居ル文字ノミデハナイ、其文字ノ現ハルニ至ッタ理由、其他内容トナルベキ重要な部分ヲ拜見セキバ、此條文ガドウ解釋出來ルカト云フコトハ、必シモ今斷言スルコトハ出來ナイ、併シ表面ニ現ハレタル文字ヲ以テスルナラバ、ソレダケカラ言フナラバ、本法ニ引掛ラヌモノデアル、即チ所有權ノ民衆化デアルトカ、或ハ私有財產制度ノ漸次ノ變革デアルトカ云フヤウナ抽象的ノ言葉ヲ以テシタノミデハ、必シモ本法ノ適用ヲ受クルモノデハナリト云フ風ニ答辯セラレテ居ルノデアリマス、次デ起リマヌ問題ハ國體ノ變革、政體ノ變革、私有財產制度ノ否認ヲ爲スノ不法手段ヲ要スルカドウカ、合法的デモ尙ホ犯罪ニ相成ルカト云フ點ガ又頗ル重要ナル點デアリマス、此點ニ付キマシテハ政府ハ不法ヲ要セヌ、今回ノ條文ト云フモノハ他ノ法律ト其撰ヲ異ニシ、此法律ニ依テ保護スルト云フ所ノ利益、目的、即チ法益ノ範圍ハ頗ル狹イノデアル、頗ル狹少デアルが故ニ、此法益ヲ害セントスル者即不法ナリト云フノデアリマス、即チ姑ク國體ハ讓リマシテ、私有財產制度ト云フモノハ今日吾吾國民ガ秩序ヲ維持スル上ニ於テ、此社會組織ヲ完全ニ維持スル上ニ於テ必要缺クベカラザル制度デアル、憲法モ此意味ニ於テ出来テ居ルノデアル、然ルガ故ニ此私有財產制度ヲ根本ヨリ覆スト云フコトハ、即チ其事が不法ヲ爲スノデアル、丁度人ヲ殺ス、刑法ニ於テ人ヲ殺シタ者ハ無期徒刑「不法二人ヲ殺シタル」ト云フ條文ハ無イノデアル、人ヲ殺スト云フコトガ即不法デアル、日本ノ今日ノ状態ニ於テハ、即チ國體ヲ變革スルトカ、私有財產制度ヲ否認スルト云

不法ト即不法ト政府ハ思フノデアル、之ヲノ手段云々ト云フコトハ意味ヲナサヌ
ノデアリマス、之ニ對シマシテハ、或ハ暴
力ヲ以テスルノデナケレバイカヌ、或ハ不
法ヲ是非加ヘナケレバナラヌト云フヤウ
ナ、非常ナル論難的質問ガアツノデアリ
マスガ、政府ノ説明ハ此點ニ於テ始終一貫
致シテ、即チ不法其モノ自體ガ不法デアル
ト云フ風ニ答辯セラレテ居ルノデアリマ
ス、是ニ於テカ此合法性ト云フモノヲ認メ
スト云フコトニ相成ルナラバ、此法律ハ矢
張刑罰法律デアリマスルガ故ニ、刑法ノ適
用ヲ受ケルノデアル、刑法三十五條以下ニ
依リマスレバ、正當ノ業務ニ在ル所ノ者ハ
認メラレテ居ルノデアル、業務行爲ハ即チ
免責行爲ニ相成ツテ居ルノデアリマス、是ニ
於テカ議員ガ議會ヲ通ジテ爲ス所ノ事柄
ハ、然ラバ合法行爲デアルカドウカト云フ
質問ニ對シマシテ、政府ハ議會ノ職務デア
ルナラバソレハ即チ合法行爲ト申サレルト
云フ風ニ答辯シタノデアル、即チ先づ私有
財產制度否認ノ建議ハ如何カト言へバ、ソ
レハイカナイ、憲法ヲ變更シナケレバ私有
財產制度ノ否認ハ出來ナイノデアル、憲法
變更ハ即チ勅令ニ依フテノミ爲シ得ルノデ
アル、故ニ議員ノ建議ト申セバ則チ政府ニ
建議ヲスル事デアリテ、陛下ニ建議ヲスル
意味デハナイガ故ニ、建議ハ出來ヌトスル
云フ風ニ答ヘラレタノデアリマス、然ラバ
法案ハ如何ト云フコトデアリマス、法律案
ニ致シマシテモ矢張同様、憲法ヲ變更スル
ニ非ザレバ私有財產制度ノ否認ハ出來ナイ
ノデアルカラ、ソレハ議員ノ職務ナイト
答ヘラレテ居ルノデアリマス、然ラバ議院
ノ有スル最も重要ナル所ノ上奏權ハドウデ
アルカト云フ點ニ對シマシテハ、上奏ト云
フ事ニ付テハ議論モアルケレドモ、政府ノ
見ル所ニ依レバ、上奏權ハ議院ニ於テ重要ナ
ル問題トシテ職務行爲デアルト云フ風ニ答
辯セラレタノデアリマス、議院ハ憲法變更
ノ上奏モ爲シ得ル、隨テ上奏權ヲ行フ範圍
ニ於テノミ合法性ヲ持ツノデアルト云フ、然

ラバ次第起ル疑問ハ、院ノ内外ヲ通ジテ然ルカト云フ質問ガ起テ來ル、之ニ對シ政府ハ議員ノ職務ハ院内ニ限ラレルノデアリル、院外ニ於テハ其職務ト認メラレナイ、職務行爲デナイト言ハル、ノデアリマス、併ナカラ色ニ質問應答ノ結果ハ、政府ニ於キマシテハ此院内ニ於テ業務ヲ執行スル議員ガ、職責ヲ行フニ必然且ツ不分離ノ程度ニ於テノミ、院外ニ於テ認メザルヲ得ナイト云フコトニ相成テ來タノデアリマス、此事ハ議員ノ權能ニ關スル最モ重大ナル事柄デアリマス故ニ、マア一度言返シマス、即チ院内ニ於テハ宜シイ、院外ニ於テハ職務行爲ニナラヌノデアル、併ナカラ院内ハ職務ヲ行フニ即チ必然的デアル、且ツ不分離のノ部分ニ限テハ免責行爲ト相成ルト云フ風ニ答辯セラレテ居ルノデアリマス、先ヅ左様ナ風ニ此第一條ニ付テノ質問應答ダウニアタノデアリマス、要スルニ第一條ニ於ケル文字ガ頗ル抽象的ノ言葉アリマシテ、一方ニ於テ彈力性ニ富ムト同時ニ、一方ニ於テハ廣汎ノ解釋ヲバサレル度ノアルコトモ亦已ムヲ得ザルコト、思フノデアリマス、次第第二條ノ協議ト云フコトニ付テハ、政體ヲ變革シヤウト云フコトヲ實行スルコトヲ目的ト致シマシテ、甲ナル者ガ乙ニ對常識ニハ御互ノ協議ガ即チ協議デアリマスルガ、唯、一點御留意ヲ願ヒタイ點ハ、協議ト云フコトハドウ云フコトヲ言フカ、シテ實行ヲシャウヂヤナイカト云フコトヲ協議ヲ申込ム、相手ガ之ニ應ズルト云フ場合ハ協議ニ疑ガナイノデアル、相手ガ應ジナイ、甲ガ申込ミマシタガ、乙ガ應ジナイ、シテ實行ヲシャウヂヤナイカト云フコトヲ依レバ應ゼザル乙ハ無論實行ノ意思モ何モノ無ノイデアリマスカラ、即チ協議ハ成立タ時ハドウデアルカト云ヘバ、政府ノ説明ニアル者ハドウデアル、是ハ相手ノ同意不同意ニ拘ラズ、左様ナ事ノ申込ヲスルコトソレガ協議デアル、之ヲ取締ルト云フコトガ矢張本法ノ目的デアルト疏明セラレテ居ルノデアリマス、之ニ就キマシテハ本黨側ノ諸君ヨリ、此字ヨリハ勸誘ト云フ字ガ宜イノ

デハナイカト云フ御質問モアリマシタ、次
ト云フコトニ付テ、煽動トハ何ゾヤト云フ
コトハ皆様御承知ノ通りデアリマスガ、煽
動ト云フ字ハ如何ニモ紛レ易イ字デアルク
ラ、煽動ト云フ字デナク、何トカ明ナ方法
ガナイカト云フヤウナ質問ニ對シテ、政府
ハ煽動ト云フ字ハ明デアル、治安警察法第
十七條ヲ廢止スル、廢止セヌト云フ輿論
ヤカマシイケレドモ、治安警察法第十七條
ノ煽動ト云フ言葉ハ、言葉自身ガ惡イノデ
ハナクテ、「ストライキ」即チ同盟罷工ト
聯シテ法律問題ニ相成ツテ居ル言葉デアル、煽
動ト云フ字ハ其他治安警察法第九條ニモアリ、煽
レバ、新聞紙法ノ第二十一條ニモアレバ、
今回ノ選舉法ニモ使ツテ居ル言葉デアル、疑
ノナイ言葉デアルト云フ風ニ言ハレテ居ル
ノデアル、然ラバ煽動ト宣傳トハドソ違フ
カト云フコトニ對シテ、宣傳ト申セバ或事
ヲ流布スル、或事ヲ傳播スルト云フコトガ
宣傳デアリマス、此流布宣傳以上ニ、或事
ヲスウニ云フ事柄ガ宜ノデアルカラスウニ
フコトヲ行フノガ宜イト云フ風ニ、多クノ
人ニ感情ヲ刺戟シテ、實行ノ力ヲ與ヘル
ヤウナ事ヲセシメルコト、ソレガ即チ煽動
デアルト申サル、ノデアリマス、次デ此
自白スルナルバ減刑免除ノ規定ガアル、是
ハ「スペイ」ヲ獎勵スル規定デハナイカト云
フ質問ニ對シテ、政府ハ此法律ハ危險防止
ノ爲ノ取締法デアリマスルガ故ニ、一人
ニテモ半人ニテモ少ク、未然ニ危險ヲ防
グ意味ヨリ排ヘタノデ「スペイ」ヲ眼中ニ
置ク制度デナイト言フノデアル、次デ此
法律ノ附則ニ付キマシテ、此法律ガ出來
タナラバ、治安維持令ナル震災後ニ出サレ
タ緊急勅令ガ廢止セラル、ガ、此緊急勅令
ノ治安維持令トドウ云フ所ガ違フノデアル
カト云フ質問ガ起テ來マシタガ、之ニ就
テ治安維持令ハ其目的トスル所ガ頗ル廣イ
ノデアル、又其犯罪ノ手段トスル所ハ流布
宣傳ニモ及ビ、流言浮説ニモ及シデ居リ、
頗ル廣イノデアル、懲役ハ同じ十年以下デ
アリマスケレドモ、其目的、其手段ノ頗ル

廣汎ナルモノデアルト説明セラレテ居ルノ
デアリマス、然ラバ過激思想取締法案トド
シテ國憲——所謂國憲デハアリマセヌ、國
體ノ變革、政體ノ變革ト云フコト、ハ達
テ居ル、朝憲ノ紊亂ト云フノハ信教ノ自由
ヲ害スル、蹂躪スルヨリコトモ入ルケレドモ、
今回ハサウ云フコトハ入レテ居ナイ、斯ウ
云フノデアリマス、又其他ノ點ニ付キマシ
テモ違フト云フ點ガアリマシタガ、是亦同
様速記録ヲ仰覧ヲ願フコトニ致シマス、次
デ刑罰ハ重過ギヤセヌカト云フコトニ對シ
テ、此刑罰ヲ以テ相當トスルト言ハレルノ
デアリマス、是ニ於テ起ル問題ハ、國體變
革ト私有財產制度ノ否認ヲ、同じ刑量ニ依フ
テ規定セラレテ居ルノハ何故デアルカト言
ハレルノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、
成程國體ハ絕對的ノモノデアル、政體及私
有財產制度ノ否認ト云フコトハ相對的ノコ
トデアル、其法益ノ價值固ヨリ同一ト論ズ
ル譯デハナイ、併ナガラ此法案ノ目的ト
スル所ハ國體直接チナク、即チ國體ヲ害セ
ントスル所ノ危險ヲ防グ、豫備ノ豫備ヲ罰
スル程度ノトキニハ、同じ刑量ヲ以テ取締
ノ程度ニ於テ同じ事ト見ル、終局ノ法益ノ
價値ハ違テ居ルケレドモ、此法益ヲ害セ
ントスル所ノ其手段方法ガ豫備ノ豫備ヲ罰
スル程度ノトキニハ、同じ刑量ヲ以テ取締
ルノガ至當デアルト云フ答辯デアリマシ
タ、次デ清瀬君ヨリ陪審法トノ關係ハドウ
デアルカト云フ質問ニ對シマシテ、陪審法
ノ法定陪審ニハ這入ラヌガ、任意陪審申
立——請求陪審ニ這入ルト云フ答辯デアリ
マシタ、次デ此法律ガ出來タナラバ勞働問
題ハドウナルノデアルカ、勞働運動ハドウ
ナルカ、勞働者ノ運動ヲ壓迫スルコトニ相
成ルノデハナイカト云フ質問ニ對シテ、政
府ハ決シテサルコトナシ、勞働運動ノ所謂
労働者ノ地位ヲ向上シ、勞働條件ノ改善ヲ
圆ルト云フヤウナル純真ナル勞働運動ニ對
シテ、固ヨリ取締ル意思ガ毫モ無イノデア

云フコトニ依テ、労働者ノ地位ハ改善セラル、ト見ナケレバナラヌ、然ラバ此普通選舉實施ノ後ニ於テ労働黨ガ起り、新ニ労働黨ガ起テ新綱領トシテ私有財產制度ニ變更ヲ加ヘルト云フヤウナコトガアッタラドウスルカ、ソレヲ防グト云フコトガ此法律ノ目的デアルカト云フ風ニ言ハレタノデアリマス、政府ハ普通選舉ノ實施ト同時ニ労働黨ハ起ルデアラウ、新政黨ノ樹立モ亦起ルデアラウ、併ナガラ此私有財產制度ノ變更ノ程度ハ、所有權ノ制限ノ程度デアルナラバ、吾々ハ法律ニ關係ハ無イノデアル、私有財產制度ノ否認、私有財產制度ノ根本的否認ト云フガ如キ事柄ガ問題トナルノデアル、所有權ヲ制限スルトカ、或ル程度マデ私有財產制度ニ變更ヲ加ヘルト云フガ如キ事柄ハ、此法律ノ關スル所デ無イノデアル、労働黨ノ新綱領、労働黨ノ發生ヲ妨害スル爲ニ決シテ法律ヲ出シシタノデナイト云フ風ニ答ラレテ居ルノデアリマス、又勞農政府ノ宣傳禁止條約ニ付テノ質問モアリマシタ、又無政府主義、共產主義ト何故爲サナカタカト云フ質問モアリマシタガ、是等ノ點モ同ジク速記録ニ譲リマス、又一般投票ハ此日本ノ立憲政治、議會政治トドンナ關係ヲ持ツノデアルカト云フ點ニ對シマシテハ、過日ノ本會議ニ於テ若槻内務大臣ヨリ答辯セラレタルト同ジヤウナ答辯デアリマシタ、故ニ是亦省キマス、次テ思想ハ思想ヲ以テ律スベキモノデアッテ、法律ヲ以テ律スルコトハ宜クナイト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ思想ハ決シテ罰スルノデハナイ、思想ハ全然自由デアル、デアルガ故ニ、學者ガ假ニ研究的ニ之ヲ研究スル、學生ガ之ヲ研究スル、研究ノ結果ヲ發表スルト云フコトハ自由デアル、其思想ハ自由デアルガ故ニ、學者ガ假ニ研究的ニ之ヲ研究スル、學生ガ之ヲ研究スル、研究ノ結果ヲ發表スルト云フコトハ自由デアル、社會主義トハドウ云フモノデアル、無政府主

財産制度ノ變革十年モ是ハオカシイ、國體ハ十年其儘デ宜シイガ、私有財產制度ノ變革ハ之ヲ七年ニ改メルト云フコトデアリマシタ、其結果ト致シマシテ、其次ニアリマシタ二條、三條、四條ノ手段モ、一方ガ七年デアルナラバ一方ハ五年ト云フ風ニ下ダテ來タノデアリマス、又「協議」ト云フ字ハ先程申上ゲマシタ如クノ意味アリテ、之ヲ勸誘シ、又ハ之ニ應ジタ者ト書ク方ガ適切デアラウト云フ御意見デ修正意見ガ出タノデアリマス、承リマスレバ此本會議ニ於テ本黨ノ諸君ヨリ修正案ノ御説明ガアルト云フコトデアリマスカラ、私ハ其點ハ省略シテ、其御趣意ノ在ル所ダケヲ此所デ御紹介申上ゲテ置キマス、次デ清瀬一郎君ヨリ本案廢案ノ——本案ニ絕對反對ノ意見ガ出來マシタ、同氏多年御研究ニ成シタ所ノ蘊蓄ヲ傾倒セラレテ、非常ニ論ゼラレタノデアリマシタ、其要旨ハ本案ノ如キ事柄ガ、即チ私有財產制度ノ否認ト云フヤウナ事柄ガ、不法手段ト云フヤウナコトヲ入レズニ、合法的ニ斯ウ云フ事ヲヤッテモ尙ホ罰スルト云フガ如キコトハ、世界各國ト比シテ、我國ノ立法トシテ實ニ慨歎ニ堪ヘヌト云フヤウナ論デアリマシテ、將來此無產階級、勞働者階級ノ進ムベキ途ハ私有財產制度ニ指ヲ染メルノデアル、其指ヲ染メルト云フコトヲ今禁止セラル、ノニ至テハ、大ナル時代ヲ解セザル所ノ立法デアルト云フ意味デアリマシタ、又此立法ノ技術ノ點ニ付テドウ云フ言葉ガイカヌ、ドウ云フ言葉ハ不穢當デアルト云フコトニ對シマシテモ、詳細ナル御演説ガアッタノデアリマス、ケレドモ、是亦清瀬君同志ノ諸君ヨリ何レ御演述フセラレルコトデアリマセウカラ、私ハ此程度ニ於テ此報告ハ止メアリマス、次デ採決ニ移リマシタ、採決ノ結果横山金太郎君ノ修正意見、即チ三派ヨリ提案セラレタル修正意見ガ多數ヲ以テ成立致シマシタ、中村君ノ修正意見ハ少數合決、清瀬君ノ意見モ同ジク少數否決、次デ此横山金太郎君ノ修正意見が成立致シマシタ故ニ、此修正致シマシタ部分ヲ除イテ本案全體ヲ議題ト致シマシタ所

イ四「ダト呼フ者アリ」第四ニ於キマシテ私有財産ノ問題デアリマス、諸君、憲法ニ於テハ所有權ハ侵サル、コトナシト云フコトヲ規定セラレテ居ル、但シ公益ト云フ但書ガアル、諸君、所有ノ觀念ト云フモノハ必シモ代償ト云フコトバカリデハナイ、所有ノ觀念ハ御存知ノ通り其處二人間ニ對スル一ツノ價值ヲ存在シテ居ル、價值ニ二ツアル、主觀的價值ト客觀的價值、主觀的價值ノ狀態ガ遙ニ客觀化サレテ其處ニ價格ガ出來ルモノニアウト思フ、世間的代價ガ其處ニ起テ來ルノデアラウト思フ、故ニ我物ヲ欲イト思テ居ルノヲ政府ガソレヲ取ルト云フコトハ、縱令代償ヲ與ヘテモ絶對的ニハ所有權ト云フモノハ侵害サレテ居ルノデゴザイマス、民法ノ所有權ノ觀念ハ使用、収益、處分ト云フコトニナッテ居ル、而シテ公益其他ノ場合ニ於テ此三者ガ十分ニ結合スルコトヲ得ズ完全圓滿三行ハレナイト云フコトハ如何ナル國家デモアルコトデアル思フ、然ラバ政府ハ此所有權ト云フモノヲ何處マデ認メラレルカ、聞ク所ニ依レバ戰時中亞米利加ニ於テ所得稅約八割ヲ取ラレタト云フコトヲ聞イテ居ルノデゴザイマス、九割取シテ一割拂フノガ賠償デアルカ、十割取テ九割拂フノガ賠償デアルカ、其界限點ハ何ニ依シテ之ヲ決セントスルノデアルカ、此法案ト云フモノハ何等確ナル上ニ立テ居ナイ、例ヘバ資本課稅ノ問題ニ於テドウデアル、相續稅ノ問題ニ於テドウデアル、土地擔稅ニ於テドウデアル、ソレデ直接稅ニ付テハ政府ハ衆議院ノ決議權ヲ以テ之ヲ取ルト云フコトハ憲法が認メテ居ルノデゴザイマスカラ、百分ノ一ダケ残タカラト云フテ是ハ私有財產制度トハ言ヘナイダラウト思フ、政府ハ其外國人ノ財產トアツテ、此間ニ大ナル所ノ困難ガ起ルト云フコトモ豫想シ得ルヤウナ状态デゴザイマス、吾々ハ斯ノ如キ「アンビギュアス」、ナル曖昧ナルモノニ對シテ的

確ナル判断ヲ誰ガ與ヘルカ、警官ガ與ヘルカ、時ノ政府ガ與ヘルカ、是レ最も危ナイモノデ、吾々ノ權利ヲ放棄スルモノデアルト思フ、故ニ斯ウ云フヤウナ危ナイコトハ最モ注意シナケレバナラヌト思フ、諸君、モノデ、吾々ノ權利ヲ放棄スルモノデアルト思フ、故ニ斯ウ云フヤウナ危ナイコトハ法ノ條章ニ炳乎トシテ掲ゲテ居ル、併ナガラ第三ノ此私有財產ノ問題ニ付テハ主トシテ法律ノ範圍内ニ屬スルヤウニ私ハ承ッテ居ル、主トシテ法律ノ範圍内ニ屬スルモノヲ罰シテ、第二ノ此政體ノ變更ヲ罰シナイト云フノハドウ云フ譯デアルカ、是レ大ナル所ノ矛盾着デハナカラウカト私ハ思フノデゴザイマス、聞ク所ニ依ルト政府ハ私ハ此法案ハ決シテ普通選舉ハ樞密院デ審議サレテ居ル間ニ考ヘタモノデナイ、モット前ニ考ヘタト云ハレマスケレドモ、果シテソレガ猜疑デアルカモ知レマセヌケレドモ、普通選舉ガ出ルト云フノデ、或ル話ガアテ先廻リテシテ、昨年ノ夏頃カラソロ一再ビ過激法案ノ燒直シヲ出サレタノデハナイカト思フ、他ノ關係ニ於テ——故ニ其處ニ動カサレタノデハナイカト私ハ恐レルノデアリマス、サウ云フヤウナ支離滅裂ナルモノヲ以テ、本法三章ヲ以テ、此整然タル憲法政治ヲ破壊セントスルト言ハレテモ仕方がナイデハナカラウカト私ハ思フノデアリマス、第五ニ於キマシテ私ハ結社ノ自由ト云フコトヲ言ヒタイ、諸君、結社ノ自由ト云フモノハ憲法ノ正條ニ掲ゲテアル、此結社ノ自由、集會ノ自由、言論ノ自由ハ世界ノ「デモクラシー」ノ精神トシテ最モ必要ナル大條項デナケレバナラヌ、唯、其上ニ併ナガラ法律ノ範圍内ト云フ但書ガアル、此仲ントスル所ノ「デモクラシー」ヲ抑ヘ、幾分カ制限シヤウト云フ御趣意デアルト拜察スル、故ニ此結社ノ自由ハ成ルベク擴大シナケレバナラヌ、然ルニ政府ハ平時ニ於テ戒嚴令ヲ布クヤウナ此過激法ヲ以テ「ビスマルク」ガ何年カ前ニ鐵血政策ヲ行ヒ、

當時ノ獨逸皇帝「カイザー」ダ「ビスマルク」ノ政策ヲ否定シタト云フ歴史ガアル、ソレヲ無視シテ、何等效果ナクシテ却テ大ナル動亂ヲ起シテ居ルト云フコトハ、世界各國ノ歴史ニ於テ昭々乎トシテ明デアマス、二年前デシタカ、時ノ政友會ノ廣岡宇一郎君ガ起テ露國ヲ承認シテハイカヌ、國ガ亡ビルト云ヒ、今日ハ諸君カ數日前ニ滿場一致ヲ以テ決議案ヲ可決シタノハドウシナケレバナラヌ、斯ノ如キ治安維持法ヲ布イテ、而シテ此伸ントスル所ノ「デモクラシー」ヲ抑ヘ、諸君ハ露國政府承認ニ反対シタノデゴザイマス、二年前デシタカ、時ノ政友會ノ廣岡宇一郎君ガ起テ露國ヲ承認シテハイカヌ、國ガ亡ビルト云ヒ、

カラ承認シテハイカメト云フテ居ルデナリカ、又一二年前マデ普選ヲ布ケバ亡國二十ルト叫ンダ政友會ハ、豹變シテ普選贊成ヲシテ居ル、此「デモクラシイー」ノ「マーチ」ヲ御感デアラウト思ヒマス、一體日本帝國ノアリマス、今肺病ニ罹シテ熱ガ出テ居ル、ソレニ對症藥トシテ熱冷シヲ盛タ所ガ瘡モノデハナイ、必ズ其病氣ガ内訌シテ祕密結社トナッテ、大ニ茲ニ大ナル慘害ガ起ル、茲ニ陰謀ガ起り、惡竊ナル手段ヲ以テ人ヲ毒殺シ、人ヲ殺害シ、國務大臣ヲ害シ、大ナル革命ノ導火線トナル、是ハ明ナル事實デハナカラウカト思ノデアリマス、故ニ此結社ト云フモノハ成タケ自由ニシナケレバナラヌ、上奏權ヲ天皇陛下カラ憲法ニ發議セラレタ時ニ議員諸君ハ政黨ヲ以テ其事実ハナカラウカト思ノデアリマス、故ニ此結社ト云フモノハ成タケ自由ニシナケレバナラヌ、上奏權ヲ天皇陛下カラ憲法ニ發議セラレタ時ニ議員諸君ハ行カレルノデアルカ、諸君ハ此議會ニ來タ時ハ議員デアツテ居ル、政黨ニハ金錢ヲ贈與シテ其政黨ヲ援助ケテ居ルト云フ連絡ガアルデハナイカ、主義主張ガナイ諸君ガ、津々浦々ニ廻ル時ニ何ヲ政網トシテ諸君ハ行カレルノデアルカ、諸君ハ此議會ニ來タ時ハ議員デアツテ、外ニ出タナラバ議員デナイト云フ官僚の専制的思想ハ吾々ハ大ニ忌ム所デアリマス、是ニ於テ上表權ガアリ、是ニ於テオハタナケレバ日本帝國ヲドウシテ眞直ニ進メテ行クコトガ出来マセウカ、若シソレガ出来ナケレバ一種ノ間隙ガ起シテ陰謀トナッテ、大ナル動亂ヲ起シテ居ルト云フコトハ、世界各國ノ歴史ニ於テ昭々乎トシテ明デアル、サウシテ國民ヲ既ニ壓迫シテ居ルカ、非常ニ間違テ居ルト私ハ思フ、サウ云フ非常ニ見解ハ或意味ニ於テ正シトモ云ヘル、政府ハ何故ニ政體ノミノ點ノミヲ削リタルカ、而シテソレヲ他ノ法規ニ依シテ罰セントスルカ、又委員長ニ御問シマス、此修正案ハ非公ハドウ云フヤウナ面目ヲ以テ國民ニ見出ルカ、之ニ依シテ始メテ兩者ノ聯絡ヲ有シテ行クノデナカラウカ、私ハ政制ノ此見解ハ或意味ニ於テ正シトモ云ヘル、政府ハ何故ニ政體ノミノ點ノミヲ削リタルカ、而シテソレヲ他ノ法規ニ依シテ罰セントスルカ、又委員長ニ御問シマス、此修正案ハ非常ニ間違テ居ルト私ハ思フ、サウ云フ非常ニ見解ハ或意味ニ於テ正シトモ云ヘル、政府ハ何故ニ政體ノミノ點ノミヲ削リタルカ、而シテソレヲ他ノ法規ニ依シテ罰セントスルカ、又委員長ニ御問シマス、此修正案ハ非常ニ間違テ居ルト私ハ思フ、サウ云フ非常ニ見解ハ或意味ニ於テ正シトモ云ヘル、政府ハ何故ニ政體ノミノ點ノミヲ削リタルカ、而シテソレヲ他ノ法規ニ依シテ罰セントスルカ、又委員長ニ御問シマス、此修正案ハ非常ニ間違テ居ルト私ハ思フ、サウ云フ非常ニ見解ハ或意味ニ於テ正シトモ云ヘル、政府ハ何故ニ政體ノミノ點ノミヲ削リタルカ、而シテソレヲ他ノ法規ニ依シテ罰セントスルカ、又委員長ニ御問シマス、此修正案ハ非常ニ間違テ居ルト私ハ思フ、サウ云フ

バ政治ノ要道ハ立タヌ、柔順デアルケレドモ同時ニ反抗ヲ以テシタト云フコトハ過去ノ歴史ニ於テ日本帝國ノ國民ハ有テ居ル、是ガ爲ニ外國ニ對シテ強イノデアル、故ニ吾々ハ軍備ヲ擴張シテ外國ニ对抗スルノモ宣シイケレドモ、今日ハ非常ナル所ノ「デモクラシー」、「マーチ」デアッテ、段々勞働黨ガ起テ來ル、或ハ社會黨ガ起テ來ルダラウ、之ヲ良イ方ニ導イテ、サウシテ吾々ハ其誤テ居ルコトヲ指摘シテ、始メテ、大義公道ノ上ニ日本帝國ノ國民的政治ヲヤラナケレバナラヌ、官僚政治ガ一時ノ投票ヲ以テシテハ到底是ハ直ルモノデナインラ、政府ハ茲ニ大ニ鑑ミテ速ニ此議案ヲ撤回サレントヨリマシタ時ニハ、政府ノ之ニ對スル所ノ御處置ハトウデゴザイマスカ、聞ク所ニ依ルト委員會ニ於キマシテハ、小川司法大臣ハ若シ三派ノ多數ヲ以テ此法案ノ修正案ガ通リマシタ時ニハ、政府ハ考慮スルト言ハナイデ、政府ハ同意スルト云フコトヲ言ハレマシタ、何ガ故ニ御同意ナサルノデアルカ、政府ノ原案ガ惡カタガ爲ニ御同意ナサルカ、多數デ仕様ガナイカラ政府ヲ維持スルノニ困難デアル、此憲法ニ大ナル關係アル問題ヲ其多數ニ依テ唯單ニ少シモ疑ハナイデ委員會ノ修正ニ同意爲サルト云フノハ、如何ナル點デアルカ、貴族院ノ反嘆ヲ恐レタ爲デアルカ、最初ノ原案ガ杜撰デアッタ爲デアルカ、如何ナル爲デアルカト云フコトヲ國民ノ前ニ明ニスルト云フコトハ、大ナル貴任ガアルト私ハ感ズル、其他私ハ委員長ニ向テ何ガ此修正案ガ——修正案ガ如何ナル理由ニ於テ可決サレタカト云フ所ノ詳シイ御説明ヲ願ヒタク、其間ニ於テ色々ノ「デベート」ガアリ、サウシテ色々ノ問題ガアタ思ヒマス、發言ガアッタ思ヒマス、然ラバ是ハ如何ナル徑路ヲ經テ此修正案ニ同意スルニ至タカト云フ所ノ徑路ヲ、先モ申述ベラレマシタケレドモ、今一應詳細ニ御説明アランコトヲ私ハ願フノデアリマス、之ヲ要スルニ私ハ小サイ問題ヲ取出サナイデ、憲法ノ條章ヲ不法ノ行爲ニ依テ

改正セントスル者、法律ヲバ不法ノ行爲ニ依テ改正セントスル所ノ者、暴力ヲ以テ壓迫セントスル者ニハ此結社ノ自由ヲ——結社ヲ解散セシメル、或ハ刑罰ヲ或ル程度マデ科スルト云フ必要ハアルカモ知レマセヌ、私ハ此憲法ノ大ナル精神カラ言フテ、此法三章ヲ以テ之ヲ擊破セントスルコトハ大ナル憲法ノ逆轉デハナカラウカト思ヒマシテ、政府ハ本案ヲ撤回スベシト論ズルノデアリマス、茲ニ一種ノ憲法擁護論ヲ致シマシテ、内閣諸公ノ大ナル反省ヲ促シ、其答辯ヲ聞イタ上デ、尙又質問致シタイト思フノデアリマス(拍手)

〔國務大臣小川平吉君登壇〕

○國務大臣(小川平吉君) 田淵君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、國體ト云フ文字ノ意味ハ即チ憲法第一條ニアリマスル所ノ「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」是ガ即チ日本ノ國體デアリマシテ、其國體ヲ憲法第一條ニ言現ノシタニ過ギナインデアリマス、政治上ニ於テ日本帝國ノ國體ト申シマスレバ、極メテ明ナル事デアルト政府ハ考ヘテ居ルノデアリマス(ヒヤー)而シテ此文字ノ事ニ付キマシテ田淵君ヨリモ只今御詰ガゴザイマシタ、其他ニモ往々斯ノ如キ問ガ起ルノデアリマス、或ハ國體ト云ヒ、或ハ私有財產制度ノ否認ト云ヒ、文字ガ抽象的デ漠然トシテ居ルデハナイカト云フ御詰デアリマス、私有財產制度ノ否認ト云フコトモセリ、其言葉ガ段々細カク研究テスルト、中々是ハ限界ノムヅカシイコトガアル、今日ハ刑法ニ於キマシテモ、或ハ朝憲ヲ紊亂シタト云フヤウナコトガアル、朝憲ヲ紊亂シタト云フ言葉モ段々研究シテ行キタル、今日ノ刑法ニ於キマシテモ、或ハ朝憲モ必要デアッテ、兩院ノ制度ト云フモノハ實ニ此憲政ノ妙デアリマス、此妙用ヲ發揮スルト云フコトハ、即チ憲政有終ノ美ヲ濟ス所以デアルト云フコトヲ度々明ニ申上ダテアルノデアリマス、第三ノ私有財產制度ノ事ニ付テ色々例ヲ御舉グニナリマシタガ、是モ度々申上ダマスル通り、私有財產制度ニナツテ居ル、安寧秩序ヲ害スル事項ヲ宣

傳シタ者モ、流布シタ者モ別スルト云フコトニナツテ居ル、サウシテ字ニ比ベレバ、此私有財產ノ制度ヲ否認スル、根本ヨリマシテ認メナイト云フ言葉ハ可ナリ明デアリマスレバ、則チ神武天皇以來ノ國體ヲ憲法第一條ニ言現ハシタ、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス、是ヨリ私ハ明ナガ、政治上ニ於テハ大日本帝國ノ國體ト申事ハ無イト考ヘテ居ルノデアリマス、次ニ政體デアル、此政體ヲ變革スル者ハ宣シクナイ、斯ウ云フ趣意デアリマス、田淵君ノ御質問ニ中ニ貴族院ハ要ラナイ、衆議院ガアレバ宜シトイ云フヤウナ意見ヲ政府が述ベタカノ如キ御言葉ガゴザイマシタガ、是ハ大變ナ違ヒデアリマス、政府ハ委員會ニ於キマシテモ、今日ノ我が憲法ニ規定シテアル所ノ二院制度、即チ貴族院、衆議院、此兩院ノ制度ト云フモハ洵ニ結構ナ制度デアル、二院制度ノ妙用ハ憲政有終ノ美ヲ濟スニ付テ洵ニ結構ナモノデアルト申シテ居ルノデアリマス、唯、今日ノ事情ニ照シテ此立憲君主政體ヲ變革セントスル者ヲ罰スルト云フノハ、即チ議會否認ト云フコトガ今日始テ居ル、此政體ノ根本ハ何處マデモ此議會制度、即チ國民ノ代表ヲ政治ニ參與サセルト云フ所ノ、明治天皇ノ思召ニ依テ出來タ所ノ憲法ノ精神デアリマス、之ニ對シテ今日動モスレバ斯ノ如キ議論ガアリマスカラ、初テ法律ヲ作リマスル時分ニ、其言葉ガ段々細カク研究テスルト、中々是ハ限界ノムヅカシイコトガアル、今日ハ刑法ニ於キマシテモ、或ハ朝憲ヲ紊亂シタト云フヤウナコトガアル、朝憲ヲ紊亂シタト云フ言葉モ段々研究シテ行キタル、決シテ今日貴族院ガ必要デ無イナドト云フコトヲ申シタコトハ無イノデアル、最モ必要デアッテ、兩院ノ制度ト云フモノハアルノデアリマス、第三ノ私有財產制度ノ事ニ付テ色々例ヲ御舉グニナリマシタガ、是モ度々申上ダマスル通り、私有財產制度ニナツテ居ル、之ヲ破壊スルト云フモノデアリマス、即チ結社ノ目的如何ニ依ルノデアル、社会ノ向上、人類ノ進歩ト云フモノヲ目的ニ致スカラシテ、結社ノ自由ヲ許スノデアル、之ヲ破壊スルト云フモノデアリマスレバ、ドウシテ斯様ナ者ニ結社ノ自由ヲ與ヘルコトガ出来マセウ、是ハ絶対ニ禁煙シナケレバナラヌモノデアリマスガラ、即チ斯

サウシテ或ハ其所有物ヲ甲ヨリ乙ニ移ストカ、或ハ國民ノ手ヨリシテ之ヲ國ニ移ストカ、公有ニスルトカト云フコトニナリマシテモ、所有權ヲ認メテ相當ノ賠償ヲスル、斯ウ云フコトデアリマスレバ、ソレハ即チトニナツテ居ル、サウシテ字ニ比ベレバ、シマスレバ、則チ神武天皇以來ノ國體ヲ憲法第一條ニ言現ハシタ、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス、是ヨリ私ハ明ナガ、政治上ニ於テハ大日本帝國ノ國體ト申事ハ無イト考ヘテ居ルノデアリマス、次ニ政體ノコトデアリマス、是ハ度々申シマスル通り、政體ノコトハ即チ日本ガ立憲君主ナガ、斯ウ云フ趣意デアリマス、田淵君ノ御質問ニ中ニ貴族院ハ要ラナイ、衆議院ガアレバ宜シトイ云フヤウナ意見ヲ政府が述ベタカノ如キ御言葉ガゴザイマシタガ、是ハ大變ナ違ヒデアリマス、政府ハ委員會ニ於キマシテモ、今日ノ我が憲法ニ規定シテアル所ノ二院制度、即チ貴族院、衆議院、此兩院ノ制度ト云フモハ洵ニ結構ナ制度デアル、二院制度ノ妙用ハ憲政有終ノ美ヲ濟スニ付テ洵ニ結構ナモノデアルト申シテ居ルノデアリマス、唯、今日ノ事情ニ照シテ此立憲君主政體ヲ變革セントスル者ヲ罰スルト云フノハ、即チ議會否認ト云フコトガ今日始テ居ル、此政體ノ根本ハ何處マデモ此議會制度、即チ國民ノ代表ヲ政治ニ參與サセルト云フ所ノ、明治天皇ノ思召ニ依テ出來タ所ノ憲法ノ精神デアリマス、之ニ對シテ今日動モスレバ斯ノ如キ議論ガアリマスカラ、初テ法律ヲ作リマスル時分ニ、其言葉ガ段々細カク研究テスルト、中々是ハ限界ノムヅカシイコトガアル、今日ハ刑法ニ於キマシテモ、或ハ朝憲ヲ紊亂シタト云フヤウナコトガアル、朝憲ヲ紊亂シタト云フ言葉モ段々研究シテ行キタル、決シテ今日貴族院ガ必要デ無イナドト云フコトヲ申シタコトハ無イノデアル、最モ必要デアッテ、兩院ノ制度ト云フモノハアルノデアリマス、第三ノ私有財產制度ノ事ニ付テ色々例ヲ御舉グニナリマシタガ、是モ度々申上ダマスル通り、私有財產制度ニナツテ居ル、之ヲ破壊スルト云フモノデアリマス、即チ結社ノ目的如何ニ依ルノデアル、社会ノ向上、人類ノ進歩ト云フモノヲ目的ニ致スカラシテ、結社ノ自由ヲ許スノデアル、之ヲ破壊スルト云フモノデアリマスレバ、ドウシテ斯様ナ者ニ結社ノ自由ヲ與ヘルコトガ出来マセウ、是ハ絶対ニ禁煙シナケレバナラヌモノデアリマスガラ、即チ斯

様ニ致シタノデアリマス、最後ニ修正案ニ付テ同意云々ノ御意ガゴザイマシタ、是ハ政府ハ固ヨリ本案ヲ以テ適當ナリト信ジテ提出ヲ致シタノデアリマス、併ナガラ立法府ニ在ル所ノ、協賛ノ任ニ當ラレル所ノ諸君ノ大多數ガ——諸君ノ多數ガ之ヲ修正ヲスルカ宜シト云フコトニナリマスレバ、政府ハ是ハ考ヘナケレバナラヌ、立法府ニ於ケル多數ノ意見ヲ尊重スルト云フコトハ、政府トシテ當然ノ事デアルト考ヘマス、故ニ多數ノ諸君ガ若シ修正セラレルト云フコトデアルナラバ、此多數ノ御決議ヲ尊重ヲ致シテ、其場合ニ至ツテハ同意スルデアラウト云フコトヲ申上ダタノデアリマス（拍手）

ス、第二ニ於テハ私有財産制度ヲ勞働者ガ
總テノ財產、即チ財產百分ノ百ヲ取、テモ
總テノ財產カ、百分ノ八十ヲ取、タラ總テ
ノ財產カ、總テノ物ヲ取ラナイデ、財產百
万圓ヲ持テ居ッテ、數年前路國金ヲ預ケ
ヨト言々タカラ之ヲ銀行ニ差出スト紙幣デ
吳レル、紙幣ハ芝ノ葉ノ如キモノデ三文ノ
值打モナイ、併シ一錢カ二錢ノ值打ガアル
カ知レヌガ——又所有權ト云フモノヲサウ
云フ明確デナイ所ノ法律デ、非常ナル間違
ヲ適用ノ上ニ起サムルカ、之ヲ聞イタ、總
テトハ如何ナル意味デアルカ、九十「パー
セント」ダケデソレデ宜イカト云フコトヲ
國務大臣ニ聽キタイ、其他色々ニ於テ
不滿ナ點ガアリマスガ、茲ニ論議ヲ省クコ
トニ致シマス

ニ於テ山林委員ヨリ御質問ニナリ、政府委員モ大體之ヲ承認サレテ、刑法七十三條ト治安維持法第一條ハ觀念ニ於テハ違フケレドモ、物ノ實體ニ於テハ殆ド合致スル場合アルコトヲ承認サレテ居リマス、ソコデ刑法第七十三條ノ犯罪ハ、内亂、又ハ内亂ノ陰謀罪ト共ニ大審院ノ特別管轄ニ屬シテ居ル、事重大ナリト見テ地方裁判所、控訴院ノ管轄ヲ廢排致シマシテ、天皇ニ對シテ苟且ニモ危害ヲ加へ奉ラントスル豫備ノ又豫備ヲモ大審院ノ特別管轄ト致シテ居ル、本制ノ結社モ亦其罪質ニ於テ是ト相擇ブ所ガナイノデアリマス、内亂ノ陰謀罪マデモ之ヲ大審院ノ特別管轄ニ致ス以上ハ、我國ノ統治權ニ向シテ變革ヲ試ミント欲スル所ノ結社ヲ組織スル者ノ犯罪ハ、矢張是ハ大審院ノ特別管轄ニスルニ非ズンバ、我國ノ法制ヲ貫カナイコト、思ヒマス、然ルニ本法ダケヲ以テ終リマスト云フト、場合ニ依ツテハ區裁判所ノ管轄ニモ屬シ、豫審ヲ經タキニ限り地方裁判所ノ管轄ニ屬スル、私有財產否認ノ場合ハサモアルベキ事デアリマス、私有財產否認ノ犯罪ハソレデ宜シイガ、假ニモ我國ノ皇室ノ大權ニ關スル犯罪ヲ區裁判所デ審理サル、ト云フコトハ、如何ナル事デアリマセウカ、吾々法律家ト致シテモ、國民ノ一人ト致シテモ、洵ニ諒解シ兼ネル點デアリマス、此結果ヲ承認サレテ本案ヲ立案サレマシタカ、ソレトモ他ニ御解釋ノ餘地デモアルコトデアリマスカ、此點ニ關シテ國務大臣ヨリ御答辯ヲ一言御伺致シマス

申スモ畏イ事デアリマス、是ハ刑法ニ規定ヲ致シテアル、國體ノ變革其モノハ或ハ場合ニ於テハ左様ナ場合モゴサイマセウケレドモ、必シモ皇室ノ御身上ニ對シテ危害ヲ加ヘルコトノ關係ガ無クシテ、國體ノ變革ハ企テラレルノデアリマス、是ハ此處ニ申スマデモナイ、單ニ國體ヲ變革シテ天皇ノ統治權ニ手ヲ觸レル、斯ウシタ場合ハ澤山ニ有リ得ルノデアリマス、必ズ皇室ニ危害ヲ加ヘルト云フコト、國體ノ變革トガ表裏ヲ爲スモノトハ考へマセヌ、而シテ何故ニ本案ノ國體變革ノ罪ヲ大審院ノ管轄ニセヌカ、皇室ノ事ニ付キマシテハ洵ニ異多イ、實ニ重大極リナキ事件デアリマス、日本トシテハ此上ナキ大事件、是ハ大審院ノ管轄ニ歸セシムルコトガ當然デアルト信ジマス、今回ノ治安維持法ニ依テ罰セントスル罪ハ、國體ノ變革ヲ以テ目的トスル、サウシテ或ハ結社シ、或ハ文書、演説等ヲ以テ煽動ヲスル、此結社煽動ト云フ如キコトヲ罰スルノデアリマス、故ニ是ハ皇室ニ對シテ危害ヲ加ヘル罪トハ餘程輕重ノ別ガアルコト、考へマシテ、此程度デアリマスレバ通常ノ裁判所デ、通常ノ法律ニ從テ審理スルコトガ相當デアルト考へマシタ次第デアリマス

モ、私ハ外來思想、或ハ露國ノ過激思想、サウ云フモノガ健全ナル國民ノ腦裡ニハ容易ニ這入ルベキモノナイト思フ、樹木ガ朽チテ然ル後ニ蟲之ニ生ズ、國民ニ不平ノ無イモノハ少イ、必ズ人ニ不平ガアル、サガ多カラウト思フ、國民ニ不平ヲ生ゼシナイノハ即チ政治ニアル、政治ガ斯ノ如キ過激ナル思想ヲ豫防スル第一ノモノデアラネバナラヌ、殊ニ從來——今ノ内閣トハ言ハナイ、從來ノ政府ノ遣方ヲ見ルト、社會主義者、共產主義者ト云フヤウナ者ガ、若クハ其嫌疑者ガ一度「プラツクリスト」ノ中ニ這入ルト云フト、斯ノ如キ者ニ對シテ官憲ハ如何ナル處置ヲ執タカ、之ニ向テハ日々夜々壓迫ヲ加ヘテ居ルヤウナ形跡ガ出来アッタ、一度「プラツクリスト」ニ、這入ルモノハ眼ヲ仄テ袖ヲ引イテ國民モ之ヲ視ル、官憲ノ如キハ殊ニ其生活ヲ脅迫スルヤウナ壓迫ヲ加ヘテ居ル實例ガ澤山アルノデアル、斯ノ如キコトヲ爲シテ彼等ヲ窮地ニ陥レシムメテ、ドウシテ之ヲ善政ト云フコトガ出來ヤウカ、無政府主義者、共產主義者ヲ益多カラシイ、或ハ又彼等ノ徒ヲ激發セシムルノデアル簡單ナ例ヲ以テ言フナラバ、中國某ガ原總理大臣ヲ殺シタ、彼ノ考ハ誤テ居リマシタラウ、誤テ居リマシタラウガ、蓋シ國家ノ爲ニ殺スト云フ動機デアッタ、又甘柏某ガ大杉外二名ヲ殺シタ、是モ其考ハ誤テ居リマシタデセウガ、國家ノ爲メトテ居リマシタラウ、誤テ居リマシタラウガ、云フコトデアル、動機ハ同ジデアル、其是非ハ今姑ク論ズル要ハナイ、然ルニ其結果ハドウデアル、中國ハ無期徒刑、甘柏ハ徵役十年、斯ノ如キ差ノアルト云フコトハ、其間ニ種々ナ込入タ事情モアッタカモ知レヌケレドモ、非常ナ差ノアルト云フコト

ハ、私ハ決シテ是ハ公明正大ナル裁判ト云
フコトハ出來ナイト思フ、是ハ彼等ノ社會
主義者、若クハ無政府主義者ヲ非常ニ激發
最モ公明正大ニ行ハナケレバナラヌコトデ
アル、是ハ眞ノ一例デアルケレドモ、其外
隱レタル不公明ナ、不正大ナ政治ト云フモノハ、
ノガドレ位アルカモ分ラヌ、斯ノ如キコトデ
ヲ矯正シナイノデ、單ニ露國トノ交際、或
ハ外來思想ガ國民ノ思想ヲ惡化スルト云フノ
コトハ、ドウモ其のヲ誤テ居ルヤウニ私
ハ考ヘル、昔ノ言葉ニ四海困窮スルバ天祐
永ク亡ント云フコトガアル、政府ノ御方ハ
此事ニ對シテ、十分ニ將來公明正大ナル政
治ヲ行フト云フ考ガアルノニハ相違ナイト
思フノアリマスケレドモ、徒ニ外來田畠
想ノ輸入、或ハ露西亞トノ交際ニ社會主義
者、共產主義者ヲ出スコトニ罪ヲ著セルト
云フコトハ、私ノ大ニ取ラヌ所デアリマス
ガ、斯ウ云フコトニ付テノ御考ヲ承リタイ、
隨テ政治ガ公明ニナレバ、斯ノ如キ法律ト
云フモノハ必要ガ無イコト、私ハ考ヘル、
要スルニ此聖世ニ於テ、大正ノ今日ニ於
テ、昔ノ砂上偶語ノ有様ヲ呈スルヤウニナ
ルト云フコトハ、私ノ甚ダ取ラナイ所デアリ
マス、斯ウ云フコトニ對シテモ政府當局
者ノ十分ナル御答辯ヲ戴キタインデアリマ
ス、是ハ私ハ初メテ伺タ御意見デアリ
マス、國體ハ絕對ノモノデアリマス、憲法
ガアッテ始メテ出來タモノデハナイ、即チ
建國以來、我國ノ政治上カラ云フ所ノ國體

ナルモノハ、萬世一系ノ天皇大日本帝國ヲ統治スルト云フノガ國體デアリマス、是ハ絶對ノモノデアル、政體ハ即チ、立憲君主政體モアリマセウ、又ハ君主專制ノ政體モゴザイマセウ、是ハ天皇ノ大權ノ働く所ノ働き方、即チ大權ノ行使ノ様式ガ違フ、大權其モノニ至^フテハ少シモ變ラナイノデアリマス、國體ヲ變革スルト中シマスノハ、即チ此天皇ノ大權ニ觸レルカラ國體ヲ變革スルト云フ、政體ニ至^フテハ或ハ代議制度モ一ツノ政體デアリマセウ、或ハ君主專制ノ政體モ一ツノ政體デアリマセウ、大權其モノニハ何等ノ變更ハナイ、唯大權ノ働く所ノ相違ニナリマスカラ申上ダマセヌ、ソレハス、之ヲ混同スルト云フコトハ、私ハ初メテ伺^フタノデアリマスルガ、此以上ハ意見カラ其次ハ帝室ノ財產ニ付テハ此法律ニ這入ラヌカト云フ御問ノヤウニ伺ヒマシタガ、若シ誤解デアレバ又ニ答辯ヲ致シマス、其通リノ御問デアレバ餘程不思議ナ御問デアルト思フ、一般國民ノ私有財產ヲ否認スルヨコトヲ罰スルノデアリマス、帝室ノ御所有ノ財產ニ對シテ所有權ヲ認メナイト云フコトハ——例外ヲ置クト云フヤウナコトハ想像モ出來ヌ詰、所有權ハ帝室デゴザイマセウトモ、國民デアリマセウトモ、所有權ト云フコトハ同ジコト、私有財產ノ制度ハ同ジコトデアリマス、帝室ノ御所有ト云フコトモ所有其モノニ至^フテハ少シモ變リハナイト考ヘテ居リマス、ソレカラ最後ニ今日斯ノ如キ法律ヲ設ケル必要ガ無イナムシタ、菊池君モ既ニ御承知ノ通り、甚ダ遺憾ナ事デゴザイマスルガ、我國ニ於テモ無政府主義者ガ段々ト出テ參^ク、最モ布

難波大助、彼ハ共産黨ナドト云フモノモ出テ參ッタ、而モ眞ニ吾々ノ戰慄スベキ大逆無道ノ事件トシテ、共産主義ノ爲ニ之ヲ決行スルト言ウテ居ルデハアリマセヌカ、斯様ナ恐ルベキ事實ガ目前ニ到來致シマシテモ、尙且ソ我が國民ハ健全ナリト稱シテ、何等取締ノ必要ガ無イト言ハレルコトデアルナラバ、是ハ實ニ私ハ其樂觀ニ驚カザルヲ得ヌ、全然政府トシテハ不同意デアルト云フコトヲ申上ダマス

○副議長(小泉又次郎君) 原惣兵衛君
〔原惣兵衛君登壇〕

○原惣兵衛君 簡單ニ一二私ノドウシテモ御聽キ申シテ見タイト云フ點ヲ政府ニ御質問致シテ見タイト思フノデアリマス、此法律案ハ國民ノ思想ヲ取締ル法律デアリマスルガ故ニ、私ハ「サウヂヤナイ」ト呼フ者アリ、無論デス、思想ガ基礎デアリマス、私ハ此法律案——思想ノ取締ト云フコトニ對シテ三ツノ方法ガアル、即チ外部ノ行動ニ現ハレテソレヲ取締ルノガ即チ此法律案デアリマスルガ、ソレヨリモ前ニ内部のニ思想ヲ受入レタトキニ之ヲ如何ニ善導シ、如何ニ之ヲ導クカト云フコトガ一ツノ方法デアルト私ハ思フノデアリマス、ソユデ此外部ニ出マシタル私ハ法律其モノヲ基礎ニスルヨリモ、他ノ一ツノサウヂヤウナ國民思想ヲ善導スルト云フ根本問題ニ對シテ、政府ノ御當局ハ如何ナル御施設ヲ致シテ居ラル、カト云フコトヲ承リタイノデアリマス、サウシテ此頃殊ニ小川司法大臣ノ御言葉ヲ委員會テ承リマシリシマスト、共產主義ヤ或ハ無政府主義ト云フモノガ出來ルハ外來ノ思潮ニアフテ、外部的ニ受入レテ來タ問題デアリマスガ、ソレヨリモ根本ニ

我が國內ノ國民ノ生活狀態ガ、現實ノ國民トシテノ生活ガ非常ニ困々タ時ニ於テ、此外來ノ思想ト結合シテ、國民ノ思想が悪化スルト云フ一つノ問題ヲ私等ハ考ヘナケレバナラヌト思フノアリマス、ソコデ此頃斯ウ云フヤウナ問題ハ頻々トシテ起リマシテ、殊ニ此帝都ニ於キマシテモ白書強盜、有ユル犯罪ガ起テ居ルト云フ狀態ニアリマス、隨テ内務大臣ニ於カレマシテハ、斯様ナル外來ノ思潮、有ユル思想ヲ受入テ來ル所ノ國民自身ノ失業、其他ノ斯ウ云フ悪化シナイヤウナ施設ト云フコトガ、又此法案ヲ出ス所ノ前ニ來ルベキ根本問題ニアリト私ハ思フノアリマス（拍手）斯ウ云フ施設ニ對シテ若槻總理大臣ハ如何ナル（笑聲起ル）若槻内務大臣ハ如何ナル御考ヲ持テ居ルノデアリマセウカト云フコトヲ御聽キ申シタインデアリマス、私等ハ此失業者問題ト云フコトニ對シマシテ、最モ恐れルノハ筋肉労働者ノ有ユル思想ノ悪化ヲ恐レルヨリモ、精神労働者ノ此生活ニ困ニテ居ル者ガ、是ガ外部ヨリ來ル所ノ思想ヲ受入レテ來テ、最モ悪化スルト云フコトガ私等ハ恐ロシイノデアリマス（拍手）隨テ斯ウ云フヤウナ失業問題ニ對シ、有ユル國民ノ思想ヲ善導スルト云フヤウナ御施設ヲ何等待タナイデ、單ニ其思想ガ外部ニ出夕人間ダケヲ之ヲ罰シテ、而モ我ガ國內ノ總チノ思想ガ安定スルモノノダト思ウタラ大キナ間違ヒダト私ハ思フノアリマス、ソレデアリマスルカラ殊ニ加藤總理大臣ニ於カレテハ、國民ノ思想ト云フモノ、取締、思想ノ善導ニ對シテハ何等總理大臣ノ施政ノ御方針中ニモ見受ケ得ナイノデアリマス、殊ニ總理大臣ハ設憲三派ト稱セラレタ當時ニ、清浦

ガ宗教的ニ、依テ思想ノ善導ヲスルト云
コトハ洵ニ無能アル、斯様ナ腐敗シタ
ル宗教家ニ依テ現在ノ國民ヲ指導スル
トハ出來ナイト仰シャリマシタガ、何等國
民ノ思想ヲ善導スル所ノ施設方針ヲ立テナ
イヨリモ、清浦サンノ方ガ私ハ餘程偉イト
思フノデアリマス（拍手）斯様ニ何等國民ノ
思想問題ニ對シテ根本的ニ直スト云フコト
ヲ考へナイデ、單ニ此法案ヲ出シテ、而モ
國民ヲ十分ニ此法律ノ——國法ノ力ニ依
テ之ヲ強壓シテ足レリト云フ御考ハ、根本
的ニ私ハ其點ニ於テ足ラナイ點ヲ甚だ憾ミト
トスル次第アリマス、其次ニ御伺シタイ——今度
ノハ、小川司法大臣ニ御伺シタイ——今度
ハ間違ヒマセヌカラ（笑聲起ル）先づ本案ノ
適用ニ付テアリマスルガ、屢々共產主義ヤ
無政府主義ヲ取締ル法案デアルト仰シャリマ
シタガ、此條文ヲ見マシタナラバ、現下國
家ヲ前提トスル社會主義者モ亦其結論ニ於テ
財產ノ否認ト云フコトガ法文三出テ居マスル
ガ、私有財產制度ノ否認ト云フコトハ、國家
ヲ前提トスル社會主義者モ亦其結論ニ於テ
私有財產制度ノ否認スルト云フ結果ヲ惹起
スノデアリマス、隨テ現在ノ有ユル日本ニ
於ケル勞働組合、其他ノ勞働總同盟ト云フ
ヤウナ社會主義ノ前提トシテ、國家ヲ前提
トシテノ社會主義ノ此勞働者ノ組合ガ、若モ
モ其社會主義ト云フ「ソシヤリズム」ノ學說
ヲ基礎ニシテ有ユル申合セヲシタナラバ、
遂ニ此法案ニ引掛カルト云フコトニナルノ
デアリマス、隨テ國家社會主義ト云フモノ
ノ此勞働組合ナドニ、若モ立法ノ精神ガ本
當ニ大ナル點ニ於テ取締ラナケレバナラヌ
ト云フ御考ガナクテ、若モ簡單ニ之ヲ取締
レバ宜イト此法文カラ適用シタナラバ、日
本ノ此勞働組合其他ニモ非常ニ引掛ツテ來
ルト思フノデアリマスルガ、法ノ適用ノ範

團ニ於テ如何ナル理想ト如何ナル刑罰法規
目的ヲ御考ヘニナツテ、此法ヲ適用セン
デアルト私ハ思フノデアリマス、ドウゾ此
二點ニ付テ明快ナル御答辯ヲ願ヒタイノデ
アリマス、特ニ若櫻サンニ於ケレマシテハ、
此現在ノ失業者ニ對スル施設、並ニ國民思
想ヲ如何ニ善導スルカト云フ、先づ根本ノ
問題ニ付テドウ云フ御考ガアルカ、是ハ到
底加藤總理大臣ガ御答ニナルカガ無イト私
ハ思ヒマス（巫山戲ルナ）ト呼フ者アリゾ
レデ若櫻内務大臣ニ御答辯ヲ求メマス
○副議長（小泉又次郎君） 若櫻内務大臣
〔國務大臣若櫻禮次郎君登壇〕

本案ノ内容ニ關スル枝葉末節ノ議論デハナ、要ノデアリマス、要スルニ我國ノ社會ノ現實ニ對シテ、斯ノ如キ法案ヲ制定スルノ必要ヲ認メズ、既ニ必要ヲ認メザル所ノ法案、此法案ガ公布サレタ曉ニ於キマシテハ、其結果ハ我國ノ言論ハ著シキ壓迫ヲ被リ、我國ノ無產階級ノ活動ハ殆ド根柢ヨリ阻止サル、ト云フコトヲ恐レテ、此法案ニハ反對ヲ致シタノデアル、而モ此事實ヲ以テ當時ノ國論ハ國論ノ勝利ナリトシテ、一大痛快事ナリト喜ンダルコトハ、諸君ノ記憶ニ尙ホ新ナル所デアリマセウ、然ルニ此過激法案ト此法案トヲ對照致シマシテ、政府より説明スル所ヲ承リマスレバ、同ジモノデナイトスル所、其思想、是等ノ點ニ至リマシテハト云フ、成程用ヒラレテ居ル所ノ用語ハ異ラテ居ル、併ナグラ其目的トスル所、其趣旨トスル所、其思想、是等ノ點ニ至リマシテハ全ク一貫シテ變ル所ハ無イノデアリマス、諸君、過激法案ニハ或ハ朝憲素亂ノ文字アリ、或ハ社會ノ根本組織云々ノ文字アリ、甚ダ明確ヲ缺タ所ノ文字アリト雖モ、ニナツテ居ルノデアル、然ルニ之ニ對シテ本案ニ謂フ所ノ國體、政體、或ハ私有財產ノ判決例モアリマシタ、稍其字義ハ明確ニシテ居タルノデアル、然ルニ之ニ對シテ本案ニ謂フ所ノ答辯スル所、動モスレバ或ハ矛盾シ、或ハ撞著ヨシ、其結果訂正ヲ爲シ、取消ヲ爲サレタル所ノ例ハ、一二ニシテ足ラヌノデアリマス、殊ニ此本案ガ最後ニ至ラテ非常ニ大ナル修正ヲ蒙テ居ル、本案ハ申スマデモナク三ツノ要點ヨリ

成立フテ居ル、即チ國體、政體、私有財產ノ制度デアル、此三ツノモノヲ併ニ取締ルニ非ザレバ、完全ナモノハナラナイノデアル、然ルニ其中ノ極メテ重要ナル一點ガ骨抜のノ修正ヲ加ヘラレ、之ニ對シテ政府ハ唯々諾々トシテ屏從シナケレバナラヌト云フガ如キ破目ニ陥リマシタルコトハ、即チ其事自體ガ如何ニ本案ノ文字ガ不明瞭デアルカト云フコトヲ物語テ居ルモノデアリマス、又若シ違フタ所ガアル——何所ニ違フタ所ガアルカト云フコトヲ強テ繹ネテ見タナラバ、即チ本案ハ其惡法タル所ノ性質及色彩ニ於テハ、曾テ吾々ガ葬リ去シタル所ノ過激社會運動取締法案ヨリモ、更ニ一層過激ナルモノデアルト云フコトヨリ外、違フテ居ル所ハナイノデアリマス、諸君過激法案ハ諸君御承知デモアリマセウ、貴族院ニ於テ修正サレ衆議院ニ廻付サレタル所ノ過激法案ハ、刑ノ適用ノ範圍ハ極メテ限局サレテ居ル、即チ外國人ト連絡ヲスルカ、若クハ外國ニ在ル者ト連絡シタル所ノ犯罪ノミヲ取締ルト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、而シテ刑期ニ於キマシテモ、最長三年トナッテ居ルノデアル、然ルニ本案ハ此適用ノ範圍ハ全ク無制限デアリ、且ツ刑期ニ於テハ是が十年トナッテ居ルノデス、ソレバカリデナイ、過激法案ハ所謂暴行、脅迫、若クハ不法ノ手段ニ依ル所ノ行爲ヲ罰シテ居ルガ、本案ハソレ等ノ制限ナク、總テノ行爲ガ罰セラル、上云フコト云フコトハ言ハル、ノデアル、斯ノ如クバ、若シ違フト云フナラバ、過激法案ヨリハ本案ノ方ガ遙ニ苛酷デアル、辛辣デアルトニナッテ居ル、内容ヲ比較シテ見マスレバ、若シ違フト云フナラバ、過激法案ヨリシテ緩和シタル所ノ過激法案スラモ、衆議院ガ既ニ葬リ去テ居ル以上ハ、議院ノ體面、議院ノ權威ノ上カラ申シマシテモ、今更本案ヲ通過セシムルト云フコトハ、断ジニ又此過激法案ノ制定セラレタル所ノ時代ハ如何、當時歐洲戰爭ノ直後、世界ノ人類ノ人心思想ハ餘程混亂ヲ致シマシタ、即チ殊ニ無產階級ノ自覺擡頭ニ依テ種々ナル新シキ運動ガ、起リ、新シキ思想ガ宣傳サレマシタル其餘波ヲ受ケテ、我國國民ノ思想、無產階級ノ思想ノ上ニハ餘程大ナル刺戟ヲ與ヘタノデアリマス、中ニハ或ハ動モスレバ急激ニ失スル所ノ思想ヲ宣傳致シ、或ハ不穩當ナル所ノ行動ヲ企テルニ非ズヤト憂ヘザルヲ得ナイヤウナ事實モアッタノデアリマス、此時ニ際シテ時ノ當局者ハ果シテ如何ナル人デアル、吾々ヨリハ思想ニ於テ其根本ヲ異ニシテ居ル所ノ其人ガ局ニ當フテ居ラレ、此當局者が其時代ニ於テ過激法案ヲ提出スルト云フコトハ、吾々カラ以フテ見マスレバ、聊カ水禽ノ羽音ニ狼狽シタル嫌アリト雖モ、其當時ノ事情、其當局者ノ所謂心理狀態カラ考ヘテ見マスレバ、多少之ヲ諒トスルノ餘地ハアルノデアル、然ルニ今日ハ如何、國民ノ政治的能力ノ發達ヲ認メ、普通選舉ノ斷行ヲ敢テスル其證憲内閣デアリナガラ、却テ三年ノ後ノ今日、本家本元デアル所ノ露國ノ事情モ餘程變化シテ參リマシタ、而シテ内ニ於テハ之ニ從テ我國ノ勞働階級、若クハ無產階級ノ思想モ大ニ緩和致シテ居ルノデアル、何レモ右傾的方向ニ向フテ進ミツ、アル、此際ニ此内閣が過激法案ヨリモヨリ深刻ナル所ノヨリ廣汎ナル所ノ、ヨリ時代後レノ此法案ヲ提案フスルト云フコトハ、何ト致シテモ吾吾ノ解スルニ苦ム所デアリマス、全體本案

ノ目的ハ私ノ見ル所ヲ以テスレバ、悉ク
是レ現狀維持ヲ目的ト致シテ居ル、現狀ヲ
維持スルコトハ或ル一派ノ保守的思想タ、
然ラザレバ官僚或ハ資本家ハ之ヲ歓迎スル
ノデアリマセウ、併ナガラ我國ノ如キ物質
的ニ於キマシテモ精神的ニ於キマシテモ、
先進國ニ對シテ遜色アル所ノ此我國ノ現狀
ハ、果シテ之ヲ維持シナケレバナラヌモノ
デアリマセウカ否カ、吾々ハ此行詰ツタ所
ノ現狀ハ政治社會ト云ハズ、經濟社會ト云
ハズ、思想ノ上ト云ハズ、文化ノ上ト云ハ
ズ、一日モ速ニ打破致シテ、新キ局面ニ
向シテ展開シナケレバナラヌト云フコトハ
言フマデモナイノデアリマス（拍手）然ルニ
唯、徒ニ現狀ヲ維持スルコトニ汲々タ致シ
マシテ、國民ノ思想、國民ノ活動ノ上ニ向シ
テ現狀ヲ強ントスルガ如キハ、其結果ハ私
ハ恐ル——或ハ遂ニ亡國ノ端ヲ誘發スルモ
ノデハナイカト云フコトヲ、衷心ヨリ恐レ
ル者デアリマス（拍手）諸君、本案ハ普通選
舉ノ——普通選舉ノ目的ヲ達成スル上ニ於
テ甚シク矛盾ガアルト私ハ思フノデアル、
普通選舉ノ目的及其效用ハ、吾々ガ申マス
デモナク有ユル階級ヲ開放致シテ、其自由
ヲ確保スルニ在ルノデアル、然ルニ一方ニ
於テ此自由ヲ認メナガラ、他方ニ於テ此自
由ヲ制限スルコトニ相成ルノミナラズ、現
ニ吾々ハ普通選舉ノ行ハレタル後ノ事實ニ
想到致シマスレバ、必然的ニ吾々ガ豫期シ
ナケレバナラヌ所ノモノハ無產階級ノ擡頭
デアル、此無產階級即チ此無產政黨ノ起ル
ト云フコトハ必然ノ勢デアツテ、止メント欲
シテ止メルコトガ出來ナイノミナラズ、吾
吾ハ寧ロ是等ノ國民ノ多數ヲ占ムル所ノ階
級ノ政黨ヲ組織スルト云フコトハ、歡迎ヲ
爲サヌハナラヌコト、思フノデアリマス、
而シテ事實ノ上カラ申シマスレバ、是等ノ

政黨ハ果シテ其政綱トシテ何モノヲ標榜スルデアリマセウカ、必ズヤ彼等ハ多年ノ間活ノ改善ヲ圖ルコトニ向ツテ進ムコトハ火ヲ賜ルヨリモ明デアリマス（拍手）即チ是等ノ大目的ヲ達ノルガ爲ニ、今日最モ世間ニ認メラレテ居ル所ノ私有財產制度ヲ否認スルト云フコトハ、彼等ノ唯一ノ「モットー」トシテ掲グラレルモノニ相違ナイノデアリマス（拍手）私ハ必シモ現狀ニ於テ我國ノ私有財產ヲ根柢ヨリ否認スルコトヲ是認致ス者デハアリマセヌ、併ナガラニテ理想カラ考ヘテ見マスルナラバ、或人ノ言葉ノ如ク、ヘテ見マスルナラバ、或人ノ言葉ノ如ク、今日ノ人類ノ生活ハ個人生活ヨリ團體生活ニマデ進ミツ、アルド云フ傾向ガアル、此傾向ガ進ンデ參リマスレバ、結局ハ私ハ此私有財產ト云フガ如キ制度ハ、此場合ニ於テハ存在ヲ失フモノデハナカラウカト思フ、又天下ハ所謂天下ノ天下ナリ、理想カラ申セバ此世ノ中ノ總テノ富、總テノ財產ト云フモノハ必シモ個人ノ所有デナニテネバナラズ、私有財產制度デナケラネバナラナイト云フ程度マデレナイ、若モ國民ノ知識、國民ノ道徳、國民ノ體力、是ガ均ニナルト云フ程度マデ文化ノ發達致シマシタル時ニ於テハ、私有財產制度ノ如キモノハ、固ヨリ認ムベキモノデハナキト私ハ確信致シテ居ルノデアリマス、是ガ即チ人類ノ進歩デアリ、是ガ即チ社會ノ向上デアル、然ラバ此理想ニ向テハ吾々ハ今日只今之ヲ實現スルコトヲ希ヘズトモ、理想ニ向ツテハ吾々ハ一步々々其歩ヲ進メテ行カナケレバナラナイ、此重大ナル所ノ政綱ヲ揭グラル政黨ガ、果シテドウナルデアリマセウ、恐ラクハ此法案實施ノ爲メ非常ナル所ノ壓迫ヲ受ケ、非常十

ル所ノ危険ニ遭遇致サナケレバナラヌ、併
ナガラ是ハ私ノ杞憂デアルト言フ人ガアル
カモ知レス、政府ノ説明スル所ニ依リマシ
テモ、サウ云フ點ニ於テ決シテ取締ヲ爲
ノデハナイ、併ナガラ政府デ左様ニ言明ヲ
サレマシテモ、内務大臣ヤ司法大臣ガ如何
ニ辯明ヲ致サレマシテモ、實際問題トシテ
之ヲ考ヘテ見マスレバ、果シテ政府ノ理想ト
官、今日ノ裁判官ガ、果シテ政府ノ理想ト
シテ居ラレル通ニニ、此法律ノ運用ヲ爲ス
デアラウカ否カト云フコトニ付テハ、甚ダ
吾々ハ疑ヲ懷カザルヲ得ナイノデアリマ
ス、本案デハナイ、本案ノ外ニ極メテ明瞭
ナル所ノ法文ヲ有シテ居ル所ノ法律ガアリ
マス、而モ其明瞭ナル法律ノ適用デモ、實
際今日如何ニ行ハレテ居リマスカ、吾々ハ
昨日マデハ普通選舉ノ問題ニ對シテハ非常
ナル運動ヲ致シタ、此普通選舉ノ問題ハ考
ヘテ見マスルト一部分ハ吾々ヲ取締ル、即
チ此普通選舉ノ問題ニ付テ運動ヲ爲ス者ヲ
取締ル所ノ警察官彼等自身ノ爲ニモ、吾々
ハ運動シテ居ルノデアル、然ルニ拘ラズ此
多數ノ警察官、殊ニ輩殺ノ下ニ於ケル所ノ
警察官ガ、吾々ノ運動ヲ取締ル上ニ於テ、
如何ニ只今ノ治安警察法ノ濫用ヲ致シテ居
ルカト云フ事實ヲ諸君ハ御闇却ハ爲サレナ
イデアリマセウ(拍手)殆ド人類トシテノ取
締ハ致シテ居ラヌ、極端ナル言葉ヲ以テ申
シマスレバ、恰モ餓タル獅子ガ群羊ヲ驅ル
ガ如ク實ニ、非人道極マル所ノ待遇ヲ吾々ノ
同胞、吾々ノ同志ニ向ヒテ加ヘテ居ル、吾々ハ
更ニ甚シキハ彼ノ勞働運動、無産階級ノ運
動ニ對スル所ノ今日ノ取締ノ實際ハ如何デ
アリマス、實ニ恐ルベキ暴狀ヲ呈シテ居ル
デハアリマセヌカ、併ナガラ是ハ決シテ政

府ノ趣旨デハナイ、政府ノ趣旨ニ非ズトモ、實際今日局ニ當テ國民ト接觸シテ、總テノ法律ノ適用ヲ爲シ、取締ヲ爲ス所ノ官吏ハ斯ノ如キ者デアル、或ハ說ヲ爲ス者アリ、左様ニ官憲ノ信用ヲ疑フナラバ、總テノ立法ハ悉ク之ヲ躊躇セネバナラヌト言フ人ガアル、私ハ是モ一ツノ眞理アル言葉ト思ヒマスガ、併ナカラ一面カラ見マスレバ官吏ヲ總テ信用シ、官吏ノ爲スコトヲ悉ク信任ヲ致シマス上ニ於テ、吾々ハ殆ド官憲萬能ノ渦中ニ投ゼラレテ、官憲ノ自由ニ蹂躪ヲサレルト云フヤウナ弊害ニ陷ル、是ガ即チ官憲萬能ノ專制ノ思想デアリマス、ス、官僚思想、專制政治ノ思想ガ、由來國民不平ノ種トナッテ、遂ニ革命ノ端緒トナックタト云フコトハ歴史ノ上ニ明デアリマス、又吾々ノ體験スル所ニ依リマシテ、今日ノ官吏ニ向シテ、ソレ程全幅ノ信用ヲ拂フコレ程ニ非常識デアルトハ考ヘマセヌケレドモ、現ニ今日ニ於テ吾々ガ實際目撃スル所、又吾々ノ體験スル所ニ依リマシテ、今日ノ官吏ニ向シテ、ソレ程全幅ノ信用ヲ拂フコトが出來ナイノデアルノミナラズ、本案ノ如キ明確ナラザル、即チ政府委員ノ間ニ於テモ意見ガ區々デアルト云フガ如キ法律ガ實施サレマシタ、其結果ハ如何デアルカ、恐クハ必然的ニ起ル所ノ無產政黨ノ如キモノハ羽翼成ラザルニ當テ彼等ハ悉ク鎮壓サレナケレバナラヌト云フヤウナ悲ムベキ運命ニ陥ルデアリマセウ、（ノウー）若シ又此法案ガソレヲ豫期シテ、サウ云フ運動ヲ防遏スルト云フコトデアルナラバ、即チ止ム、苟モ普通選舉ヲ實行致シテ、國民ニ成タケ意思ノ自由ヲ伸張セシメヤウト云フ政府ノ趣意デアルナラバ、此法案ノ如キモノハ全ク其趣意ヲ滅却シタル所ノモノデアル、此點カラ考ヘマスレバ、政府ハ折角多年ノ縣案タル所ノ普通選舉ノ問題ヲ解決致

シテ居ルト言ヒナガラ、一面ニ於テハ其效果ヲ滅却シ、其目的ヲ阻止スル所ノ法案ヲ提出シタリト云フ譏ヲ免レルコトハ出來ナイト思フノデアリマス、諸君、吾々ハ此重大ナル時ニ當リマシテ、更ニ又本案ニ付テハ絶對ノモノデアリマス、國體ハ絶對ノモ考ヘナケレバナラヌコトハ、此法案ガ其第一條ニ於テ既ニ私共ハ非常才不満ヲ懷イテ居ル者デアル、即チ國體——國體ノ變革、是非ノト絶對ニアラザルモノトガ茲ニ並ヘテアルノデアル、而モ其取扱ヲ混同シ、其刑期ニ至ルマデ全ク之ヲ同一ニシテ居ルト云フコトハ、吾々ガ國民的信念ト致シテ居ル所ノ國體ノ觀念ヲ無視スルノ甚シキモノデアルト思フノデアリマス(拍手)此點ニ對シテハ政友本黨ノ諸君ヨリ相當ナル所ノ修正ノ意見ヲ提出サレタルコトハ、吾々ハ敬意ヲ以テ之ヲ迎ヘナケレバナリマセヌ、更ニ又私ハ此第六條ニ於テモ同様ノ不満ヲ免ル、コトハ出來マセヌ、即チ此第六條ニ於キマシテ「前五條ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス」トアル、私有財産ヤ或ハ政體ニ付テ罪ヲ犯ス場合ニ於キマシテハ、其間ニハ或ハ多少ノ情狀ヲ酌量スル餘地ガアリマセウ、併ナガラ絶對無限ノ國體ヲ否認スル所ノ犯罪ニ對シテ、自首シタル者ハ之ヲ輕減シ、或ハ免除スルト云フコトハ、私ハ甚ダ我ガ國民ノ信念、國民ノ觀念ノ上ニ大ナル缺陷ノアルモノト、之ヲ不満ニ思ハザルヲ得ナイノデアリマス、諸君、吾々ハ大體斯ノ如キ理由ニ依リマシテ本案ニ反対ヲ致ス、併ナガラ今日本院ニ於テ少數ヲ以テ否決サレル反対ハ本院ニ於テ少數ヲ以テ否決サレルカモ知レナイ、ケレドモ私ハ此壇上ヲ通シテ

茲ニ申シテ置キタイ、假令院内ニ於テ今日

此案ガ破レマシテモ、普通選舉ノ愈々斷行

サレタ曉ニ於テハ、諸君ガ自ラ進ンデ此法

案ノ廢止ヲ提案ナサラナケレバナラヌ所ノ

時機ノ來ルコトハ、左程遠クナイト云フコトヲ私ハ斷言致シマス(拍手)以上ノ理由ニ依テ私ハ本案ニ反對ノ意ヲ表スルモノアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 横山金太郎君

(横山金太郎君登壇)

○横山金太郎君 私ノ論ノ歸結ハ委員長ノ報告ニ賛成ヲシ、二讀會ニ此案ヲ移スベカラ

ズト云フ論ニ反對ヲ致スノアリマス、併セテ政友本黨ヨリ後ニ御説明ニナルベキ修正案ニ反對ヲスルノ意味ヲモ加ヘルノアリマス(ソンナコトニ關係ハナイ)「關係ガアルト呼フ者アリ」然ラバ此處ニ釋明致シテ置キマスガ、ソレハ湯淺君が當議場ニ於テ論ヲ御進メニナツタ内ニ含ンデ居リマスカラ、自然及ブカモ知レナイト云フ意味デアリマス、凡ソ此複雜繁瑣ナル世ニ處スルニ當リマシテ、誤解ト云フモノ程恐ロシイモノハナイト私ハ思フノアリマス、事ノ實相ヲ審カニセザルガ爲ニ非常ナル過チヲ來スト云フコトハ、世間往々見ル所デアリマスルガ、今現ニ本案ニ付キマシテモ世間ノ人々ハ口ヲ開ケバ、動モスレバ本案ヲ目シテ惡法ナリト罵ラレルノアリマス、殊ニ今日ノ如キ芝公園ニ於テ本法成立ニ對スル反對ノ民衆大會ガ開カレテ居リマシテ、其ビラヲ讀ンデ見マスルト、眞ニ治安ヲ紊シ、社會ノ不安ヲ醸スハ支配階級ノ專制政

レテ居ルノアリマス

(議場騒然)

○副議長(小泉又次郎君) 静肅ニ願ヒマス

○横山金太郎君(續) 是ハデス、今日此議

場ニ於テ湯淺君ガ先刻例ニ引カレマシタ、

即チ論ノ冒頭ニ例ニ引カレマシタ過激思想

取締法案ト云フモノト本案トガ、其内容實質ニ於テ同一ナリト誤解ヲセラレテ居ル結果ニアルト私ハ信ズルノアリマス、(ヒヤヒヤ)「ノウー」湯淺君ハ先程此壇上ニ於テ其過激思想取締法案ト本案トハ形ノ上ニ

於テハ異ニ居ル、又用語ノ上ニ於テハ同ジクナイケレドモ、其思想ト趣旨ニ於テ

同ジテアルト、斯ウ申サレマシタガ、ソレガ即チ吾々ト湯淺君トガ見ル所ヲ異ニ致ス

ノアリマシテ、現ニ過激思想取締法案ハ一度貴族院ニ上程ヲセラレテ世ノ中ニ公ニナタモノアリマスカラ、私一々茲ニ之ヲ朗讀スルノ煩ハ省キマスガ、本案ト比較ヲ致シテ彼ノ過激思想取締法案ガ、實質ノ上ニ於テ如何ニ優劣ガアルカト申シマスレバ、私ノ見ル所ヲ以テ致シマスルト、アノ法案ハ確ニ此用語ノ上ニ於テ本案ヨリモ極メテ明晰ヲ缺イテ居ラタノアリマス、殊ニ又其他多クノ條文ニ於テ本案ヨリモ範圍ガ廣ク取締ルベク規定セラレテ居ラタ云フコトハ、疑ナインデアリマス、若シアノ法案ニシテ通過ヲ致シマスレバ、世ノ所謂玉石共ニ焚カレナケレバナラヌ危険ガゴザイマシタ、故ニ之ヲ惡法ト致シテ阻止サル、コトニナツタノアリマス、本法案ニ付テ論ヲナシカ、撞著デハナイカト申サレマスルケレドモ、是ハ只今申上ダマシタ如ク、内容案ニ賛成ヲスルト云フコトハ抑、矛盾デハナイカ、

トニナツタノアリマス、本法案ニ付テ論ヲナシカ、撞著デハナイカト申サレマスルケレドモ、是ハ只今申上ダマシタ如ク、内容案ニ賛成ヲスルト云フコトハ抑、矛盾デハ

ナシカ、撞著デハナイカト申サレマスルケレドモ、是ハ只今申上ダマシタ如ク、内容案ニ賛成ヲスルト云フコトハ抑、矛盾デハ

見マスルト本案ヨリモ其目的ノ範圍カラ申シマシテモ、手段ノ點カラ申シマシテモ、

將夕刑罰ノ點カラ申シマシテモ、極メテアリマス、本案ノ期待致シマス

所ノ目標ハ何デアルカト申シマスナラバ

國體ヲ變革シトゴザイマスル點ガ國憲ヲ

否定シ、法律ノ支配カラ解放セラレント致シマスル無政府主義者ヲ取締ル意味アリ

リマス、是ガ爲ニ國民ノ被リマスル所ノ脅威ト不便不利トハ、甚大ノモノニアリテ、本

案ト比較ニナツタナラバ、多クノ辯ヲ用ヒ

リマス、是シテ思ヒ半バニ過グルモノガアルノアリマス、治安維持令ハ極メテ簡單デゴザイ

マスルカラ、私ハ此議場ヲ通シテ國民諸君ニ憩ヘルノ意味ニ於テ、茲ニ全文ヲ朗讀致シテ置キマス「治安維持ノ爲ニスル罰則ニリマス、治安維持令ハ極メテ簡單デゴザイ

低下サレテ、七年以下ト云フコトニ相成ツ

居ル點ニ於テ、治安維持令ヲシテ生命ヲ保

タシメルヨリモ、之ニ代ルニ本案ヲ以テス

ルト云フコトガ、層一層國民ノ幸福ノ爲ニ、數多國民ノ便利且ツ進歩デアルト、私ハ考

ヘルノデアリマス、本案ノ期待致シマスル

所ノ目標ハ何デアルカト申シマスナラバ

國體ヲ變革シトゴザイマスル點ガ國憲ヲ

否定シ、法律ノ支配カラ解放セラレント致シマスル無政府主義者ヲ取締ル意味アリ

リマス、是シテ思ヒ半バニ過グルモノガアルノアリマス、斯ノ如キ主張ガ實行

在ノ此經濟關係ヲ凌駕シテ、總テノ人ノ所

有權ヲ奪テ、各人ヲ經濟的ニ平等化セン

トスル所ノ共產主義ヲ取締ラントスルニ外

ナラヌノデアリマス、斯ノ如キ主張ガ實行

セラレルト云フコトヲ認容スルコトニナリ

マシタナラバ、果シテ我國ノ安寧秩序ハ之

ヲ維持スルコトガ出來ルルデゴザイセウカ、

私ハ断ジテ出來ナイト思フノデアリマス、

セラレルト云フコトヲ認容スルコトニナリ

マシタナラバ、果シテ我國ノ安寧秩序ハ之

ヲ維持スルコトガ出來ルルデゴザイセウカ、

私ハ断ジテ出來ナイト思フノデアリマス、

人ハナカッタノデアリマス、即チ政府ノ説明ニ依リマスト、國體ト云フ文字ハ、萬世一系ノ皇室ヲ奉戴致シテ居ル帝國ノ此國體デアル、斯ウ申サレテ居リマシテ、一點ノ疑惑ヲ挾ム點ガ無イノデアリマス、又私有財產制度ト云フモノニ付キマシテノ説明ニ依リマスルト云フト、斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス、私有財產制度ヲ根本カラ否認シテ共產主義ヲ行ハントスル、國家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、結社云々ト説明サレテ居リマス、是ハ一條ノ説明ニアリマス、仍テ考ヘマスルノニ此私有財產制度ト云フモノニ付キマシテモ、私有財產制度ト云フ其物柄ニ付テハ何等意義ノ不明瞭ナル點ハ無イト思フノデアリマス、即チ政府ノ説明スル所ヲ綜合考覈致シマスルト、現行ノ多クノ法令ニ付テ吾人ノ社會的生活ノ安定ヲ保障スベク作ラレタル所ノ規則ヲ指スノデアル、苟モ日本ノ法制ハ、個人ノ身體生命ト財産、殊ニ權利ノ主體トナルベキ人ヲ保護スルト云フ意味ニ於テ出來テ居ル、此制度ハ舉ゲテ私有財產制度ニ外ナカッタノデアリマス、サスレバ今日問題トナリマスノハ此私有財產制度其物ヲ否認ヲスルト云フ、「否認」ト云フ言葉ニ付テノ意義ガ不明瞭デアルト云フコトニ歸著ヲ致スノデアリマス、或ル人ハ此事實上私有財產制ニハ少シノ疑問ヲモ持ツコトが出來ヌコトニナッテハイケナイデ、ハナイカ、講究ヲスルコトヲモ批評ヲスルコトモ許サヌト云フ事柄ハ、ソレハ餘り極端デアルト云フガ如キ論ヲ唱フル人ガアリマスケレドモ、併シ此思想ノ自由研究ノ自由ト云フモノハ尊重ヲ致シテ居ルノデアリマス、何等其自由ヲ認メナイデハナイ獨リ認メナイデハナイ

ノミナラズ、其制度ヲ適當ノ狀態ニ於テ改廢ヲスル、變更ヲスルト云フコトモ是ハ許スノデアル、唯、法案ノ禁ゼント欲スル所ハ、其私有財產制度ノ根本ヲ否認致シテ之ヲ破壞シテ共產主義ヲ行ハントスル者ヲ取締ルノニ外ナラヌノデアリマス、又實際ニシテ共產主義ヲ行ハントスル、國家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、結社云々ト説明サレテ居リマス、是ハ一條ノ説明ニアリマス、仍テ考ヘマスルノニ此私有財產制度ト云フモノニ付キマシテモ、私有財產制度ト云フ其物柄ニ付テハ何等意義ノ不明瞭ナル點ハ無イト思フノデアリマス、即チ政府ノ説明スル所ヲ綜合考覈致シマスルト、現行ノ多クノ法令ニ付テ吾人ノ社會的生活ノ安定ヲ保障スベク作ラレタル所ノ規則ヲ指スノデアル、苟モ日本ノ法制ハ、個人ノ身體生命ト財産、殊ニ權利ノ主體トナルベキ人ヲ保護スルト云フ意味ニ於テ出來テ居ル、此制度ハ舉ゲテ私有財產制度ニ外ナカッタノデアリマス、サスレバ今日問題トナリマスノハ此私有財產制度其物ヲ否認ヲスルト云フ、「否認」ト云フ言葉ニ付テノ意義ガ不明瞭デアルト云フコトニ歸著ヲ致スノデアリマス、或ル人ハ此事實上私有財產制ニハ少シノ疑問ヲモ持ツコトが出來ヌコトニナッテハイケナイデ、ハナイカ、講究ヲスルコトヲモ批評ヲスルコトモ許サヌト云フ事柄ハ、ソレハ餘り極端デアルト云フガ如キ論ヲ唱フル人ガアリマスケレドモ、併シ此思想ノ自由研究ノ自由ト云フモノハ尊重ヲ致シテ居ルノデアリマス、何等其自由ヲ認メナイデハナイ獨リ認メナイデハナイ

ノミナラズ、其制度ヲ適當ノ狀態ニ於テ改廢ヲスル、變更ヲスルト云フコトモ是ハ許スノデアル、唯、法案ノ禁ゼント欲スル所ハ、其私有財產制度ノ根本ヲ否認致シテ之ヲ破壞シテ共產主義ヲ行ハントスル者ヲ取締ルノニ外ナラヌノデアリマス、又實際ニシテ共產主義ヲ行ハントスル、國家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、結社云々ト説明サレテ居リマス、是ハ一條ノ説明ニアリマス、仍テ考ヘマスルノニ此私有財產制度ト云フモノニ付キマシテモ、私有財產制度ト云フ其物柄ニ付テハ何等意義ノ不明瞭ナル點ハ無イト思フノデアリマス、即チ政府ノ説明スル所ヲ綜合考覈致シマスルト、現行ノ多クノ法令ニ付テ吾人ノ社會的生活ノ安定ヲ保障スベク作ラレタル所ノ規則ヲ指スノデアル、苟モ日本ノ法制ハ、個人ノ身體生命ト財産、殊ニ權利ノ主體トナルベキ人ヲ保護スルト云フ意味ニ於テ出來テ居ル、此制度ハ舉ゲテ私有財產制度ニ外ナカッタノデアリマス、サスレバ今日問題トナリマスノハ此私有財產制度其物ヲ否認ヲスルト云フ、「否認」ト云フ言葉ニ付テノ意義ガ不明瞭デアルト云フコトニ歸著ヲ致スノデアリマス、或ル人ハ此事實上私有財產制ニハ少シノ疑問ヲモ持ツコトが出來ヌコトニナッテハイケナイデ、ハナイカ、講究ヲスルコトヲモ批評ヲスルコトモ許サヌト云フ事柄ハ、ソレハ餘り極端デアルト云フガ如キ論ヲ唱フル人ガアリマスケレドモ、併シ此思想ノ自由研究ノ自由ト云フモノハ尊重ヲ致シテ居ルノデアリマス、何等其自由ヲ認メナイデハナイ獨リ認メナイデハナイ

ノミナラズ、其制度ヲ適當ノ狀態ニ於テ改廢ヲスル、變更ヲスルト云フコトモ是ハ許スノデアル、唯、法案ノ禁ゼント欲スル所ハ、其私有財產制度ノ根本ヲ否認致シテ之ヲ破壞シテ共產主義ヲ行ハントスル者ヲ取締ルノニ外ナラヌノデアリマス、又實際ニシテ共產主義ヲ行ハントスル、國家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、結社云々ト説明サレテ居リマス、是ハ一條ノ説明ニアリマス、仍テ考ヘマスルノニ此私有財產制度ト云フモノニ付キマシテモ、私有財產制度ト云フ其物柄ニ付テハ何等意義ノ不明瞭ナル點ハ無イト思フノデアリマス、即チ政府ノ説明スル所ヲ綜合考覈致シマスルト、現行ノ多クノ法令ニ付テ吾人ノ社會的生活ノ安定ヲ保障スベク作ラレタル所ノ規則ヲ指スノデアル、苟モ日本ノ法制ハ、個人ノ身體生命ト財産、殊ニ權利ノ主體トナルベキ人ヲ保護スルト云フ意味ニ於テ出來テ居ル、此制度ハ舉ゲテ私有財產制度ニ外ナカッタノデアリマス、サスレバ今日問題トナリマスノハ此私有財產制度其物ヲ否認ヲスルト云フ、「否認」ト云フ言葉ニ付テノ意義ガ不明瞭デアルト云フコトニ歸著ヲ致スノデアリマス、或ル人ハ此事實上私有財產制ニハ少シノ疑問ヲモ持ツコトが出來ヌコトニナッテハイケナイデ、ハナイカ、講究ヲスルコトヲモ批評ヲスルコトモ許サヌト云フ事柄ハ、ソレハ餘り極端デアルト云フガ如キ論ヲ唱フル人ガアリマスケレドモ、併シ此思想ノ自由研究ノ自由ト云フモノハ尊重ヲ致シテ居ルノデアリマス、何等其自由ヲ認メナイデハナイ獨リ認メナイデハナイ

ノミナラズ、其制度ヲ適當ノ狀態ニ於テ改廢ヲスル、變更ヲスルト云フコトモ是ハ許スノデアル、唯、法案ノ禁ゼント欲スル所ハ、其私有財產制度ノ根本ヲ否認致シテ之ヲ破壞シテ共產主義ヲ行ハントスル者ヲ取締ルノニ外ナラヌノデアリマス、又實際ニシテ共產主義ヲ行ハントスル、國家組織ノ大綱ヲ破壊セントスルガ如キ、結社云々ト説明サレテ居リマス、是ハ一條ノ説明ニアリマス、仍テ考ヘマスルノニ此私有財產制度ト云フモノニ付キマシテモ、私有財產制度ト云フ其物柄ニ付テハ何等意義ノ不明瞭ナル點ハ無イト思フノデアリマス、即チ政府ノ説明スル所ヲ綜合考覈致シマスルト、現行ノ多クノ法令ニ付テ吾人ノ社會的生活ノ安定ヲ保障スベク作ラレタル所ノ規則ヲ指スノデアル、苟モ日本ノ法制ハ、個人ノ身體生命ト財産、殊ニ權利ノ主體トナルベキ人ヲ保護スルト云フ意味ニ於テ出來テ居ル、此制度ハ舉ゲテ私有財產制度ニ外ナカッタノデアリマス、サスレバ今日問題トナリマスノハ此私有財產制度其物ヲ否認ヲスルト云フ、「否認」ト云フ言葉ニ付テノ意義ガ不明瞭デアルト云フコトニ歸著ヲ致スノデアリマス、或ル人ハ此事實上私有財產制ニハ少シノ疑問ヲモ持ツコトが出來ヌコトニナッテハイケナイデ、ハナイカ、講究ヲスルコトヲモ批評ヲスルコトモ許サヌト云フ事柄ハ、ソレハ餘り極端デアルト云フガ如キ論ヲ唱フル人ガアリマスケレドモ、併シ此思想ノ自由研究ノ自由ト云フモノハ尊重ヲ致シテ居ルノデアリマス、何等其自由ヲ認メナイデハナイ獨リ認メナイデハナイ

諸君ノ中テ提唱セラル、ガ如キ思想ヲ日本ノ政治ノ上ニ實現シナケレバナラヌト云フ場合ニハ、多數ヲ以テ上奏ヲスレバ宜シイデハゴザイマセヌカ、其事自體ヲ上奏スルコトガ出來ルノミナラズ、其前ニ當テ若シ本案ノ期待致シマスル此刑罰ト云フモノガアルコトガ不便デゴザリマスナラバ、前述ニ當テ横ハル所ノ荆棘ヲ艾除スルト云フ意味ニ於テ、本案ノ撤廢ヲ企ムコトハ、恰モ掌ヲ指スガ如ク易々タルモノデアルト考ヘルノデアリマス、ソレカラ本案ノ私有財產制度ノ否認ト云フ文字ヘ煽動ト云フ文字ニ付テ之ヲ濫用ヲセラル、虞ガアル、惡用ヲセラル、虞ガアル言葉ヲ切ニシテ申シマスレバ、若シ此條文ヲ拉シテ行政干渉、若クハ司法干涉ヲセラル、ノ虞ガアルト主張セラル、人ガアル、是ハ御尤モノ主張デアリマスルケレドモ、併シ此憂慮スベキ事柄ト云フモノハ獨リ本案ノミデハナイ、是マデノ法制ノ上ニ幾ラモ紛ラハシイ所ノ用語ハアルノデアリマス、先刻湯淺君ノ御引用ニナリマシタ朝憲紊亂デアルトカ、邦土ノ僭竊ナド、云フガ如キ文字モ、文字自體誤シテ居ラヌデハアリマセヌカ（拍手）、吾吾ハ進歩致シタル賢明ナル所ノ我ガ司法官ハ、實際ニ於テ之ヲナダラカニ運用致シテヲ用語ノ不明ト云フコト、曖昧ト云フコト憂慮ハ曉テ紀憂ニ終リハシナイカト云フコトニ付テハ、無制限ニ之ヲ認ムル譯ニハ參リトヲ信ズルノデアリマス（ヒヤー）併ナガマセヌ、ソコデ吾々ハ此用語ノ中デ極メテ

曖昧デアッテ適用上危険ナモノト云フモニ付テハ、之ニ向ッテ斧鉤ヲ加フルコトニ、第
一條ノ政體ト云フ文字ニ依ッテ其意味ヲ表
ハサントセラル、所ノモノハ、立憲政體ト
云フコトデアリマスケレドモ、立憲政體ト
云フ文字ハ必シモ政體ト云フ文字カラ當然
ノ歸結ト致シテハ之ヲ看取スルコトガ出來
ヌノデアリマス、即チ政體ト云フ言葉ハ直
ニ立憲政體ト云フコトノミデハナイ、其他
ニ行政司法ノ關係モ併セテ見ナケレバナラ
ヌト云フコトハ、國法學ノ一貢ヲ研究シタ
者ノ夙ニ是ハ承知シテ居ル所デアリマス、
ノミナラズ此點ニ付テノ政府ノ説明ト云フ
モノガ、實ハ一定ヲ致シテ居ラヌ、湯淺君
ガ先刻政府ガ此本案ニ對スル用語ニ付テ、
説明ガ極メテ曖昧模稟デアッテ、一定シテ
居ラヌト云フコトヲ言ハレマシタハ、蓋
シ國體ト云フコト、私有財產制度ト云フ點
ヲ除キタル、政體ノ意味デアッタラウト私
ハ思フノデアリマス、何トナレバ其他ノ部
分ニ付キマシテハ、事明晰ニ答辯ガセラレ
テ、其答辯ハ一定シテ居リマス、又吾々ハ
即チ其政府ノ説明ヲ道理アルモノト致シテ
肯定シテ居ルノデアリマス、此政體ト云フ
點ニ付テ政府ノ説明ニ關シ唯一言申上ダテ
置キマスルガ、政府ノ説明ニ依リマスルト
云フト、政體ト云フコトニ付テハ憲法ノ形
式カラ申スナラバ、憲法ニ書キ現シテアル
各條項中、之ニ關係スモノヲ言フノデア
ル、獨リ代議士ヲ基礎トシタル立法府ト云
フ意味デハナイノデアリマス、唯は變革
式カラ申スナラバ、憲法ニ書キ現シテアル
ト云フコトニ結付ケテ御考慮ヲ願ヒタイ云
ガ、反面ニ於テ司法大臣ト内務大臣ノ御答
云ト説明セラレテ居リマス、是ハ即チ山岡
政府委員ノ御答ニナツタ言葉デアリマスル
ト云フコトニ結付ケテ御考慮ヲ願ヒタイ云

ニ体リマスルト、政體ト云フコトハ立憲政體ノコトデアル、是ハ一般的の抱念ニ於テ、立憲政體ト云フコトニ理解スルコトガ出來ルト答ヘラレテ居ルノデアリマス、右様ニ矛盾ヲ致シテ居リマス、實際ニ於テ此法律ガ成立チマシタ曉ニ、執法官ガ適用シマスケ、裁判官ハ法律的基調ニ重キヲ置イテ取扱フニ非ズヤト云フコトヲ虞ルルノデアリマス、要スルニ斯ノ如キ不明ナル用語ノ下ニ吾々忠良ナル國民ガ支配セラル、ト云フコトハ、不安デアルト云フ意味ニ於テ之ヲ削除スルニ至シタノデアリマス、即チ吾々トテモ最モ用語ノ不明ナルモノニ付テハ必シモ無秩序、無節制ニ之ヲ容ルモノデナイト云フコトヲ御承知ガ願ヒタイノデアリマス、而モ政府ノ此修正ガ可決スルコトアルニ於テハト云フ假定ノ見地ニ立チマシテ、答ヘラル、所ニ依リマスレバ、勿論本案ノ期待スル所ノ目的、即チ無政府主義、共產主義ヲ取締ルニ方テハ國體ノ變革ヲ禁ジ、私有財產制度ノ否認ヲ禁ズルト云フコトニナレバ、稍目的ハ達セラル、ノデアリマス、或ハ恐ル多少政府ト云フ文字ヲ除カレタルガ爲ニ、逸スベキ或ル種ノモノガアリハシナイカト思ハレマスケレドモ、併シ是トテモ全然無罪ノ人トシテハ扱フノデハナイ、現在ニ行ハレテ居ル所ノ新聞紙法デアルトカ、出版法デアルトカ、若クハ治安警察法ノ如キ法規ニ依シテ之ヲ取締リ得ルトノコトデアリマス、此言明ヲ得マシテ、吾々ニハ一層此政體ト云フ文字ヲ削ルト云フコトノ決心ヲ強ク致シタノデアリマス、今一つハ此手段ヲ不法ト云フコトニ制限シテ、——私有財產制度ノ上ニ被ラスノニ不法手段ヲ以テ致シタラ、ドウデアルカト云フ主張モアリマシタガ、此點ニ付キマシテ

ハ前田委員長モ御報告ニナリマシタ如ク、其不法手段ニ依ル場合ニ付テハ既ニ罰スベキ規定ハアルノデアル、殊ニ國體ノ變革ナドニ付テハ、罰スベキ規定ハアルノデアル、即チ刑法ノ内亂罪ノ點カラシテ見ルコトガ出來ルケレドモ、之ハ暴力ト云フ手段ニ制限ガアルノト國體其モノヲ直接ニ破壊セントスルノデアル、併ナガラ其暴力手段ヲ用ギルト云フ前ニ當シテ、其道程ニ當テ、之ヲ取締ラナケレバ自然ニ刑法規定ノ其重キ罪ヲ犯スベク近接スルノ恐ガアル、ソコデ所謂嫩葉ニシテ薙ラサレバ斧ヲ八レルニ至ルト云フ見解ニ出發シテ、其怖ルベキ傾向ガ現在ニ於テ生ジテ參ツ居ルカラ、之ヲ取締ルト云フノデアリマス、是ハ吾々モ尤モデアル思フテ手段ノ制限ニハ贅成シナイノデアリマス、最後ニ私ハ湯淺君ノ御論旨ノ中ニゴザイマシタ此國體ト云フコトハ絶対ノモノデアッテ、サウシテ私有財産制度否定ト云フコトハ絶対ノモノデハナイノデアル、之ヲ二者共ニ同一條文ノ下ニ同一ノ待遇ヲスルト云フコトハ極メテ不權衡デハナイカト云フ論ガアリマシタケレドモ、私ハ前田委員長ヨリ一言加ヘラレタト思ヒマスガ、國體其物ヲ直接ニ破壊スル場合ハ自ラ規定ガアルノデアル、國體ヲ直接ニ破壊スルマデノ間ニ餘縁曲折シタル所ノ、其道行キニ於テ結社ヲ爲シ、協議ヲ爲シ、煽動ヲ爲スト云フ者ヲ罰スルノデアッテ、此行爲ガ國家ノ法益ヲ阻害スルト云フ點ニ於テハ、私有財產制度ノ否認モ、國體ヲ變革スルト云フコトモ、結社ヲ爲シ加入スル其モノニ付テハ、何等ノ軒輊スル所ハナイノデアリマス、故ニ私ハ之ヲ同一ノ條文ノ下ニ置クト云フコトモ、結社ヲ爲シ加入スル其モノニ付テハ、何等ノ軒輊スル所ハナイノト思フノデアリマス、是ニ於テカ私ハ論ヲ結ビマスル前ニ當シテ、湯浅君ノ本

案ヲ二讀會ニ移スベカラズト云フ諭ニ付テ、最後三極々斷片的ニ一一御答致シテ置キマス、用語ガ不明デアルト云フコトデアリマシタガ、是ハ先刻私ガ申上ゲマシタ中ニ申シマスル如ク、用語ノ不明ハ政體ト云フ二文字ニアルノミデアリマシテ、之ヲ削リマシタ以上ハ湯淺君ノ御懸念ナルガ如キ虞ハ斷ジテ無イノデアリマス、其次ニ本案ヲ警察官ナドニ於テ濫用セラレル虞レガアルト云フコトデアリマスケレドモ、是亦若シ濫用スル虞ガアルト云フコトニナリマスレバ、湯淺君ノ御論ノ中ニゴザイマシタ通り、治安維持法云々ト云フコトモゴザイマシタ如ク、既往現在ノ法制ニ於テモ矢張濫用スルラレル虞ガアルノデアリマシテ、此濫用スルトカ、シナイトカ云フコトハ法制ノ罪ニアラズシテ法制ヲ運用スル人ノ罪デアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス、ソレカラ現狀ヲ維持スルト云フコトハ日本ノ國家社會ノ進歩ヲ阻止スル所以デアルト云フコトデアリマシタガ、是ハ治安ヲ破壊シテマデモ、現狀ヲ打開シテ、進歩ヲ圖ラナケレバナラヌト云フ、此思想ニハ私ハ共鳴ヲスルコトハ出來タノデアリマス、ソレカラ本法ヲ惡法ナリト云フコトニ於テ、前ノ過激思想取締法案ト本法案トヲ比較セラレマシテ、惡法ト云フ色彩ハ本法ニ於テ層一層濃厚ニナッテ參タト申サレマシタガ、是ハ私先刻説明致シマシタ如ク、本法ト過激思想取締法案ト、何レガ優レリヤト云フコトニ付テ置キマス、要ハ是ハ御論ノ相違ト致シテ特ハ、再ビ言葉ヲ加フルノ必要ハアリマセス、只夕私ハ本法ガ大ニ優レリト云フ考ヲ持テ居ルト云フコトヲ明言スルニ止メテルト云フコトガ、極メテ不適當デアルト申

サレマシタケレドモ、此法制ハ此法案ノ自
首規定ノ如キハ是ハ新シキ規定デアリマ
シテ、殊ニ偽證罪ナドニモ此規定ガアリマ
ハ裁判ノ公正ヲ期スル意味ニ於テ其裁判ヲ
爲サヌ前ニ自首致シマシタナラバ、本法規
定ノ如キ刑ノ減免ヲ受ケル規定ガアッテ、
是ハ寧ロ善良ナル性質ヲ有スル者ト致シテ
實際家ノ歎ヒ迎ヘラレテ居ルノデアリマス、
殊ニ本法ハ刑罰法デハゴザイマスルケレド
モ、刑ヲ科スルト云フ事カ唯一ノ目的ニ非
ズシテ、成ベク此禍ヲ未然ニ防グト云フ思
想ヲモ含メテ取締法トシテ出テ居ル法案ノ
性質カラ、斯ノ如キ規定ハ特ニ必要切實ナ
モノデアルト思ノデアリマス、以上ヲ以テ
私ハ委員長ノ報告ニ賛成ヲシ、二讀會ニ移
スベカラズトノ議ニ反對致スモノデアリマ
ス(拍手)

上ニ長ク印スル所ノ齋藤隆夫君ノ一大演説ヲ拜聽致シタノデアリマス、而シテ其齋藤君ノ御自信、其御意見ニ付テ眞ニ私ハ傾聽シタノデアリマス、諸君齋藤君ハ斯ノ如ク述べラレタノデアリマス「近來動モスレバ危險思想ヲロニシ、或ハ國民思想ノ惡化ナドト云フコトヲ唱ヘル者ガアル、是等ハ極メテ少數デアル「國家ノ大局ヨリ見マシタラバ少シモ恐ル、ノ値打ハナイ、苟モ今日ノ時代ニ當リマシテ國家社會ノ上ニ何等ノ根柢ヲ有セザル思想ト云フモノハ健全ニ發達スル譯ハナイ、幼稚ナル所ノ思想、淺薄ナル所ノ思想乃至有害ナル所ノ思想ハ、一度思想界ノ戰場ニ暴サレタナラバ、立所ニ消滅シハ私共ハ眞ニ敬服シタノデアリマス、若シ齋藤君ノ此御意見が憲政會ヲ代表シタモノデアリマスルナラバ、只今横山君が此處デ御述ニナ、^タ如ク反對セムガ爲ノ反對デアルカ、若クハ共產主義者カ無政府主義者デアルカナドト云フヤウナコトヲ述べテ反對セラレルコトヲ、憲政會ノ諸君ハ此壇上ニ於テ諸君ヲ代表スル所ノ代表者ニ依クテ演説ヲサセテ、之ヲ御承認ナサルカ否ヤト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、諸君凡ソ一國ニ於ケル政治ハ、其國ニ於ケル國民ノ思想ニ大ナル影響ノアルモノデアリマシテ、公ノ一國ノ盛衰興亡ハ其國ノ政治ノ良否ニ依ルコトハ、古今ノ歴史ノ證明スル所デアリマス、今日我國ノ政治ハ命令法規が徒ニ煩雜秩序ヲ害シナリ限リハ、日常ノ行ヒニ於テデアリマシテ、行政上ノ手續ハ窮屈デ而倒デ、一般國民ハ深ク之ニ憎ンデ居ルノデアリマス、我國民ハ政治ヲ簡勿ニシテ、公ノ少シ自由ト愉快ヲ與ヘラレムコトヲ望ンデ居リマス、又我國民ハ我政治ノ徒ニ制度

形式ノ末ニ領イテ、國民生活ノ要點ニ少シ
モ觸レナイコトヲ嘆息シテ居リマス、全國
ノ農民ハ農村振興ノ聲ヲ百度聽カサレルヨ
リモ、米ヲ賣シテ買フ所ノ味噌ト醤油ノ一
錢デモ安イコトヲ望ンデ居ルノデアリマス、
又都市ニ於ケル労働者ハ將來ニ於ケル種々
ノ勞働法規ヲ制定スル約束ヲ承ルヨリモ、
現在其身邊ヲ襲ヒ来ル所ノ失業ノ苦シミト
餓渴ヨリ免レンコトヲ禱シテ居ルノデアリ
マス、然ルニ我國ノ政治ハ年々無數ノ法規
命令ヲ濫發シテ、國民ノ自由ヲ奪ヒ、殊ニ
之ヲ經濟上ヨリ見マスルトキハ、近年著シ
ク失政ヲ重不テ、國民全體ニ我國ノ政治ナル
モノハ、一部少數ノ利己ヲ事トスル人ニノ
爲ニ依テ動カサレテ居ルノデアッテ、國民
大多數ノ利益幸福ヲ顧ミナイモノハナナイ
カト云フヤウナ疑惑ヲ起サレテ居ルノデア
リマス、而シテ其結果國民ニ反感ノ念ヲ釀
成セシメテ、思想ノ動搖ガ甚シクナフタノ
デアリマス、諸君徳川時代ニ於キマシテハ、
盲人ノ貸金ヲ若シ倒シタ者ガアルトキハ、
嚴刑ニ處セラレ、盲人ノ貸金ハ徳川時代ニ
於テハ深ク保護サレテ居タノデアリマス、
然ルニ今日立憲政治ノ時代ニ於キマシテ、
中産以下ノ人ニ汗水垂シテ儲ケタ中ノ其
剩餘ヲ預ケタ郵便貯金ヲ、安イ利息デ政府
ハ之ヲ預テ、サウシテ低利資金ナドト稱シ
テ、種々ノ一部ノ人ニ不確實ナル方面ニ迄
極メテ卑近ナ詰デアリマスケレドモ、皮膚
病ノ専門ノ醫者ハ皮膚ニ對シテ藥ヲ塗ルト
云フコトニ付テ、深甚ノ注意ヲ拂フノデア
リマス、此皮膚ニ塗ル所ノ塗藥ヲ一度誤
タナラバ、英語デ申シテ之ヲ「イルリテー
ト」スルノヲ恐レルノデアリマス、即チ皮

膚が急テサウシテ皮膚ガ非常ニ之ニ反撥スルト云フコトヲ恐レテ、皮膚病ニ藥ヲ塗ルト云フコトニ付テハ非常ニ注意ヲスルノデアリマス、殊ニ其皮膚病ハ外面ニ於ケルツノ病氣ニ止マラズシテ、體内ノ病氣ヨリ發生シテ居ルトキニ於テ、皮膚病ニ對スル塗藥ハ最モ深キ注意ヲ拂ハナケレバナラヌノデアリマス、今政府ハ此體内ノ病氣ヨリ發シテ居ル皮膚病ヲ療サシガ爲ニ、茲ニ治安維持法ヲ提出セラレタノデアリマスクレドモ、私ハ此點ニ付テ諸君ガ十分御考慮ヲナサルベキ問題デハナイカト思フノデアリマス、私ハ過日總理大臣ニ質問ヲ申上ゲテ、加藤首相ノ御考慮ヲ願ッタノハ實ニ此點デアリマス、其節申述ベマシタ通り、我國ニ憲法ノ本旨ニ反シ、議會ノ知ラナイ所ノ人ヲ、一年以下ノ禁錮ニ處スル明治二十三年發布サレタ法律八十四號ガアッテ、行政官ノ發スル命令ノ中ニハ、自由ニ之ガ加工ラルノデアリマス、即チ政府ノ制定スル命令中種々ノ體刑ヲ加ヘルコトガ出來ルノハ實ニ此法律ニ依ルモノデアッテ、吾々が議會ニ於テ議決シナイ、法律ニ依ツテ之を行ハレテ居ルノデハナイノデアリマス、又世界文明國中、我國ノ如ク廣大ナル土地山林ヲ持テ居リ、又特殊銀行ナドト稱シテ非常ニ大ナル金融ノ力ヲ政府ガ持ツタリ、自ラ鐵道ヲ營ミ、其他種々ノ官營事業ヲ營ムト云フヤウナ政府ハ、文明國ノ政府ニ於テハ一ツモナイノデアリマス、又政府ハ多クノ認可權ヲ持ツテ居ル、殊ニ此利權ニ對スル認可權ヲ有シテ居ルノハ、日本政府ニ限テ居テ、世界文明國ノ政府デ利權ノ認可權ヲ行政官ガ勝手氣儘ニ取扱ト云フ國ハ何處ニモナイノデアリマス、諸君英國デハ大臣ガ停車場へ往復セラレル場合ニ於キマシテ、一人モ送迎者ガナイン

デアリマス、首相「ボーリードウキーン」ガ倫敦ノ停車場へ參リマシテモ、一人モ送ル者モナシ、迎ヘル者モナインデアリマス、然ルニ今日我國ニ於テ大臣ノ送迎ノ甚シキコトハ全ク政府ノ持テ居ル所ノ廣大ナル權力、豐富ナル財力ノ前ニ送迎者ガ頭ヲ下ダルノデアリマス、若シ今日大臣ヲ訪問スル人々名前ヲ公表サレタナラバ多クノ人々ノ中ニハ私ハ濱口藏相ヲ惱マス人々ガ少クナイト信ズルモノデアリマス、是レ即チ今日我國ノ政治ナルモノガ極メテ廣大ナル權力ト種々ノ財產ヲ持チ金融ノ權ヲ持ツテ居ルガ爲ニ、我國ノ政治ガ稍モスレバ腐敗ニ陥ルト云フ根本原因デアルト思フノデアリマス、米國ノ如キハ彼ノ有名ナル「ルーズベルト」大統領ニ依ツテ、米國ノ政界ガ廉清サレタノデアリマス、英國ニ於キマシテモ百數十年前政治ノ上ニ大革新ガ施サレタノデアリマス、今日我國ニ於テ最モ急要ナルハ、治安維持法ノ制定デナクシテ、我國ノ國民思想ヲ動搖セシムルニ至ツタ我國政治ノ此不公平、不眞面目、不經濟ナ病源ニ向ツテ斧ヲ揮フコトデアルト思ヒマス、然ルニ今日マデ我國ノ政治家中、此根本ニ向ツテ大改革ヲ加ヘントシタ人ハ一人モ無イノデアリマス、諸君、官僚政治家ノ不可ナナル所ハ、國民ノ利益幸福ヲ犠牲ニシテモ自己ノ權力ヲ擴大セントスル點ニ在ルノデアリマス、立憲政治家ノ本領ハ、成ルベク自己ノ權力ヲ狹メ、國民ニ自治ノ精神ヲ與ヘ、國民ヲシテ國家公共ニ對スル義務ノ觀念ヲ抱カシムルニ在ルノデアリマス、然ルニ近時政黨内閣ノ世トナリ、立憲政治家ガ政治シトスル意見ヲ持ツテ居ル者デアリマス、此案ニ對シマシテハ世上隨分ヤカマシイ議論リマスル治安維持法案ハ第一讀會ニ移スベシトスル意見ヲ持ツテ居ル者デアリマス、此案ニ對シマシテハ世上隨分ヤカマシイ議論モアリマシテ、先刻委員長ヨリ御報告モアリマシタ通リニ、特別委員會ハ數日ニ瓦タ非常ニ面倒ナル質問應答ヲ重ねラレタノデアリマス、併ナガラ既ニ特別委員會並ニ當議場ノ御議論ニ依リマシテ、大體此法案ニ對スル議論ノ要點ハ盡キテ居ルヤウニ察シマスノデアリマス、唯、私ハ一點ダケ未だ委員會ニ於テモ、亦當議場ニ於テモ論及セラレナカタル重安ナル點ニ付テ簡単ニノデアリマス、勿論其點ニ付テハ單ニ政治

○副議長(小泉又次郎君) 静肅ニ願ヒマス
○武藤山治君(續) 私ハ本法案ガ實行サレテ、我國ノ國民ノ爲ニ最モ不利ヲ齎ラス點ヲ一言申上ダテ此論ヲ結ビタイト思ヒマス、諸君、此治安維持法ノ最モ不可ナル點ハ、善人ヲ不安ニ置クコトデアリマス、即チ此法律ガ制定サレタキニハ、善人ハ極メテ不安ノ地位ニ置カル、ノデアリマス、試ミニ第五條ニ斯ウ云フ事ガアリマス、「第一條第一項及前三條ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財產上ノ利益ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ五年以卜ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」ト云フコトガアリマス諸君、成程此法文カラ見マシタナラバ、明ニ罪ヲ犯スヲ目的トスル場合ニ限ツテ居リマス、併ナガラ實際上ニ於テ此法律ヲ運用スル場合ニ於テハ、人ニ金品ヲ今日供與シテ、明日其人格共產主義者ニ思想ヲ變ヘタ場合ノ其間ノ取扱ガ、諸君如何ニケルコトハ……

○副議長(小泉又次郎君) 静肅ニ願ヒマス
〔發言スル者多ク議場騒然〕
○副議長(小泉又次郎君) 山崎達之輔君
○山崎達之輔君 私ハ只今議題トナツテ居リマスル治安維持法案ハ第一讀會ニ移スベシトスル意見ヲ持ツテ居ル者デアリマス、此案ニ對シマシテハ世上隨分ヤカマシイ議論モアリマシテ、先刻委員長ヨリ御報告モアリマシタ通リニ、特別委員會ハ數日ニ瓦タ非常ニ面倒ナル質問應答ヲ重ねラレタノデアリマス、併ナガラ既ニ特別委員會並ニ當議場ノ御議論ニ依リマシテ、大體此法案ニ對スル議論ノ要點ハ盡キテ居ルヤウニ察シマスノデアリマス、唯、私ハ一點ダケ未だ委員會ニ於テモ、亦當議場ニ於テモ論及セラレナカタル重安ナル點ニ付テ簡単ニノデアリマス、勿論其點ニ付テハ單ニ政治
(拍手) 昨日委員會ノ討論ノ際ニ、私ノ友人

デアル所ノ清瀬一郎君ハ、極メテ該博ナル知識ヲ傾注セラレマシテ、此案ニ對スル絶対反対ノ意見ヲ御述ニナツクノデアリマス、テ居、タヤウデアリマスルケレドモ、其中心タル問題ハ私有財産制度ノ否認ト云フ點ニ關スル事デアリマス、是ハ獨リ清瀬君ノミナラズ、本案ニ對シテ反対ノ意見ヲ有セラレル諸君ノ頭ノ中ニ懷イテ居ラレル最主ナル點ハ此處デアラウト思ヒマス、隨テ私ハ此點ニ對スル私ノ卑見ヲ述ベマシテ、世上ノ惑ヲ解キ、又反対ノ御意見ヲ持ッテ居ラレル方ミノ御参考ニ供シタイト有ジマス(拍手)此法案ニ反対ヲセラレル方とハ、私有財產制度ノ否認ト云フコトガ、若モ合法的ニ行ハレル場合ニ於テ、ソレヲシモノ尙處罰ヲセナケレバナラヌノデアルカドウカ、固ヨリ暴行、脅迫、其他不正ノ手段ニ依ッテ、私テ私有財產制度ヲ否認セントスル者マデモ尙少スルコトニハ異存ハナイ、併ナガラ之ヲ議會ノ審議ニ依ッテ正當ナル手段ニ依ッテ、私有財產制度ヲ否認セントスル者マデモ尙少罰セナケレバナラヌカ、ドウカト云フコトガ、此案ニ對スル御疑惑ノ主ナル點デアルヤウニ思フノデアリマス、而シテ私ハ此點ニ付テハ、私有財產制度ノ否認ト云フコトナソレ自身ニ、決シテ合法性ト云フモノハナガ、此コトヲ信ズル者デアリマス(拍手)然ラバニ付テハ、私有財產制度ノ否認ニ合法性ナシトスルカ、其點ヲ明瞭ニ申上ゲテ見タイトイ思フノデアリマス、此點ニ付テハ内務大臣ノ御説明モ、司法大臣ノ御説明モ、結論ニ於テハ私ト同様デアリマスケレドモ、遺憾ナコトニハ法律論トシテノ根據ヲ御示シ云フヤウナ一般常識論トシテノ御議論デア

ルヤウデアリマシテ、法律論トシテノ根據
ハ御市ニナツテ居ナイヤウデアリマス、私
ハ此點ニ付テ申述ベテ見タイト思ヒマス、
即チ私が何故ニ私有財産制度ヲ合法的ノ手
段ヲ以テ變改スルト石クコトノ餘地ハナイ
ト云フ議論ヲスルカト申シマスルニ、私ハ
此論據ハ、我ガ帝國憲法ノ上諭ノ一節ニ於
テ、極メテ明瞭ニ御トシニナツテアルト云
フコトヲ信ズルモノデアリマス、デ憲法ノ
上諭、即チ此七十六箇條ヨリ成、テ居リマ
スル所ノ我ガ憲法ノ條章ノ前文トシテ重サ
レテ居リマスル所ノ上諭ノ中ニ、此點ニ付
テ極メテ明瞭ニ示セラレテ居ルノデアリマ
ス、即チ此上諭ノ中ニ於キマシテ、我ガ國
體ノ變革ト云フコト、、臣民ノ財產權ノ根
本的否認ト云フ此二ツノ點グケハ、絕對ニ
合法性ハナイト云フコトヲ明瞭ニセラレテ
居ルノニアリマス、詢ニ聖旨深遠デアリマ
シテ、唯、私共ハ恐懼ノ外ハナイノデアリマ
ス、茲ニ謹デ私ハ上諭ノ一節ヲ朗讀致シタ
イト存ジマス「國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ
祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及
朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ
行フコトヲ愈ラサルヘシ」次ハ「朕ハ我カ之ヲ
臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保
護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享
有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス——將
來若此憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル
時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ
發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ
憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ
勅語ナリ或ハ詔書トハ違ヒマシテ、憲法ノ
外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミル
コトヲ得サルヘシ」之ガ憲法上諭ノ一節デ
アリマス、申迄モナク憲法ノ上諭ハ一般ノ
實ニ我が國ノ大本、歴史ノ精華ニ基キマ

○副

議長（小泉又次郎君） 坂東幸太郎

ニ對シマシテハ、其緊切ナルコトヲ痛感ス
ル者デアリマシテ、今後社會政策ノ實行ト
云フコトガ恐ラク政府ノ中心問題デアラウ
ト云フコトヲ信ズル者デアリマス、即チ飽
迄思想、言論ノ自由ヲ尊重シ、又社會改善
ノ發達ヲ熱望致シマスル上ニ於テハ、敢テ
人後ニ落チザル積リデアリマス、併ナガラ
此建國ノ大本、歴史ノ精華ニ基ク崇高森嚴十
ル我國體ト、立國ノ基礎、國民ノ信念ニ基
ク社會組織ノ根本制度ニ對シマシテハ、斷乎
トシテ之ヲ確守シ、擁護シナケレバナラヌ
ト思フノデアリマス、即チ進ムベキハ進ミ、
守ルベキハ守ルト云フコトハ、之ガ實ニ政
治ノ要道デアルト私ハ信ズルノデアリマ
ス、簡単ナガラ私ノ賛成ノ理由ヲ申シマス
（拍手）

依リマスルト、此鎮ヲ斷ツ社ト云フモノヲ殆ド共産主義或ハ無政府主義ノ結社ノ如ク言ハレタノデアリマス、然ルニ何ゾ圖ラト云フ意味ノ結社デアッタノデアリマス、サウシテ其事件ハ實ニ中央ノ警保局デハ重大ニ扱ッテ居リマスケレドモ、私ハ直ダ近所ノ人間デアル、旭川テハ何等問題ニシナイ所ノ事件デアル、サウシテ過日ソレ等ノ人ハ六箇月許リノ禁錮ニ處セラレマシタガ、而モ檢事ハ之ヲ控訴シテ居リマシテ、一般ノ旭川ノ市民ハ是ハ當然無罪ニナルベキ性質ノモノデアルトスウ云フコトヲ唱ヘテ居ル、此所ニ書面モアリマスガ——斯ノ如ク此問題ニ關聯致シマシテ、第七師團ノ小泉少將暗殺未遂事件ト云フモノガ、是ハ全然事實無根デアリマシテ、不起訴ニナッタ、斯ノ如ク其他ニモ澤山政府當局ハ舉ゲテ居リマスルガ、ソレハ殆ド全部新聞紙上ニ出夕事件デ、重い者デモ一年カ、ソコラノ刑罰ニ過ギナイノデアル、斯クノ如キ微細ナルモノヲ恰モ大ナル事件ノアルガ如ク祕密會ニ對シテ、サウシテ國民ノ公正ナル輿論ヲ聽カイト云フコトハ、實ニ政府ノ意思ガ奈邊ニアルカ、之ヲ私ハ疑フノデアリマス、ソレハ若櫻内相ノ御説明ノ中ニモ、無政府主義、共産主義ガ非常ニ跋扈シテ居ルカノ如ク唱ヘテ居リマシテ、而モ其内容ニ至リマシテハ以上ノ如ク極メデ微細ナルモノデアリマスルガ故ニ、而モ直ニ十箇年ノ禁錮ニ處スルガ如キ、サウ云フ重イ刑罰ニ於テ大ニ吾々ハ考ヘテ見ナケレバナラヌ點ト思フノデアリマス、又屢々本會議若文ハ明確デハナイ上云フコトハは一一點疑

ノナイコトデアル、勿論國體ノ變革ト云フ
コトニ付キマシテ、若モ日本ノ國ヲ君主國
カラ共和國ニスル、斯ウ云フコトガアルニ
付キマシテハ、誰一人トシテ全然サウ云フ
說ヲ否認シナイ者ハアリマセヌ、併ナガラ
實際ニ當リマシテハ憲法ノ中ノ條文或ハ軍
隊ノ統帥權ニ關シ、若クハ宣戰、講和、其
他天皇ノ大權事項ニ關シ、憲法ノ改正論ヲ
主張シタ場合ニ於テ、是ハ見様ニ依テハ
矢張國體ノ變革トシテ手加減サレル憂ガア
ルト云フコトハ、今カラ考ヘテ居ラナケレ
バナラヌノデアル、斯ウ申シマスルト、ソ
レヲ適用スル所ノ役人ノ罪デアル、斯
ウ申シマセウガ、諸君モ吾々モ其役人ガ法
律ヲ濫用シタガ爲ニ、非常ナル苦ミヲ受ケ
タコトガ度々アリマス、私ハ大正四年以來
普通論ヨ唱ヘテ居リマスガ、而モ一時ハ過
激論者トシテ「ブラックリスト」ニ載シタ、大
正四年ニ東京ニ參リマシタガ刑事ガ踵イテ
來タ、而モ私ハ内地ニ於テハ右傾派ノ人間
トシテ、自ラ國家主義ヲ宣傳シテ居ル所ノ
者デアル、而モ時ノ政府ノ怒ニ觸ルルヤ左
傾派トシテ「ブラックリスト」ニ載セラレ
タ例ガアル、此例カラ考ヘマシテモ司法官
並ニ警察官ガ、若規内相ノ如キ立派ナル人
格者ナラバ決シテ間違ヒハイケレトモ、
サウ云フ譯ニハ往カヌ、故ニ此法律ガ濫用
セラルル虞ガアルト云フコトハ、是ハ一見
自明ノ理デアルト考ヘルノデアリマス、又
議會ノ否認論ヲ取締ルト云フ御說ガアッタ
サウデアル、私ハ之ニ付テ一言申シテ見タ
イ、議會否認論ハ震災前迄ハ相當ニ勢力ガ
アッタノデアリマス、私ハ國家主義者ノ見
地カラ致シマシテ、自分ノ友人ニモ議會否
認論者モアリマシタ、併ナガラ如何ナル機
會ニ於テモ、議會否認論ニハ眞向ニ反対シ
テ來タ人間デアル、所ガ彼ノ震災前カラ見

レバ、議會否認論ハ非常ニ下火ニ成^ルテ、
今ヤ國家主義ガ非常ニ盛ニナ^ツテ來タノデ
アル、彼ノ大正十一年過激思想取締法案ノ
フコトヲ、私ハ堅ク信ジテ疑ハナイ、議會
否認論ノ如キハ一種ノ政治思想ノ問題ニア
ルト考ヘル、政治思想ノ問題ハ宜シク思想
ヲ以て對抗スベキデアル、私ハ思想ヲ以テ
之ニ對抗シ、今ヤ自分ノ主張ガ勝^ルテ居ルノ
ト信ジテ居ル、横山君モ言ハレマシタガ、
如何ニ歸^ル弄^ルシマシテモ、二三年以前ヨリ
ハ今日ノ方ガ確ニ思想ハ穩健ニナ^ツテ居ルノ
デアル、尠^クトモ議會否認論ト云フモノハ、
今ヤ下火ニナ^ツテ居ルト云フコトハ私ハ斷^ル
言シテ憚^ラヌノデアル、併ナガラ此議會ノ
否認論ト云フコトニ付テモ尠^クトモ三個ノ
觀察ガアルノデアル、ソレハ下カラ所謂人
民側カラ過激的ニ議會ヲ否認スルト云フノ
モ是モ一ソ^シデアルケレドモ、政治家ガ或一
ツノ政治ノ理想ニ基イテ其說ヲ唱フルノモ
一ソ^シデアル、又一ソ^シハ議會ガ或ハ遠キ將來
ニ於テ如何ナル形勢ニナルカモ知レヌ、其
時ニハ斯カル議會ヲ置クヨリハ、寧口所謂
君主獨裁政治ト云フヤウナ一ソ^シノ意味デ、
上カラ議會ヲ否認スルヤウナ意味ノ政治ガ
起ルカモ知レス、尠^クモ三個ノ場合ヲ私ハ
想像スルノデアリマス、然ルニ之ヲ一括シ
テ議會否認論ナルガ故ニ、是ハ國體ヲ變革
スルトカ、若クハ政體ヲ變革スルモノニア
ルト斷ジテ、之ヲ國賊板ニスルト云フコト
鮮、臺灣ノ問題デアラウト思ヒマス、此朝
ハ、少シク早計デアルマイカト考ヘル、殊
ニ廣キ範圍ノ意味ノ自治權ヲ主張シタ場合
ニ、是モ若シ此法規ヲ濫用スルナラバ、矢

張國體ノ變革、政體ノ變革トシテ之ヲ取締ルト云フコトニナル、然ラバ朝鮮臺灣ト云フ所ノ日本ニ於テハ實ニ大ナル問題アル、之ニ向テ益、油ヲ注グト云フ結果ヲ生ズルノデアリマス、此點ハ實ニ吾々ハ重大ナル關係ヲ持ツテ居ルト思フノデアル、次ニ私有財產ノ否認ト申シマシテモ、合法的アリ不君モ言ハレマシタ、言ハレマシタガ、併ナガラソレハ少シ徹底シナイ點ガアル、私有財產ノ否認ト申シマシテモ、合法的アリ不法アリ、或ハ任意的ニ否認スルト云フ說モアル、合法的ノ否認ト云フコトハ確カ政府モ答辯ノ中ニ在タヤウニ考ヘル、政黨が院外ニ於テ合法的ノ手段ニ依ッテ、或意味ノ財產否認ヲスル、是ハ有リ得ベキコトデアルト云フコトヲ政府委員モ言ハレタノデアル、然ルニ山崎君ハ、ソレハ有リ得ベカラザルコトニ申シマシタガ、私ハ山崎君トハ全ク意見ヲ異ニスル(拍手)是等ノコトハ是ハ合法的デアル場合ニハ、即チ政黨ガ其政綱トシテ、或ハ其他ノ手段ニ依ッテ、之ヲ主張スル場合ニハ、其幾部分ハ政府が認メテ居ルト云フニ拘ラズ、之ヲ議院ノ中ニ於テ合法的ノ私有財產ノ否認ハ有リ得ベカラザルト云フコトハ、是ハ一大矛盾デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)私ハ必シモ輿論ニ追隨スル者デハナイ——追隨スル者デハアリマセヌガ、代議政體ハ申スマデモナク輿論政治デアル、故ニ追隨ハ致シマセヌケレドモ、輿論ノ趨向ハ須ク冷靜ニ之ヲ見ル必要ガアラウト考ヘル、然ルニ本問題ニ對スル輿論ノ趨勢ヲ見マスルト、少クトモ中央ノ新聞ノ殆ド全部ハ反對ノ意思ヲ表明シテ居リマス、又學者モ過半數ハ之ニ反對地方ハ知リマセヌガ、先づ東京邊リデハ是モ少クトモ過半ハ反對ノ意思ヲ表明シテ居

ルノデアリマス重不テ申シマス、私ハ
決シテ輿論ニ追隨スアル者デハアリマ
セヌ、併ナガラ今日此輿論ノ趨勢ハ斯
ノ如キモノデアルト云フコトヲ私ハ断
言シテ憚ラヌノデアル（拍手）次ニ此法
律ハ極メテ誤解シ易イ所ノ法律デアル、
斯ウ申シマスレバソレハ誤解ヲスル方ガ惡
イト乾度申スノデアリマセウ、併ナガラ諸
君、此誤解ヲ解イテ輿論ヲ徹シテ適當ナル
時機ニ於テ誤解ナシニ作ツテモ遅クハナイ
デヤアリマセヌカ、作ラネバナラズ所ノ此
事件、ソレヲ天下ニ公表シテ、サウシテ國
論ノ歸スル所ヲ見テ、ソレカラ作ツテモ少
シモ遅クハナイト私ハ信ジテ居ルノデア
ナガラ、其誤解ガ國民ヲ舉テ或ハ數十萬
數百万ノ者ガ誤解ヲシタナラバ、或場合ニ
ハ社會動亂ノ原因トモナリ、又實ニ此社會
ニ非常ナル禍ヲ醸スト云フコトハ、是ハ私
ガ論ズルマデモナイコトデアル、先程申シ
マシタ如クニ、司法官ヤ警察官ガ現在ノ政
府當局ノ如クニ、殊ニ内務大臣ノ如クニ、
誠ニ立派ナ人格ノ所有者デアルナラバ、私
ハ必シモ反對ハシナイ、ケレドモ數十万ノ
司法官、數十万ノ警察官ハ、必シモ全部サ
ウトハ申サレヌ、ソコガ即チ實際問題トシ
テ非常ニ危険ガ存在シテ居ル所デアラウト
考ヘル、況ヤ今日ノ如キ立憲内閣ナラバ宣
シイガ、或ル場合ニハ此反動的ノ官僚内閣
ノ出現モ考ヘテ見ナケレバナラヌ、若シ不
幸ニシテ將來日本ニ反動的ノ内閣ガ起ツタ
場合ニ於キマシテハ、此法律ハ濫用セラレ
ルト云フコトハ、殆ド火ヲ賭ルヨリモ明カ
デアルト私ハ思フ、斯ノ如キ此法律ハ、其
無政府主義、共產主義ヲ取締ルト云フコト
ニ付キマシテハ、其主意ニ於テハ決シテ反

得テハナイガ併ナガラ國民ノ十分ノ諒解ガ確ノ故デアル、故ニ十分ニ國論ヲ徵シテ、サウシテ内容ヲ公開シテ國論ノ趨ク所ニ依シテ、ドウシテモスカル法律ヲ作ラナケレバナラヌトシタナラバ、明確ナル法律ヲ作ル方ガ宜シト考ヘル、先程横山君ハ此法律ニ反対スル者ハ、ソレハ反対センガ爲メノ反対カ、或ハ無政府主義者カ、共産主義者デアルト申サレマシタガ、私ハ横山君ノ大膽ニ向ツテ或ル意味ノ敬意ヲ表シマス、併ナガラ横山君ノ人格ノ爲ニ、ソレヲ非常ニ惜ム、私ハ右傾派ノ一人デアルコトヲ断言シテ憚ラヌ、右傾派ノ一人デアリマスガ、決シテ無政府主義者、共産主義者デハアリマセヌ、斯ノ如キ法律ヲ作ルト云フコトハ、實際ニ於テ五百万ノ勞働者ヲシテ誤解ゼシメル、誤解セシメタ結果ハ思想ヲ惡化サス所ノ領ガアル、斯ウ云フ考ヲ持テ居ルノデアル、徒ニ反対センガ爲メノ反対ナリト貶シ、或ハ無政府主義者、共産主義者ナリト云フコトハ、餘リニ大膽過ギルト私ハ考ヘルノデアリマス、先程申シマシタ如クニ、今日ノ政治思想界ノ現狀ハ、確ニ震災以前ヨリハ穏和トナッテ居リ、又議會否認論モ以前ヨリハズト下火ニナッテ居ル、故ニ今俄ニ斯カル不明確ナル法律ヲ設ケ、サウシテ勞働者ノ思想或ハ考ヲ誤ラシメルヨリハ寧ロ國論ノ歸スル所ヲ知リ内容ヲ明確ニ發表シテ、サウシテ靜ニ完璧ナル所ノ法律ヲ作ル方ガ、實際思想善導ノ意味ニ適フト思フノデアリマス、私ハスカル意味カラ致シマシテ、此法律案並ニ委員長ノ報告ニ反対シ、適當ナル時機ニ於テ立派ナル完全無缺ナル法律ヲ作ル方ガ宜シト云フ意見ヲ持テ居ルノデアリマス、之ヲ以テ私ノ

○意見ト致シマス(拍手)
○副議長(小泉又次郎君) 板野友造君
〔板野友造君登壇〕
○板野友造君 無政府主義ハ姑ク措キマシテ、共産主義、此共産主義ハ學問上ノ研究問題トシテハ、十分ノ價値ガアリマセウ、之ヲ社會學ノ上ヨリ見、之ヲ經濟學ノ上ヨリ見テ、種々ノ方面カラ研究スペキ問題アルコトハ、私共深ク之ヲ認ムル、認ムルガ現在ニ於テ――現在ノ日本ニ於テ、然ラズ世ニ所謂共產主義ナルモノハ之ヲ認メラレルカ、理論ハ別デアル、實際ニ於テ日本ノ國家、日本ノ社會ニ於テ、共產主義ト云フモノハ如何デアルカトスウ申シマスレバ、是ハ言フマデモアリマセヌ、之ヲ容ル、ノ餘地ハナイ、斷ジテ之ハ叩付ケネバナラヌ、是ハ殆ド議論ハナイダラウト思フ、ソレカラ無政府主義ニ至リマシテハ、是ハ勿論何等此處デ彼此レ申ス必要ハナイ、本件ハ世ニ所謂無政府主義、世ニ所謂共產主義ヲ取締ル爲ニ發案シタモノデアルト云フコトハ、政府モ聲明スル所デアル、唯、無政府主義ト云フ文字ヲ避ケタ所以ノモノハ、無政府主義或ハ共產主義ト云フコトハ、社會上ニハ自ラ府主義ト云フ文字ヲ避け、共產主義ト云フ文字ヲ避ケタ所以ノモノハ、無政府主義或トスルマデニハ之ガ熟シテ居ナイ、ソレデアルカラ最キ矯正、ヲ尙ブ法律上ノ言葉トシテハ避ケナケレバイケカラ、無政府主義ニ代ユルニ國體ノ變革、政體ノ變革、此二ツノ文字ヲ以テスル、共產主義ニ代ユルニテ居ルノデアル(拍手)本案ハ一口ニ言ヘバ、世ノ中ニ所謂無政府主義或ハ共產主義、其目的ヲ以テ結社ヲヤル、其取締デアルコト云フコトハ、今日マデニ於テ洵ニ明かニナッテ居ルノデアル(拍手)本案ハ一口ニ言ヘバ、ハ何モ議論ハアリマセヌ、而シテ今日ニ於

テ我が日本ノ國家ニ於テ、我ガ社會ニ於ア、
此無政府主義、共產主義ハ斷ジテ是ハ排斥シナケ
ラザルモノデアル、断ジテ是ハ排斥シナケ
レバナラヌモノデアル、是ハ始ド私辯明ノ
必要ハナイト思フ、然ラバ問題ハ今日ノ社
會ニ、今日ノ此現状ニ於テ此立法ガ必要デ
アルカドウカ、此一點デアリマス、必要ナ
シト云フノデアルナラバ、國家社會ノ爲ニ
洵ニ慶賀ノ至リニ堪ヘナイ、此點ハ私諸君
ト共ニ靜ニ攻究ヲシ且ツ決定ヲ致シタイ、
不幸ニシテ無政府主義、不幸ニシテ共產主
義、之ヲ宣傳シ若クハ之ニ依テ結社ヲス
ル者ガアリ、之ヲ取締ルノ必要ガアルト云
フナラバ、之ニ適應スルノ法律ハ已ムヲ得
マセヌ、私共ハ今日マデ實際ニ於テ無政府
主義者ノアルコトモ知テ居リマス、共產
主義者ノ有ルコトモ知テ居ル、且ツ之ニ
依ツテ不幸ニモ日本ニ於テ其結社ノ實現シ
タコトモ亦之ヲ知テ居ル、而シテ政府モ
亦此事ヲ議會ニ報告シ材料ヲ提供致シテ居
ルノデアル、然ラバ理窟ハ別デアル、必要
デアルナラバ之ニ對應スルダケノ立法ヲス
ルト云フコトハ、洵ニ已ムヲ得ザル次第デ
アル、理論トシテ學問ノ研究トシテ、或ハ
共產主義ヲ彼此スル是ハ別個ノ問題デアリマ
ス、ソレカラ武藤君ナドノ仰シャル、ナ
ゼ斯様ナ怖ルベキ世態ヲ呈シタルカ、此原
因ハ爲政者ニ在ルナドト、ソレハ別個ノ問
題デアル、誰カノ責任デアル、如何ナル原
因デモ宜シイ、原因ハ問ハヌ、今日不幸ニ
シテ此法律ヲ必要トスルニ至ラタノデアリマ
スカラ、吾々ハ遺憾ナガラ此立法ヲ贊成
スル者デアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 井本常作君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ討論ハ終結セラレマシタ、本案ノ第一讀會ヲ開クヤ否ヤニ對シテ、湯浅凡平君外二十六名ヨリ此採決ハ記名投票ヲ以テスヘシト云フ要求ガアリマス、仍シテ記名投票ヲ以テ決シマス

〔「賛成」「賛成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 本案ノ第一讀會ヲ開クベシトスル諸君ハ白票、開クベカラズトスル諸君ハ青票ヲ御持チテ願ヒマス、——閉鎖——氏名點呼ヲ命ジマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(小泉又次郎君) 時間ヲ延長致シマス——投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ハ無イト認メマス——投票函閉鎖——開匣——閉鎖——投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致サセマス

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數 二百六十四

可トスル者 白票 一二百四十六
否トスル者 青票 十八

〔拍手起ル〕

○副議長(小泉又次郎君) 仍テ本案ハ第二

讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕選君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開カレントヲ望ミマス

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

治安維持法案 第二讀會

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シテハ、中村啓次郎君外三名ヨリ修正案ガ提出サレテ居リマス、其修正ノ趣旨辯明ヲ許シマス——中村啓次郎君

治安維持法案ニ對スル修正案

治安維持法案中左ノ通修正ス
第一條 國體ヲ變革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加エシタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財產制度ヲ根本ヨリ否認スルコトリテ之ニ加入シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

本條第一項第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二條 前條第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ勸誘ヲ爲シ又ハ之ニ應シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ハ之ニ應シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前條第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ勸誘ヲ爲シ又ハ之ニ應シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條 二左ノ一項ヲ加フ
第一條第二項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ヲ煽動シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條 二左ノ一項ヲ加フ

第一條第二項ノ目的ヲ以テ騷擾、暴行

其ノ他生命、身體又ハ財產ニ害ヲ加フ

ヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條中「第一條第一項」ノ下ニ「第二項」ヲ加フ

〔中村啓次郎君登壇〕

○中村啓次郎君 諸君、私共ヨリ提案致シマタル修正案ニ付キマシテハ、其修正ノ主

ナル事項ニ付キマシテ、大要ヲ茲ニ説明ヲ致シタイト思フノデアリマス、暫クノ間御清聽ヲ願ヒマス、過日來委員會ニ於ケル政

府當局ノ我ガ政體ニ關スル意義ノ答辯ハ、

明カデアリマス、立法權ニ於キマシテモ、私

御互ガ此處デ協賛致シマス、其協賛致シマ

即チ我ガ政體ハ申スマデモナク憲法上ノ統治組織ハ立法、司法、行政ノ如三權ガ分立致シテ居ルノデアリマス、然ルニ政府當局ノ說明スル所ニ依リマスルト云フト、我ガ

政體ノ根幹ハ、民選代議制度デアツテ、憲法ス、假令司法制度ヲ全廢致ス場合ガアツテモ、假令憲法上ノ天皇ノ大權ノ大部分ニ對シテ制限ヲ加ヘル者ガアツテモ、是ハ本法ニ謂フ所ノ、政體ニ變革ト云フコトニ當ラナイノデアルト云フガ如キ説明ヲサレテ居ルノデアリマス、單リ委員會ニ於テ斯ノ如キ我ガ政體ノ上ニ紛更ヲ試ムルヤウナ言葉ヲ承ッタバカリデナク、當議場ニ於キマシテモ、本法案ガ提出セラレマシタル當時ニ、若槐内務大臣ノ御演説中ニモ亦私共ノ遺憾ニ感ジタ點ガアルノデアリマス、ソレハ若

槐内務大臣ハ本案提出ノ當時ニ於キマシテ

「我ガ立憲政體ヲ變革シテ、議會否認ヲ爲

ス」ト云フヤウナコトヲセントスルヤウナ事柄ト申サレ、又星島二郎君ノ質問ニ對シ

テ答ヘタル所ニ依リマスルモ、速記錄ニ依レバ斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス「我

ガ日本ニ於テ今日日本ノ政體ガ如何ナルモ

柄ト申サレ、又星島二郎君ノ質問ニ對シ

立憲政治ト申シマスレバ、此立憲政體ノ中ニハ代議政體ガ包含サレマスケレドモ、單

ニ立憲政體ト申シタダケデハ、君主立憲政

體ト申サナケレバ相成ラナイノデアル、

立憲政治ト申シマスレバ、此立憲政體ノ中

ニハ代議政體ガ包含サレマスケレドモ、單

ニ立憲政體ト申シタダケデハ、君主立憲政

體ハ包含サレナリ、即チ立憲政體ト申シタ

ダケデハ、君主ハ之ニ包含サレマスケレドモ、單

ニ立憲政體ト申シタダケデハ、君主立憲政

シタルモノニ對スル裁可權ハ、天皇陛下ガ之ヲ有スルノデアリマス、又議會ニ對シテ解散權ヲ御持ニナツテアラセラレルノデアリマス、司法、行政何レニ致シマシテモ、委任シ放シニ致シマシテ、天皇ガ何等之ヲ

總攬セラレナイト云フヤウナコトハナイニ處ス

ノデアリマスルが故ニ、我ガ統治ノ大權ハ、

天皇ニ於テ常ニ總攬シ給フコトガ我ガ政

體デアルノデアリマス、萬世一系ノ天皇ノ

ノ統治權ノ所在ハ國體デアルト云フ解釋ハ

是ハ當テ居リマス、萬世一系ノ天皇ノ

總攬權ノ所在ガ國體デアルノデアル、即チ

シテアルノデアリマス、萬世一系ノ天皇ノ

統治權ノ所在ガ國體デアルノデアル、即チ

天皇ヲ離レテ我ガ國體ナク、天皇ヲ離レ

テ我ガ政體ハ無イノデアル、此故ニ我ガ政

體ハ君主立憲政體ト申スカ、又ハ立憲君主

政體ト申サナケレバ相成ラナイノデアル、

立憲政治ト申シマスレバ、此立憲政體ノ中

ニハ代議政體ガ包含サレマスケレドモ、單

ニ立憲政體ト申シタダケデハ、君主立憲政

體ハ包含サレナリ、即チ立憲政體ト申シタ

ダケデハ、君主ハ之ニ包含サレマスケレドモ、單

ニ立憲政體ト申シタダケデハ、君主立憲政

第一ノ理由ハ、即チ如何ニモ此數日來政體ノ意義ガ偶以テ我ガ立憲君主國ノ此政體ノ木義ヲ紛更スル嫌アルコトヨ認メマシタカ故ニ、此「政體」ノ二字ヲ削除セント致シタ、是ガ即チ其第一ノ理由デアリマス、「政體」ノ二字ヲ削除致シマスル第二ノ理由ハ、先程來委員長、或ハ横山君ニ依ツテ説明サレタルガ如ク、政府當局ガ此法律ニ依テ取締ラント欲スル所ノモノハ、大體ニ於テ無政府主義者ト云フモノハ統治權力ノ否定ヲ主張スル者デアル、我が國體ハ統治權力ノ所在デアル、其統治權力ノ所在ニ對シルバ無政府主義者ト云フモノハ必シモ難イ事デハナイト考ヘラレタノデアル、故ニ既ニ國體ニ關スル規定ヲ存シタル以上ハ、此無政府主義者ヲ取締ルノニハスルノデアリマス、ソレカラ第二國體ニ關於此點ハ私共ハ與黨諸君ノ此「政體」ノ二字ヲ除カウトスル方ヒト其所見ヲ同ジウル規定ト、私有財產制度ニ關スル規定ヲ別項ト致シマシテ、且ツ之ガ刑罰ニ等差付ケマシタル點ハ、私共修正ノ第二點デアリマス、此點ニ付キマシテモ簡單ニ其理由ヲ説明致シタイ、我ガ國體ハ只今モ申シマスルヤウニ、又皆サンモ御了承ニ相成シテ居ル通り、萬世一系ノ天皇之統治權ノ所在デアリマシテ、絕對尊嚴ヲ維持シナケレバナラヌモノデアリマス、絕對不可侵デアリマス、如何ナル方法ヲ以テシテモ一指モ染メルコトノ出來ナイ所ノモノデアリマス、之ヲ想テ異ニ致シマシテ、私有財產制度ハ時代ノ推移ニ依リマシテハ、合法的手段ヲ以テマシテ變更シ得ベキ時ナキヨ期シ難イノ

デアリマス、斯ル性質ノ上ニ大ナル懸隔ノアリマスルモノヲ、玉石同架シテ同項ニ之ヲ規定スル上云フガ如キハ、我國民精神ノ上ニ於キマシテモ、決シテ適當ナル立法ノ方法デナイト思量致シマシテ、是ハ別項ニ規定スコトニ致シタノデアリマス、國體ニ關スル犯罪ト、私有財產制度ニ對スル犯罪ニ對シマシテ刑罰ニ等差ヲ設ケマシテ、前者ハ十年以下トシ、後者ハ原案ヨリ三年ヲ輕減致シマシテ七年以下ト致シマシタルコトハ、我國ニ於キマシテ只今モ申シマスル通り、國體ニ反抗ヲ試ムルト云フガ如キ大逆無道ニ對シテ刑罰ヲ加ヘントスルハ、我ダ國民感情ノ一致スル所デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）私有財產制度ニ對スル犯罪ト豫備ノ豫備デアラウガ、端緒デアラウガ、之ニ對シテ刑罰ヲ加ヘントスルハ、我ダ國民感情ノ一致スル所デアルト考ヘルノデアリマス（拍手）私有財產制度ニ非ズト認メマシタガ故ニ、此刑罰ノ上ニ等差ヲ設ケタノデアリマス（拍手）第三ハ「私有財產制度ヲ根決シテ公平ナル刑罰規定ニ非ズト認メマシリマス、「根本ヨリ」ノ四字ヲ加ヘタノデアリマス、私有財產制度ノ一部ノ否認ハ、本法ノ問フ所デナイト云フコトハ政府當局ノ屢々説明サレタル點デアリマス、私有財產制度ヲ根本ヨリ破壊スルニ非ザル程度ノ勢働運動ノ如キハ、毫モ本法刑罰ヲ被ムル所ノモノデナイト云フ以上ハ、此點ヲ當識的ニ明ニスル爲ニ「根本ヨリ」ナル通俗的文字ヲ添加シテ立法スルト云フコトハ、適當デハアルマイカト考ヘタノデアリマス、此立法ノ趣旨ヲ明ニシマスル爲ニ、政府當局ノ委員會ニ於ケル説明ノ要點ヲ紹介致シテ置クコトガ必らずデアラウト思フノデアリマス、

取ヲ願ヒマス、山川委員及星島委員ノ質問ニ對スル政府當局ノ答辯ノ一節デアリマスルガ「此法律ノ保有スル所ハ所有權ノ基礎私有財產制度ノ根本ヲ否認スルダケテアリテ、其他ノ憲法上ノ財產關係ニ關スルモノハ本法ニ關係ガナインデアリマシテ、其範圍内ニ於テ所有權使用收益ノ關係等ニ付テ、色ニト經濟學社會學ノ原則カラシテ改革ヲ企テタリ、綱領ヲ掲ゲタリスル者ハ認メラレルノデアリマス、唯根柢ヲ否認スルモノダケハ政黨トシテ認メラレナイト斯ウ云フコトヲ申上ダタノデアリマス」ト申サレテ居ルノデアリマス、ソレカラ清瀬君ノ質問ニ對スル答辯ノ一節ニ斯様ナコトヲ申サレテ居ルノデアリマス「我國ニ於キマシテ漸次私有財產制度ト云フモノヲ改定シテ行カナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ言ウタカラト云ウテ、直ニ本法ニ抵觸スルモノトハ考ヘナイノデアリマス、本法ハ今日直接ニ私有財產ト云フモノハイカヌ、是ハ根柢カラ破壊シナケレバナラヌ、斯ノ如ク急激ニ直接ニ論ズルコトヲ以テ不都合ナリト考ヘル次第アリマス」斯様ニ申サレテ、通俗的ニ、當識的ニ、本法ノ上ニ立法ノ方法ヲ民衆化シマシテ、特ニ此四字ヲ加ヘタル議」ノ文字ハ先程委員長カラモ詳シク御説レカラ第四ハ第二條ノ「協議」ノ二字ヲ「勸誘」ト修正致シマシタル點デアリマス「協議」ノ文字ハ私ハヤリマセヌト云フコトデアルナラバ、相談ガ兩方ナガラ成立シナイモノデアルヤウニ考ヘマスルニ拘ラズ、即チ其事

ノ協議ガ成立タナイデモ、協議ヲ申出タ者ハ罰セラレルコトヲ規定シテ居ルト云フコトヲ當局ハ申スノアリマス、ソレナラバ極的ニ追被セテ、一ツ突込ンデ勸誘スル、勸メル誘フト云フヤウナ程度ニ文字ヲ變ヘタ方ガ、一方勸誘者ヲ罰スル、而シテ其勸誘ニ致スル者ガアツタ場合ニ其者ヲ罰スルト云フコトガ、如何ニモ明確デアラウト思ヒマシテ「協議」ノ二字ヲ「勸誘」ノ二字ニ變ヘタ次第デアリマス、以上ハ修正正意見ノ大要デアリマスガ、終リニ臨ミマシテ一言試ミタイコトハ、今ヤ現内閣ノ威信ハ全タ地ニ墜チテ行ハレナイデ、輦轂ノ下毎日強盜、放火、殺人、斯ノ如キ事件グ日々數件ニ上テ居ルノデアリマス、或ハ暴力團ノ政敵ヲ威壓スル者アリ、斯ノ如キ不祥事ノ頻發スルコトハ我國未會有ノ現象デアルノデアリマス(拍手)而シテ我國ニ是等ノ者ヲ制裁スル所ノ刑罰法規ハ無イカト云ヘバ、刑罰法規ハ現存致シテ居ル、刑罰法規ガ嚴在致シテ居ルノデアル、今ヤ嚴重ナル刑罰法案ヲ出シテ、而シテ治安ヲ維持シヤウト云フ場合ニ當ツテ、而シテ斯ノ如キ事件が頻發シテ居ノ如キ或ハ強盜、或ハ放火、或ハ殺人、斯ノ如キ事ガ肇殺ノ下銀座ノ眞中ニ於テ行ハレテ居ルト云フヤウナ、斯ノ如ク綱紀ガ廢頼シ、政府ノ威信ガ地ニ墮チテ居ル、此政府ガ此法律案ヲ提出スルト云フコトハ僭越ナ至極ト云フノデアル(拍手起ル)併ナガラ其提出スル者ハ如何ナル者デアリマシテモ、苟モ此法律案ガ此議會ニ繫屬致シマスル以上ハ、吾々ハ之ニ對シテ其職責ヲ行ハナケレバナラナイノデアル、是ガ即チ本修正案ヲ提出シタル所以デアリマス、何卒御協賛

○副議長(小泉又次郎君) 修正案ニ對シテ
反対賛成ノ通告ガアリマス、通告ノ順序ニ
依テ許可致シマス、廣瀬徳藏君

(廣瀬徳藏君登壇)

○廣瀬徳藏君 私ハ委員長ノ修正案ニ賛成
ヲ致シ、政友本黨提出ノ修正案ニ反対ヲ致
ス者デアリマス、論議既ニ殆ド盡キテ居ル
タイト存ジマス、原案ノ中デ「政體」ノ文字
ヲ取去ラレタ後ニ於キマシテハ、議論ノ範
圍ガ極メテ狹クナツテ居ルノデアリマス、
國體ト私有財産、私ハ委員會ニ於テ國體ヲ
變更スルコトニ關シテ、上奏ガ出來ルカ出
來ヌカト云フヤウナ議論ノアッタコトヲ深
ク悲ム者デアル、國體ノコトハ吾々臣民ト
シテハ議論ナドヲスル餘地ノアルモノデハ
ナイ、左様ナ事ヲ考ベキモノデナイノデ
アル、左様ナ事ヲ考ヘナケレバナラヌ時ハ
即チ革命ノ時デアル、吾々ハ左様ナ事ヲ夢
想ダモスルコトヲ好マナシ、又シテナラ
スト存ズルノデアル、故ニ「國體」ナル文字
ガ善イトカ惡イトカ云フヤウナコトヲ、今
更茲ニ意見ヲ述ブル必要ハ断ジテ無イ、殘
ル所ハ唯、私有財産ノ點デアリマス、私此
委員長ノ報告ノ修正案ニ對シテ、世上尙ホ免
角ノ論ガアリ、又此院内ニ於テモ少數ノ方
方ハ反対ヲサレル、此反対ニハ誤解ノ點カ
アルノデハナイカ、其下ニ横ツテ居ル所ノ
思想ノ根據ニ於テ、誤シテ居ルモノガアル
ノデハナイカト思フノデアリマス、委員會
ニ於ケル質問應答ヲ聽キマシテモ、共產主
義ハ善イトマデ言ハレナイガ、ソレニ近キ
例ナドヲ出シテ屢質問ヲサレタ(ヒヤー)
今日ノ席ニ於テハ湯淺君ヨリ到頭露骨
ナル御話ヲ承フタ、社會組織ノ歸結ハ共產
主義デアル、終リニハサウナルノデアルト
云フヤウナ御言葉ヲモ聽イタノデアル(ヒ

ヤヒヤ)私共ハ是ハ非常ニ見解ヲ異ニスル、
此壇上ニ於テ世ノ中ガドウ云フ風ニナルト
云フヤウナコトヲ、今論議スル必要ヲ認メ
ナイノデアリマスガ、少クトモ吾々トハ見
解ヲ異ニシテ居ル、又此種ノ人、此種ノ考
ト持タレル世上ノ人ハ、露西亞ノ「レーニ
ン」ノ仕事ヲ以テ成功ナリト誤信ヲシテ居
ラレル人デアル、所が今ノ歐米ノ識者學者
ト云ハレル人ノ間ニ於テ、之ニ謳歌スル人
ハ極メテ少イ、大抵ハ失敗ナリト斷言ヲシ
テ居ル、名前ヲ忘レマシタガ、例ヘバ佛蘭
西ノ權威アル學者「ジョルジ、ヴァロア」
ノ如キハ、新經濟論ト云ヒマスカ「エコノミ
ー、ヌーベル」ナルモノニ於テ酷ク之ヲ放下
シテ居ル、斯様ニ彼ハ斷言シテ居ル、「露
西亞ノ改革ナルモノハ有產階級ノ社會ヲ變
ジテ無產階級トシタノデハナイ、ソレナラ
宣イガ、サウデナクシテ、相當ニ存在シテ
居タモノヲ亡國ノ民タラシメタノデアル」
ト彼ハ論斷致シテ居ル、成程考ヘテ見マス
ト云フト、「レーニン」ノ揚言シテ居リマシ
タ所ノ農工生産ノ增加デアル、或ハ交通機
關ノ速進デアル、或ハ勞働階級ノ改善デア
ルトカ云フヤウナ事柄ハ、少シモ成功ヲ見
ナイノデアル、而シテ益、人ハ生活ノ不便
ニ困惑スル形勢デアルカラ、之ヲ失敗ト云
フノハ當然デアラウト考ヘル、私洵ニ皮肉
ナノハ、我國ノ新知識ダト云ハレル人ガ贊
成ラスル時分ニハ、本家本元ノ歐米デハ是
ガ古クナツテ居テ、アベコベノ説ガ立テラ
レテ居ルト云フコトデアル、是ニ於テ我國
ノ新知識モ餘り當ニナラナイト云フコト
ヲ感ズル者デアル(拍手)私ハ斯ウ云見地
ニ立テ居リマスガ、併ナガラ社會ノ有機
體ト云フ字ヲ八レルト仰シヤル、是モ法文ノ
註釋トシテハ悪クナイノデアリマスカ、私
有財產ヲドウト云フノデナイ、私有財產制
度ト云フノハ、一ツ總タ思想デ「ワシホー
ル」デアル、故ニ之ヲ否認スルト云フ者ハ

主義、現在ノ秩序ヲ破壊セズシテ、徐々ニ
改良ヲシテ行ク政策ニハ私共賛成デアル
ガ、今ノ勞働者ノ地位ハ固ヨリ憐ムベキデ
アル、今ノ資本家ノ立場ハ餘リニ宜キニ過
ギル、斯ウ云フコトハドウシテモイケナ
イ、故ニ私共ハ社會政策ノ見地ニ立チテ、
徐々ニ之ヲ改善シテ行キタイト存ズルノデ
シテ實行シ得ルノデアリマスカラ、何モヤ
カマシク言フ必要ハナイ、一部少數ナル煽
動者或ハ一知半解ノ輩ハ、極端ナルコトヲ
主張致シマセウガ、我國ノ多數ノ勞働者ハ
カナランコトヲ希望シテ已マザル者デアリ
マス、然ラバ政友本黨諸君ノ御提出ニナン
タノデアリマスカ、先刻始メテ同ジク白票
ヲ持テ此處ニ上タ、而シテ骨子タル所ノ
「政體」ヲ取ルト云フコトニ付テハ一致シテ
居ル、唯、外ニ少許リ所見ノ違フ所カアル
ガ、是ハ所見ガ違フ上云テモ、サウ酷イ
所デハナイノデアリマスカラ、私ガ是
カラ述ベル所ニ依テ願クハ御讓リヲ
願ヒタイト考ヘル、本黨案ノ第一ハ國體ト
私有財產制度トヲ同列ニ置クコトガイケナ
イト言ハレル、是ハ誠ニ一見尤ナヤウニ見
ユル、併ナガラ是ハ國體ト私有財產トガ同
ジ程値打ガアル、同ジ程尊イノデアルト言
フ譯テナク、此案ハ國體ニ對シテ惡イ考ヲ
持ツ者モ、私有財產ニ對シテ破壊ノ考ヲ持
ツ者モ、取締ル必要ニ於テハ殆ド同ジデアル
ト云フダケノコトデアリマスカラ、取締ル
方面カラ云ヘバ、之ヲ同列ニ置イテモ一向
差支ナイ、宮中ノ席次ノヤウナモノデナ
イ、サウ前後ヲ争フ必要ハナイ、法文ノ排
列ハ必要ニ應ジテヤルベキモノデアリマス
カラ、私ハ三派ノ案テ一向差支ガナイ、ソ
レカラ今一ツ私有財產制度ノ否認ハ御同感
デアルガ、ドウモ分リ惡イカラ「根本ヨリ」
ト云フ字ヲ八レルト仰シヤル、是モ法文ノ
思想ノ根據ニ於テ、誤シテ居ルモノガアル
ノデハナイカト思フノデアリマス、委員會
ニ於ケル質問應答ヲ聽キマシテモ、共產主
義ハ善イトマデ言ハレナイガ、ソレニ近キ
例ナドヲ出シテ屢質問ヲサレタ(ヒヤー)
今日ノ席ニ於テハ湯淺君ヨリ到頭露骨
ナル御話ヲ承フタ、社會組織ノ歸結ハ共產
主義デアル、終リニハサウナルノデアルト
云フヤウナ御言葉ヲモ聽イタノデアル(ヒ

シテ、單行法トシテ出サレタモノデアリマ
スカラ、必要去レバ之ヲ廢スペキモノデア
ル、而シテ吾々ハ之ヲ廢止スルノ時機ノ速
カナランコトヲ希望シテ已マザル者デアリ
マス、然ラバ政友本黨諸君ノ御提出ニナン
タノデアリマスカ、先刻始メテ同ジク白票
ヲ持テ此處ニ上タ、而シテ骨子タル所ノ
「政體」ヲ取ルト云フコトニ付テハ一致シテ
居ル、唯、外ニ少許リ所見ノ違フ所カアル
ガ、是ハ所見ガ違フ上云テモ、サウ酷イ
所デハナイノデアリマスカラ、私ガ是
カラ述ベル所ニ依テ願クハ御讓リヲ
願ヒタイト考ヘル、本黨案ノ第一ハ國體ト
私有財產制度トヲ同列ニ置クコトガイケナ
イト言ハレル、是ハ誠ニ一見尤ナヤウニ見
ユル、併ナガラ是ハ國體ト私有財產トガ同
ジ程値打ガアル、同ジ程尊イノデアルト言
フ譯テナク、此案ハ國體ニ對シテ破壊ノ考ヲ
持ツ者モ、私有財產ニ對シテ破壊ノ考ヲ持
ツ者モ、取締ル必要ニ於テハ殆ド同ジデアル
ト云フダケノコトデアリマスカラ、取締ル
方面カラ云ヘバ、之ヲ同列ニ置イテモ一向
差支ナイ、宮中ノ席次ノヤウナモノデナ
イ、サウ前後ヲ争フ必要ハナイ、法文ノ排
列ハ必要ニ應ジテヤルベキモノデアリマス
カラ、私ハ三派ノ案テ一向差支ガナイ、ソ
レカラ今一ツ私有財產制度ノ否認ハ御同感
デアルガ、ドウモ分リ惡イカラ「根本ヨリ」
ト云フ字ヲ八レルト仰シヤル、是モ法文ノ
思想ノ根據ニ於テ、誤シテ居ルモノガアル
ノデハナイカト思フノデアリマス、委員會
ニ於ケル質問應答ヲ聽キマシテモ、共產主
義ハ善イトマデ言ハレナイガ、ソレニ近キ
例ナドヲ出シテ屢質問ヲサレタ(ヒヤー)
今日ノ席ニ於テハ湯淺君ヨリ到頭露骨
ナル御話ヲ承フタ、社會組織ノ歸結ハ共產
主義デアル、終リニハサウナルノデアルト
云フヤウナ御言葉ヲモ聽イタノデアル(ヒ

即チ全體ヲ否認スル、根本ヲ否認スル者ノ
デアルト云フコトハ、自ラ明瞭デアリマス
ガ故ニ、是ハ茲ニ註釋ヲ加フルノ要ヲ認メ
ナイト思ヒマス、其次ハ刑期ノ點デアリマ
スガ、是ハ昔ハ刑期ハ場合々々ニ依フテ
區別シテヤツタノニアリマス、近來ノ立法
例ハ成ベク範囲ヲ廣クシテ、各般ノ事情ニ
適應セシムベク、裁判官ノ自由裁量ニ委ネ
テ置クノガ近來ノ趨勢デアルト思フノデア
リマス、自由ニ其裁量ハ爲シ得ルト存ジマ
スカラ、此點ニ付テモ吾々ノ案ト餘り違ハ
ナイ、故ニ私ハ願クバ御讓歩ヲ願ヒマシ
テ、後程再ヒ同ジ案ヲ持テ上ルコトが出
來ルヤウニ切ニ希望スル譯デアリマス、私
ハ簡単デアリマスガ、之ヲ以テ其理由ト致
シマス（拍手）

○副議長（小泉又次郎君）　土屋興君
〔土屋興君登壇〕

○土屋興君　諸君、私ハ中村啓次郎君其他
ニ依ツテ提起セラレツ、アル修正案ニ對シ
テ、贊成ノ意ヲ表セントスル者デアリマス、
而シテ私が修正案ニ對シテ贊成ノ理由ヲ申
述フルニ當リマシテ、先づ大體ニ於テ何故
ニ維持法ニ吾々が贊意ヲ表スルカト云フノ
理由ヲ申述ヘタイト思フノニアリマス、極
メテ本案ハ重大ナル法案デアリマスルカ
ラ、何卒御倦怠ノ折柄デアリマスルケレド
モ、暫ク時間ヲ御割愛下サランコトヲ切ニ
御願致スノデアリマス（「簡単々々」ト呼フ
者アリ）成ベク簡単ニ致シマス、諸君、政
友會内閣ノ末期ニ於テ過激社會運動取締法
ト云フト、本案ノ如キ性質ヲ有スル特別法
案ヲ提出セラレ、又震災直後ニ於テ治安維
持令ノ發布ヲ見タル因縁經過ヲ考ヘマスル
ト云フト、本案ノ如キ性質ヲ有スル特別法
案ヲ提出セラレ、又震災直後ニ於テ治安維
持令ノ發布ヲ見タル因縁經過ヲ考ヘマスル
ノデアリマス、殊ニ近年ノ我國ノ世相ハ、

此本案ノ如キ特別法制定ノ要アルヲ思ハシ
ムルモノガアツクノデアリマス、御承知ノ如
ク、大戰後ノ社會改造ノ思想ヨリ來レル世
界的思想ノ動搖ハ、可ナリニ激甚ナルモノガ
アツクノデアリマスルガ、歐米各國トモ能ク
之ヲ消化シテ、今ヤ漸ク安定ノ期ニ入ツタ
ルノデアリマスガ、實ハ然ラズシテ、益々
深ク内訌シツ、アルノ虞ガアルノデアリマ
ス、加之近時ノ我が社會現象ハ危險思想ヲ
誘致スル事ノミデアルト思ハル、ノデアリ
マス、特ニ私ノ憂ヘテ居リマスルコトハ、
勞働階級又ハ無產階級ノ人々ノ神經ヲ尖ラ
シムルコトガ極メテ多イノデアリマス、私
ハ今試ニ政府當局並ニ與黨ノ方々ニ御参考
介ヲ申シテ見タイト思フノデアリマス、彼
等ハ三派ヨリ成ル護憲ノ政治ハ空理、空論
ノ政治デアル、社會ニ阿ルニ急デアツテ、國民
ノ實生活ニ觸ル、所ガ毫末モナイ政治デア
ルト申シテ居ルゾデアリマス、無條件ノ普
選、貴族院改革、洵ニ景氣ノ好イコトデアル、
併ナカラ是ガ國民ノ「パン」ノ問題ト直接ノ
交渉ヲ有スル所ノ勞働立法ヤ、勞働保險三
對シテハ、政府ハ在野黨時代ノ口約ヲ無視
シテ、恬トシテ之ヲ顧ミナインデアルト云
フコトヲ非常ニ遺憾ニ思ッテ居ルノデアリ
マス（拍手）昔ハ強キヲ挫キ弱キヲ助ケルヲ
以テ武士道ノ精華ト致シテ居ツタノデアリ
マス、然ルニ今ハ然ラズ、特ニ我が護憲内
閣ハ、強キ者ニハ益弱ク、弱キ者ニハ益強
クト云フコトヲ言テ居ルノデアル（「ノ
強イト云フコトヲ言テ居ルノデアル（「ノ
ウノウ」拍手）而シテ議會ノ多數ハ正義正

論ノ多數デナク、暴力ノ多數デアル、多數
政治ハ結局暴力政治デアルト云フコトヲ
言ツテ居ルノデアリマス(拍手)「早ク反対力
發成カ述ベロ」ト呼フ者アリ)市井ニ於ケ
ル所ノ勢力者ノ犯罪ニ對シテハ之ヲ重クシ
シ、議會ニ於ケル傷害事件ノ加害者ハ多數
黨所屬ノ者ナルガ故ニ不問ニ付サレ、議
長ハ君子人ト言ハレテ居ルト言ツテ居ルノ
デアル、是ガ近頃ニ我國ノ赤裸々ナル狀態
デアル、遺憾ナカラ私モ彼等ガ申シテ居ル
是等ノコトヲ肯定ゼザルヲ得ナイト云フコ
トヲ沟ニ遺憾トスル者デアリマス(拍手)甚
ダ鬼近ナル例ヲ申上ダルヤウデアリマスル
ガ、徳川ノ末期ニ社會ト政治ノ墮落ヲ諷シ
テ、石ガ流レテ木ノ葉ガ沈ムト云フ俗謠ガ
盛ニ唄ハレタコトガアルノデアリマス、近
頃ノ我國ハ其石ガ流レテ木ノ葉ガ沈ムノ狀
態デアリマス、當然ノ事ガ當然ニ參ラナイ、
正義ガ正義トシテ通ラナイ、正論ガ正論ト
シテ通ラナイ、是ニ於テカ不平、不滿ヲ生
ジ、下層社會ハ人ヲ怨ミ、世ヲ憤テ、知ラ
ズ識ラズ左傾スルヨコトニ相成ルノデアリマ
ス(拍手)是ハ爲政者タルモノ、最モ注意ス
ベキ事デアルト私ハ思フノデアリマス、サ
ウシテ他方日露國交ノ回復ハ、彼我ノ交通
ヲ自由ナラシメ、來往頻繁ヲ致スノ結果、
彼ノ恐ルベキ第三「インター・シヨナル」ノ
活躍ヲ思ハシムルモノガアルノデアリマ
ス、勿論露國現時ノ共產主義ハ、先年ノ所
謂「メップ」以來、即チ新經濟策樹立以來「マ
ルクス」「クロボトキン」等ノ思想ヨリ遙ニ
軟化致シタトハ申シナガラ、依然社會ノ脅
威タルヲ失ハナイノデアリマス、而モ此時
ニ當テ無條件普選ノ實施ハ、主義者ヲシテ
之ヲ思ヒ彼ヲ想フ時ニ、私ハ治安維持法ヲ

國家國民ノ爲ニ絕對ニ否決シ去ルト云フノ
勇氣ヲ持タナイノデアリマス、勿論思想ハ
思想ヲ以テ對スペシト云フコトハ千古ヲ通
テ過ナカラシムルト云フノニハ、尙ホ相當
ノ期間ト訓練トヲ要スルノデアリマス、故
ニ私ハ暫ク忍ンデ高遠ナル所ノ理想ヲ捨テ
テ、實際政治家タルノ立場ニ立テ、事實上
思想取締法タル本案ニ對シテ、敢テ總括的
ノ贊意ヲ表セントスルノデアリマス、諸君、
既ニ思想ヲ法律ヲ以テ取締ルコトノ如何ニ
愚デアルカト云フコトハ、彼ノ「ビスマル
ク」ノ社會主義鎮壓法ガ明ニ之ヲ語テ居ル
ノデアリマス、五十年後ノ今日ニ於テハ「ビ
スマルク」ノ恩ヲ再ビ茲ニ演ズルト云フコ
トハ、如何ニモ馬鹿ラシイコトデハアリマ
スケレドモ、「ビスマルク」ノ社會主義鎮壓
法ハ如何ニモ不成功デアッタハ申シマス
ケレドモ、アノ法律ニ依テ獨逸ノ社會民主
主黨ガ凡暴ノ手段ヲ慎ムコトニナッタト
云フコトハ明ナル事實デアル、私ガ此法
律ニ向シテ期待スル點モ、亦彼ノ憎ムベキ
無責任ナル煽動家ヲ戒ムルダケノ效果ガ
アレバ、十分デアルト思テ居ルノデア
リマス、ソレト同時ニ私ハ何レニシテ
モ、治安維持法ノ如キ法律ヲ必要トスル
社會ハ、誠ニ厭フベキ、煩ハシキ社會デ
アルト云フコトヲ痛感スルノデアリマス、
吾々ハ更ニヨリ良キ社會ヲ作ラナケレバナ
ラナイ、更ニヨリ愉快ナル所ノ家庭ヲ作ラ
ナケレバナラナイ、是ハ吾々ノ義務デアリ
又政府ノ責務デアリマス、殊ニ本法ヲ施行
スル以上ニ於テハ、此點ニ對スル政府ノ責
任ハ極メテ重且大ナルモノガアルノデアリ
マス、若シ政府ガ一片ノ法令デ、危險思想

會ノ不平不滿ヲ解イテ、危險思想ニ感染スベキ所ノ者ヲ根本カラ芟除スルト云フ御考ヲ持テ戴キタイト思フノデアリマス、彼ノ時代遅レノ「ビスマルク」スラモ、社會主義鎮壓法ヲ實施スルト同時ニ、大ニ社會政策ヲ行シタノデアリマス、由來我國ノ下層社會ニハ、鬱勃タル不平ト不滿トガアルノデアル、其根本原因ハ無產階級ノ生活ヲ合理的ニ向上セシメントスル思想ノ討究ヤ、之ニ關聯スル運動ニ對シテハ、從來殆ド盲目的ニ之ヲ抑壓シテ居タノデアリマス、而モ此種ノ思想ヤ運動ニ最モ密接ナル關係ニ在ル所ノ、當ノ無產階級ノ實生活ヲ向上セシムルコトニ付テハ、當局ニ於テ何等見ルベキトシテ我國ノ無產階級ニハ思想的ニモ、生活的ニモ、鬱勃タル不平ト不滿トガ存スルノデアリマス、此不平ト不滿トガ除去ラレルナラバ、治安維持法ナドノ必要ハ更ニナインノデアリマス、而シテ社會ハ今日ヨリヨリ良キ愉快ナル社會トナルト云フコトハ確ナル事實デアリマス、今ヤ維持法ハ茲ニ呱々ノ聲ヲ舉ゲントシテ居ルノデアルガ、當局ハ此法律ヲシテ事實無用ノ空文タラシムルコトニ御努力ヲ願ヒタイノデアリマス、此本案ニ贊意ヲ表スル所以デアルノデアリマスルガ、本案ハ政府ノ原案ニ於テハ幾多ノ不備ノ點ガ存スルノデアリマス、是レ吾々が修正案ニ贊意ヲ表タル所以ナノデアリマス、第一、万世一系ノ天皇ガ統治スル此國體ハ、

善キ制度ガ遠ニ見出サレナイカラ、之ヲ存置シテ居ルト云フ迄デアルト私ハ恩フノデアル、今日ノ貧富ノ懸隔モ、社會ノ犯罪モ、悉ク此制度ニ基イテ居ルト申シテモ過言デハナイノデアル、隨テ社會ノ進歩ニ伴レテ當然改善サレ、改革サルベキ制度ハ、出來得ベクンバ是非避ケタイノデアリマス、併シ之ヲ此法律カラシテ除去ルト云フコトデハ、肝腎ノ本法制定ノ目的ヲ逸スルヲ罪トスルノ規定ヲ設クト云フコトハルノ虞ガアルノデアリマス、事實ヲ申セバ私有財產制度ニ對スル規定ヲ削除シテモ、尙ホ且ツ無政府主義、共產主義ニ對スル取締ノ遺漏ナキヲ期シ得ラレマスルナラバ、是非之ヲ削除シタイト云フ考ヲ持シテ居ルノデアリマス、併シ今日ハ事情ガ之ヲ許サナイ、私有財產制度否認ニ對スル同僚清瀬君ノ委員會ニ於ケル熱心ナル態度、豊富ナル學殖、共ニ私共ノ尊敬ヲスル所デアリマス、出來得ベクンバ私モ清瀬君ニ賛成ヲ致シタイト思フ、併シ國家ノ情勢、時ノ事情等ヲ考慮致シマスルト云フト、姑ク理想ヲ後ニシテ、現實ノ必要ニ就クノ外ハナイノデアリマス、是ハ現實ヲ主トスル吾々ノ立場トシテハ、蓋シ已ムヲ得ナイコトデアラウト思フノデアリマス、唯斯ル規定ヲ廢止シ得ル時ノ到來ヲ國家國民ノ爲ニ切ニ希望スルノ外ハナイノデアリマス、右様ナ次第デアリマスカラ此規定ハ出來得ルダケ狹義ニ解釋シタイト考ヘマシテ、「根本ヨリ」ト云只今ノ御提議ニハ私共應ジ兼ネルノデアリマス、願クバ何卒三派ノ方ヨリ吾々ノ方ニ向シテ贊意ヲ表シテ戴キタイト思フノデマス(「反對」併ナガラ私ハ私有財產制度ノ否認ト云フコトニ對シテ「根本ヨリ」ノ四字ヲ

插入致シマシテモ、私有財産制度ノ否認ニ
對スル規定期付テハ思ハナイ累ヲ被ル者ガ
出來ヤシナイカト云フコトヲ衷心憂ヘテ居
ル者デアリマス、特ニ私ノ懸念ニ堪ヘナイ
ノハ、本法ノ勞働團體ニ及ボス影響デアリ
マス、過日本案ヲ上程セラレルニ方リマシ
テ、若楓内相ハ維持法ノ勞働者ヲ威嚇スル
モノナナイト云フコトヲ繰返シ繰返シ御説
ベニナッタノデアリマス、而シテ只今廣瀬
代議士モ亦此點ヲ御論ニモ賛成スルコトハ出來
マス、併ナガラ私ハ如何ニ考ヘテモ内相ノ
言ヲ信ズルコトハ出來ナイ、ソレト同時ニ
廣瀬君ノ御議論ニモ賛成スルコトハ出來ナ
イノデアリマス、如何トナラバ本法ヲ直接
執行スル所ノ人ガ、内相ノ如キ立派ナ人デ
アルナラバ、何等是ハ懸念ヲ要サナイノデ
アリマスケレドモ、事實此法律ヲ執行スル
所ノ人ハ、多ク勞働運動等ニ理解ヲ有サナ
イ所ノ低級ナル司法警察官デアルノデアリ
マス、地方ニ於テ我國ノ勞働團體及勞働運動
ハ、法律上ニ確認セラレテ居ラナイト云
フ事實ヲ考慮致サナケレバナライノデアリ
マス、此點ヲ考慮致シマスルト云フト、
此法律ハ折角發達ノ緒ニ就イタ所ノ我國ノ
勞働團體ヲ壓迫シ、勞働運動ヲ彈壓スル所
ノ虞ガアルト云フコトヲ想ハナケレバナラ
ナインデアリマス、此法律ハ確ニ勞働者ヲ
脅威スルモノデアルト云フコトヲ想ハナケレ
バナラナイト思フノデアリマス、私ハ茲ニ
アリ」斯ウ考ヘテ見マシテモ、私有財
產制度ノ否認ヲ目的トシナイモノハ殆ド無
必ズヤ此法律ハ執行者ノ手加減ノ如何ニ
世界ノ勞働團體ニ付テ見マシテモ、私有財
產制度ノ否認ヲ目的トシナイモノハ殆ド無
依シテハ、勞働團體ヲ彈壓シ、勞働運動ヲ撲

フノデアリマス、私ハ考ヘマスノニ、事實

上焼直シデアルナラバ、焼直シデアルト云フ

コトヲ赤裸々ニ御詫ニナシテ、サウシテ而

モ此現内閣成立以來カラト云フモノハ、變

說改論ト云フコトハ進歩デアルト申シテ居

ルノデアリマスカラ、進歩デアルナラバ何

モ少シモ躊躇スルコトハナイノデアリマス

カラ、明ニ其事ヲ御詫ニナシタラ大變宜カ

ラウト思フノデアリマス(拍手)而シテ過激

法案ノ當時ニ於テハ野黨トシテノ反動的感

情カラ、國家國民ノ利害ト云フモノヲ度外

視シテ反對ヲシタケレドモ、堵テ今日責任

ノ地位ニ立ツテ見ルト、ドウシテモ國家國

民ノ爲ニ必要ダアルト云フコトヲ痛感シ

テ、此法律ヲ出シタノデアルト云フコトヲ

言ハレタ方ガ宜シイノデアル、而シテ私ハ

最後ニ一言申シタノハ、諸君、議會政治ノ

頗廢ヲ致シタト云フコトヲ言ハレテ居ル、

此時ニ、朝ニ在ルト、野ニ在ルトヲ問ハズ、

國家國民ノ利害ヲ中心トシテ冷靜ナル判断

ノ下ニ、正ヲ履ンデ惑ハズト云フ正々堂々

タル所ノ態度ヲ執テ本案ニ贊意ヲ表スル

所ノ政黨ハ、政友本黨アルノミデアルト云

フコトヲ御注意願ヒタイノデアル、而シ

テ又國家國民ハ宜シク此點ニ對シテハ十分

ナル注意ヲ拂ベキモノノデアルト思フノデ

アリマス、私ハ以上申述ベタ所ノ理由ニ依

リマシテ、中村君其他ノ修正案ヲ支持スル

者デアリマス、何卒諸君ノ冷靜ナル御考ヲ

持タレテ、吾々ノ修正案ニ御賛成ヲ願ヒタ

イノデアリマス

○作間耕逸君 討論終結ノ動議ヲ提出致シ

マス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ討論ハ終結致

シマシタ——採決ニ入ルニ先ダチ御詫リヲ

致シマス、中村啓次郎君外三名提出ノ修正

案中、第一條ノ政體ヲ削ル點ハ委員長報告

ト同一デアリマスガ、法文ノ組立方及刑期

ノ點ニ於テ相違シテ居ルノデアリマスカ

ラ、之ヲ別個ノモノト認メマシテ、隨テ委

員長報告ト修正案トハ共通ノ點ハ無イコト

トナリマス、左様御諒承願ヒタイノデアリ

マス、採決ノ順序ヲ一言致シマス、先づ中

村啓次郎君外三名提出ノ修正案ヲ採決シ、

次ニ、委員長報告ニ係ル修正ノ箇所ヲ採決

シ、最後ニ委員長報告ニ係ル修正ヲ除キタ

ル他ノ原案ニ付テ採決ヲ致シマス、先づ中

村啓次郎君外三名提出ノ修正案ニ付テ採決

致シマス、中村君ノ修正案ニ賛成ノ方ノ起

立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立少數ニアリ

マス、仍テ中村君ノ修正案ハ否決セラレマ

シタ、次ニ委員長報告ニ係ル修正ノ箇所ニ

付テ採決致シマス、委員長報告ニ賛成ノ諸

君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立多數ニアリ

マス、仍テ中村君ノ修正案ハ否決セラレマ

シタ、其他ハ原案ニ御異議ナイト認メマ

ス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマ

ス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後七時五分散會

治安維持法案

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ延期致シマ

ス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマ

ス、今日ハ是ニテ散會致シマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立大數ニアリ

マス、仍テ本案ヲ可決確定致シマシタ

○作間耕逸君 残餘ノ日程ニ對シテ延期ノ

動議ヲ提出致シマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ延期致シマ

ス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマ

ス、今日ハ是ニテ散會致シマス

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立少數ニアリ

マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開

キ、第二讀會開設ノ通り、即チ委員長修正

終了致シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開

キ、第二讀會開設ノ通り、即チ委員長修正

終了致シマシタ

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第三讀會

ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

第三讀會

〔「贊成」「贊成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(小泉又次郎君) 作間君ノ動議ニ

御異議ナイト認メマス、仍テ直ニ第三讀會

ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

衆議院議事速記録第二十二號中正誤									
頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
五〇九	三	四〇	舊荒地	休耕地	五一〇	二	一〇	十四	十六
五一〇	一	要求	要領		五一一	同	同	同	
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同	同	同	同	五一九	同	同	同	同
五一九	同	同	同	同	五一一	同	同	同	同
五一一	同	同	同	同	五一二	同	同	同	同
五一二	同	同	同	同	五一三	同	同	同	同
五一三	同	同	同	同	五一四	同	同	同	同
五一四	同	同	同	同	五一五	同	同	同	同
五一五	同	同	同	同	五一六	同	同	同	同
五一六	同	同	同	同	五一七	同	同	同	同
五一七	同	同	同	同	五一八	同	同	同	同
五一八	同								

官報號外 大正十四年三月八日

衆議院議事速記錄第二十四號